

(仮称) DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 4 月

大和エネルギー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解.....	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書を作成した旨及びその他事項を公告した。

(1) 公告の日

令和3年1月29日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和3年1月29日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・紀州新聞
- ・日高新報
- ・読売新聞和歌山県版
- ・産経新聞和歌山県版
- ・朝日新聞和歌山県版
- ・毎日新聞和歌山県版

[別紙1 参照]

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙2 参照]

- ・広報ありだがわ1月号（Vol.181）21ページ
- ・広報ひだかがわちょう1月号（Vol.189）5ページ

③ インターネットによるお知らせ

以下のWebサイトに掲載した。

[別紙3 参照]

- ・当社ホームページ <https://www.daiwa-energy.com/>
- ・和歌山県公式ウェブサイト

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/assess/11dreamwind.html>

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 9 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・和歌山県庁環境生活部環境政策局環境生活総務課 (和歌山県和歌山市)
- ・有田川町役場吉備庁舎 (和歌山県有田郡有田川町)
- ・有田川町役場金屋庁舎 (和歌山県有田郡有田川町)
- ・有田川町役場清水行政局 (和歌山県有田郡有田川町)
- ・有田川町地域交流センター (A L E C) (和歌山県有田郡有田川町)
- ・日高川町役場企画政策課 (和歌山県日高郡日高川町)
- ・日高川町役場中津地域振興課 (和歌山県日高郡日高川町)
- ・日高川町役場美山地域振興課 (和歌山県日高郡日高川町)
- ・日高川町役場寒川出張所 (和歌山県日高郡日高川町)

② インターネットの利用

- ・当社ホームページに縦覧及び意見募集などの案内、方法書・要約書の内容を掲載した。

<https://www.daiwa-energy.com/>

- ・和歌山県公式 Web サイトに、縦覧、意見募集などの案内、当社ホームページの URL を掲載頂いた。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/assess/1ldreamwind.html>

(4) 縦覧期間

令和 3 年 1 月 29 日 (金) から令和 3 年 3 月 1 日 (月) までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 269 名であった。

(内訳)

- ・和歌山県庁環境生活部環境政策局環境生活総務課 (5 名)
- ・有田川町役場吉備庁舎 (53 名)
- ・有田川町役場金屋庁舎 (137 名)
- ・有田川町役場清水行政局 (49 名)
- ・有田川町地域交流センター (A L E C) (17 名)
- ・日高川町役場企画政策課 (1 名)
- ・日高川町役場中津地域振興課 (0 名)
- ・日高川町役場美山地域振興課 (7 名)
- ・日高川町役場寒川出張所 (0 名)

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催については、令和3年1月29日（金）付けで、方法書縦覧の公告と併せて日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和3年2月18日（木）18:30～21:00
- ・ 開催場所：日高川町山村開発センター（和歌山県日高郡日高川町大字川原河230番地）
- ・ 来場者数：40名

- ・ 開催日時：令和3年2月19日（金）18:30～21:00
- ・ 開催場所：金屋文化保健センター 文化ホール（和歌山県有田郡有田川町金屋7番地）
- ・ 来場者数：63名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙4、5 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和3年1月29日（金）から令和3年3月15日（月）までの間

（縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は402通、意見総数は453件であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、表2-1とおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電事業の当初は「エコでクリーンな次世代の自然エネルギー」という良いイメージがありましたが、今では各地で健康被害、土砂被害。環境破壊という被害によって多くの住民が苦しんでいます。特に低周波被害につきましては、行政は根拠なしとの見解ですが、日本各地で多く健康被害の報告がなされている事実があります。私はこの事業が進み風車が建設されることで、地域に起きるであろう被害に強い危機感と恐怖を感じています。和歌山県民の尊い暮らしと安心、安全を守って頂く為に、当事業の見直しをお願いいたします。つきましては、「(仮称) DREAM Wind (略)」の計画の中止を強く要望します。	風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、風力発電機から民家からの離隔を1km程度取れるよう計画をいたします。 これまでの国の調査等でも、風車の稼働による音によってアノイアンス(わずらわしさ)を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年)においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から5デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。 土砂災害など防災上の観点からの協議は、環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。 風力発電機設置場所付近では、環境影響評価の手続きでの現地調査とは別途に詳細な地質調査を実施した上で、事業計画の検討をいたします。

(意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	樹木を切り倒し、山を削る大規模な工事 土砂崩れや河川への影響が心配です。 このままいくと、奈良県境まで風車が Continuing してしまうような気がして・・・。 本事業計画に反対です。	土砂災害など防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。 風力発電機設置場所付近では、環境影響評価の手続きでの現地調査とは別途に詳細な地質調査を実施した上で、事業計画の検討をいたします。 河川への影響につきましては、工事期間中に尾根の近くや尾根上の一部を改変することにより一時的に裸地ができ、そこに雨が降ると濁水が発生する可能性があります。そのため、発生する濁水は沈砂池で土砂を沈殿させた後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	○白馬山近辺のブナ林等の自然の破壊による生態系の悪化 ○材料運搬における林道拡幅による土砂流亡とそれに伴う日高川、有田川の水質悪化の懸念。 ○白馬山脈の景観の破壊。 ○動植物の生息環境の悪化。 以上の点で、建設計画の中止を求めます。	ブナ林については現状を把握し、地元企業や関係機関と調整を図りつつ地元共生とした位置づけでブナ林の再生を計画しております。 森林を放置すると背が低く細い樹木が増加し、倒木の危険も増加します。そのため、代替地の植林も含めた環境保全措置を検討いたします。 土砂災害など防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。 河川への影響につきましては、工事期間中に尾根の近くや尾根上の一部を改変することにより一時的に裸地ができ、そこに雨が降ると濁水が発生する可能性があります。そのため、発生する濁水は沈砂池で土砂を沈殿させた後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。また、現地の動植物の生態系については今後の現地調査により生態環境を把握し、影響を極力低減した計画といたします。 白馬山脈の景観への影響につきましては、専門家から助言をいただきながら、代表的な景勝地のみならず身近な集落からの景観についても検討のうえ、フォトモンタージュを作成し予測・評価を行い、影響を極力低減した計画といたします。

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
4	再エネ推進、脱炭素に沿ったものであり環境保全面についても大手事業者による開発であることから信頼を寄せられるものと思われる。	昨今の地球温暖化などの地球環境の悪化から日本では2050年カーボンニュートラルに向け政策を進めている中、本事業も脱炭素政策に寄与したいと考えております。

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	一番心配するのは、大規模な工事により、自然破壊をすることによって、大雨や地震など災害時に山崩や鉄砲水等災害がおこるのではないかとという事です。 下流の私達にも、どんな影響があるかわかりません。 自然エネルギーに反対するものではありませんが、余りにも大規模な自然破壊を伴う計画は本来の自然エネルギーから大きく逸脱するのではないのでしょうか。 大災害が心配されるこの計画はぜひ見直しをして下さい。	風力発電所建設に係る開発は尾根上の一部に限られます。 土砂災害など防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。災害を引き起こすような開発はこの協議により認められません。 風力発電機設置場所付近では、環境影響評価の手続きでの現地調査とは別途に詳細な地質調査を実施した上で、風車配置などの事業計画の検討をいたします。 また、風車設計、構造物設計等は専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠して適切な設計といたします。

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
6	信頼のある大手企業 2 社による開発計画に安心感があります。 2 社の協力により安全で確かな工事施工が行われ SDGs に資する開発となることを希望いたします。	再生可能エネルギーを利用した本事業も持続可能な社会の実現に向けて寄与したいと考えております。また、工事については関係機関との協議を経て、国の審査を合格した上で着手いたします。

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	まだまだ不足している風力発電を設置できる事を期待しています。 実績のある 2 社で協同されるので安心しておりますが、地域の環境には十分配慮いただき実施をお願いいたします。	日本政府は 2050 年のカーボンニュートラルに向け、2030 年の脱炭素電源比率を再エネ 22～24%、原子力を 20～22%という目標を掲げておりますが、原発の稼働状況を鑑みると再生可能エネルギーの更なる普及が必要であり、本事業も再生可能エネルギーの普及に寄与したいと考えております。事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
8	有田川町での住民説明会の様子を勝手にユーチューブで公開されている。何も言えなくなってしまう。こんな事が許されるのか？	住民説明会の録画につきましては、個人的に利用することを目的とすることを条件に許可いたしましたが、残念ながらその約束は守られませんでした。今回、約束を守らなかった団体につきましては、今後法的措置も検討していきます。 参加者の皆様のプライバシー保護の観点から、今後実施する説明会では動画撮影を一切禁止とさせていただき、そのような行為をされる方の入場はお断りいたします。

(意見書 9)

No.	意見の概要	事業者の見解
9	SDGs の 17 の目標にも入っていますが『住み続けられるまちづくりを』いつも考えています。(私なりに)この視点から考えますと、白馬山脈のブナの自然林、多様で豊かな動植物の生態系に悪い影響をもたらす事は、孫子にとってどうでしょうか？有田川のきれいな水は守られていくのでしょうか？この先もずっときれいでおいしい水が飲みたい私にとって山が荒れることは堪え難いことです。 この貴重な自然環境を後世に残したいという意味で、この風力発電所計画に反対いたします。	ブナ林については現状を把握し、地元企業や関係機関と調整を図りつつ地元共生とした位置づけでブナ林の再生を計画しております。 河川への影響につきましては、工事期間中に尾根の近くや尾根上の一部を改変することにより一時的に裸地ができ、そこに雨が降ると濁水が発生する可能性があります。そのため、発生する濁水は沈砂池で土砂を沈殿させた後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。また、飲み水に湧水を使われている地域もございますが、湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水です。しかし、地下水脈に当たる場所には技術的に風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を検討することによって湧水への影響を回避いたします。

(意見書 10)

No.	意見の概要	事業者の見解
10	災害の危険や気象の変動、その他、住居の安全を第一にして私達が祖先から受けついで美しい風土を危険から守って頂きたい。お願い申し上げます。	土砂災害など防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。災害を引き起こすような開発はこの協議により認められません。

(意見書 11)

No.	意見の概要	事業者の見解
11	白馬山脈は山地災害が繰り返し発生してきた地区である この方法書にはこのことが反映されていない 又、ブナの自然林が多く多様で豊かな動植物の生態系が形成されている又、ブナの自然林が多く多様で豊かな動植物の生態系が形成されている	土砂災害など防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。災害を引き起こすような開発はこの協議により認められません。 また、ブナ林については現状を把握し、地元企業や関係機関と調整を図りつつ地元共生とした位置づけで再生を計画しております。

(意見書 12)

No.	意見の概要	事業者の見解
12	白馬山の林地開発は土砂災害をひきおこしやすい。森を残さなくてはならない。保安林を解除するなんてもってのほか。地震がおこったときの対策をどうするか。方法書にあらわれていないように思う。 騒音、低周波の調査の回数や調査場所が少なすぎる。風車が立つと 20 年は毎日、風車につきあわなければならないのは住民だ。もっと、きめ細かな調査がなぜできないのか。	土砂災害など防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。災害を引き起こすような開発はこの協議により認められません。 地震への対応としては、風車設計、構造物設計等は専門家による技術審査会等において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠した適切な設計といたします。 騒音の調査地点の検討にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音測定マニュアル」に基づき、地域の音環境が把握できる代表的な地点を選定いたしました。予測・評価につきましては、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。

(意見書 13)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	自然破壊は反対 健康被害が心配	環境影響評価の手続きの中で、周辺環境に与える影響を極力低減できるように事業計画を検討いたします。また、必要な環境影響を低減するための環境保全措置を検討し、実行してまいります。 本事業では、風車騒音や風車の影が近隣にお住まいの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家から 1km 以上の離隔となりますよう計画をいたします。 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、国の指針を参考にしながら評価いたします。

(意見書 14)

No.	意見の概要	事業者の見解
14	山のてっぺんはさわったらあかん。 風車はいらない。	土砂災害など防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。災害を引き起こすような開発はこの協議により認められません。

(意見書 15)

No.	意見の概要	事業者の見解
15	DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業に賛同します。世界中で温暖化対策がさけられる中、必要な事業であり応援しております。	脱炭素社会への取り組み、原子力発電に対する抵抗感など、我が国の電力事情は厳しい状況が続いているなか、政府の掲げる電力のベストミックス方針の一角を風力発電が担うべきとの考えのもと、皆様のご理解が得られるよう事業計画を進めてまいります。

(意見書 16)

No.	意見の概要	事業者の見解
16	CO2 による地球温暖化説にのって、しかも火力発電所のみが CO2 の元凶のような扱いをして、再エネ再エネと世界が前のめりになっているような・・・。 広大な土地がある国はともかく複雑な山（よって景観がよく生物多様性が維持されている）が中央にあり、海に囲まれその合間の小さな谷に人々が暮らす日本。どんなに太陽光パネルや風車を建設しようと天候に左右され、災害時には発電出来ない。火力や原発のバックアップに頼らざるを得ない、ということがはっきりしてきている。原発は×（3.11 で国民全ての目が覚めた）火力は CO2 の為閉鎖、途端に需要に供給が追いつかずあわや大停電の寸前まで（'21.1 月） 自然を壊し人間の生命、暮らしを壊しありあらゆる生物（動・植物、昆虫・・・）の生命をおびやかす再エネ、しっかり良否を再考して下さい。 都市の人々はともかく建設地元となる農林漁村の民々は絶対受け入れられないものです。よく分らないまま受け入れても建ってしまってから不安におびえ苦しみ涙しながらじっとガマンしてる現状を把握するべきです。 大規模な森林伐採は CO2 の吸収量も減少させるのですよね。 大所高所から考えられる政治家や大企業家はこの日本（すばらしい技術力、才能・・・を持つ個人はいっぱいいる）にはいないのでしょうか！？	本事業は風況、気象条件ならびに現地状況を調査した上で、風力発電事業に適していると判断し事業検討を進めております。ご意見の通り、2021 年 1 月には電力需要の急増により供給がひっ迫する状況に見舞われました。原子力発電所の再稼働が困難な中、脱炭素電源である再生可能エネルギーの更なる普及が必要である中、本事業も寄与したいと考えております。 一般財団法人 電力中央研究所の報告書によると、再生可能エネルギーである風力発電は石炭火力発電と比較して 1kWh あたりの CO2 排出量が約 3%と少なく、LNG 火力と比較しても約 6%となっております。風力発電が化石燃料の燃焼による発電に置き換わることによる CO2 排出量の削減がはるかに大きいと考えています。

(意見書 17)

No.	意見の概要	事業者の見解
17	風力発電の問題を考えると最も大切なことは、2つの視点をどうとらえるかとことであろう。 1 つ目の視点は、国のエネルギー政策の現状をどう考えるかということであり、原子力発電を今後の電力供給の柱としている国策に対して、風力発電がどの程度のインパクトを与えるのかという見方であり、2 つ目の視点としては、地元の有田川町の方角性として、自然エネルギーをとり入れたエネの町づくりにたいして風力発電がどう係わっていけるのかという見方である。 今後も学習していきたい。	日本政府は 2050 年のカーボンニュートラルに向け、2030 年の脱炭素電源比率を再エネ 22~24%、原子力を 20~22%という目標を掲げておりますが、原発の稼働状況を鑑みると再生可能エネルギーの更なる普及が必要であり、本事業も再生可能エネルギーの普及に寄与したいと考えております。 また、第 2 次有田川町総合計画において「自然環境の保全とクリーンエネルギーの活用」が示されており、町と綿密な協議を重ねながら、町の施策に合致するような事業にできればと存じます。

(意見書 18)

No.	意見の概要	事業者の見解
18	◎もう怖くて住民説明会には行けません。 反対派の方々が徒党を組んで勝手に発言し、説明会的主旨とも関係無い持論を展開して大切な時間を潰してしまいます。良識の有る方は愛想を尽かして帰ってしまう有様です。 怖くて驚いたのは説明会の様子を演壇だけでなく住民側も全て撮影し一人ひとりの顔や発言までユーチューブに公開していることです。ありえない言論弾圧です。下手に発言したら都合よく切取って世界中に晒され批判的にされそうです。 自由にものを言えなくする最近の人達は入場を断って欲しい。	住民説明会の録画につきましては、個人的に利用することを目的とすることを条件に許可いたしました、残念ながらその約束は守られませんでした。今回、約束を守らなかった団体につきましては、今後法的措置も検討していきます。 参加者の皆様のプライバシーの保護の観点から、今後実施する説明会では動画撮影を一切禁止とさせていただき、そのような行為をされる方の入場はお断りいたします。今後の説明会には安心してお越しいただき、忌憚のないご質問、ご意見をいただければと存じます。

(意見書 19)

No.	意見の概要	事業者の見解
19	景観と住環境に配慮願いたい。 説明会とは関係の無い電力に関して自説を訴えたり、事業者に対して高圧的な言葉で反対と追ったりすると、同じ集団と思われる方々が拍手をするなどして、同じ仲間とおして質疑の時間を使われてしまった。 肝心のメリット、デメリットの議論と理解が進まなかった。本当に身勝手な集団だと思う。 ○風車から出る低周波と一般家庭や港、工場などから出る低周波は質が違うのですか？ ○風車工事で局所的に山を削る場合と林道開発で長距離を削る場合とでは自然環境に与える影響はどちらが大きいのですか？	住民説明会の録画につきましては、個人的に利用することを目的とすることを条件に許可いたしました、残念ながらその約束は守られませんでした。今回、約束を守らなかった団体につきましては、今後法的措置も検討していきます。 参加者の皆様のプライバシーの保護の観点から、今後実施する説明会では動画撮影を一切禁止とさせていただき、そのような行為をされる方の入場はお断りいたします。今後の説明会には安心してお越しいただき、忌憚のないご質問、ご意見をいただければと存じます。 「低周波」とは「低周波音」のことであり、我々が生活の中で聞く「音」の一部分です。また、「低周波」は「低周波空気振動」とも呼ばれ空気の振動が我々の耳にある聴音器官を振動させることによって、我々人間はそれを知覚します。一般家庭や工場から出る「低周波」も、風車から出る「低周波」も、空気の振動である「音」の一部であるため、両者に違いはありません。 風車の建設工事は既存の林道をできるだけ利用しますので、全くの森林地域を開発する林道建設に比べ自然環境への影響は小さくなると我々は考えています。また、本事業の様に環境影響評価を厳密に行って環境影響を可能な限り低減する事業では、さらに環境影響を小さくできると考えています。

(意見書 20)

No.	意見の概要	事業者の見解
20	住民説明会で風車反対と考える方がビデオ撮影していたが、驚いたことにユーチューブで来場者や発言の顔まで、はっきりと解る動画を公開しています。 これでは自由に発言する事も出来ませんし、怖くて説明会にも行けません。	住民説明会の録画につきましては、個人的に利用することを目的とすることを条件に許可いたしました、残念ながらその約束は守られませんでした。今回、約束を守らなかった団体につきましては、今後法的措置も検討していきます。 参加者の皆様のプライバシーの保護の観点から、今後実施する説明会では動画撮影を一切禁止とさせていただき、そのような行為をされる方の入場はお断りいたします。今後の説明会には安心してお越しいただき、忌憚のないご質問、ご意見をいただければと存じます。

(意見書 21)

No.	意見の概要	事業者の見解
21	風車の低周波による被害で殺されたり病気になったと訴える特定の集団の方が居ります。そんな集団の方の中にはコウモリは風車の近くを飛ぶと肺が裂けて死んでしまうと言う方もおります。 そこで調査して欲しいのは風車による低周波と滝や川の流れ、風や草木の揺れから発生する自然由来の低周波と何が違うのですか？ 町中では風車と比較にならない高デシベルの低周波が常時発生していますが、これで亡くなったり、病気になった方は全国に何万人おられますか？	「低周波」とは「低周波音」のことであり、我々が生活の中で聞く「音」の一部分です。また、「低周波」は「低周波空気振動」とも呼ばれ空気の振動が我々の耳にある聴音器官を振動させることによって、我々人間はそれを知覚します。一般家庭や工場から出る「低周波」も、風車から出る「低周波」も、空気の振動である「音」の一部であるため、両者に違いはありません。工事や高速道路による被害等は把握しております。なお、風車による低周波音から病気等になったことは、把握しておりません。

(意見書 22)

No.	意見の概要	事業者の見解
22	私の自宅はコスモパワーの 2100kW の風車から約 1950 mの地点にあります。(只今試運転中) 元々自然音に恵まれた場所に風車の回る機械音と振動、違和感があります。風車が建つまえとその後では日常の変化が確実にあります。Dream Wind 事業でもかなり近い場所に民家があります。音や景色の変化、嫌悪感や異和感に慣れろということでしょうか。 有田川町に風車はもう要りません。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。上記のとおり、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住まいの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。 景色の見え方等の景観への影響につきましても、専門家から助言をいただきながら、代表的な景勝地のみならず身近な集落からの景観についても検討のうえ、フォトモンタージュを作成し予測・評価を行い、影響を極力低減した計画といたします。

(意見書 23)

No.	意見の概要	事業者の見解
23	低周波音についての認識が甘すぎると思います。超低周波音が人体に影響を与える事実を認めようとせず、数置によって問題から外す今の事業者側の態度を不信に感じるのは当然です。 10年事業が続いている、ユーラスエナジーの風車近く（海南市 大窪）では死者も出て、何軒も引越しています。事業者は認めていません。 DREAM Wind も同じですか。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。上記のとおり、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住まいの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。

(意見書 24)

No.	意見の概要	事業者の見解
24	山頂に人工的に手を加えるということは、水源に影響がでる可能性が高いと言えます。 源流の清らかさゆえに住民の生活が成り立っています。水が汚れてしまったり、あるいは湧水が出なくなったり水脈が変わったりしては生活できません。 水の資源を守ることをおろそかにされていませんか。住民の死活問題です。	湧水は、粘土質など水を通にくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、基礎設置場所では事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を検討いたします。また、工事期間中は、尾根の近くや尾根上の一部を改変することにより一時的に裸地ができ、そこに雨が降ると濁水が発生する可能性があります。そのため、発生する濁水は沈砂池で土砂を沈殿させた後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。

(意見書 25)

No.	意見の概要	事業者の見解
25	風力発電の風車が 2 km も離れていない所に居集区があります。世帯数が少ないからと観測・測定について詳しくされないということはないでしょうか。	これまでの国の調査等でも、風車の稼働による可聴音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されております。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。

(意見書 26)

No.	意見の概要	事業者の見解
26	環境影響評価の為の調査期間が不十分なのではないでしょうか。調査するポイントが少ないと思います。もっと何年もかけて調査する必要があると思います。	調査期間につきましては、発電所アセス省令に基づいて実施しております。希少猛禽類調査につきましては、審査会意見も踏まえ 2 営巣期の調査を実施いたします。騒音の調査地点の検討にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音測定マニュアル」に基づき、地域の騒音の状況が把握できる代表的な地点を選定いたしました。また、予測・評価につきましては、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測しますので、地域の騒音の状況が把握できる地点での現況調査を行うことで十分であると認識しております。

(意見書 27)

No.	意見の概要	事業者の見解
27	超低周波音について 説明会で住民の意見をささげる場面がありました。意見を述べている途中、遮ったのは電源開発の方でした。「時間がないから」おそらく、そのような理由でしたが、住民説明会は、何の為にある機会でしょうか。住民がおそらく受けるであろう”リスク”に対して不確定なことだから話し合えないというのであれば、住民への対応を放棄したのと同じではないでしょうか。	説明会の冒頭で、地元の方からの様々な意見をお聞きするために、質問・発言は原則として一人 1 回にいただき、一巡したあとで追加の意見をお聞きすることへのご協力をお願いしておりましたが、それを守って頂けないような発言もあったためにやむを得ず制止をさせていただいたものです。他の参加者の方にも平等なご質問の機会を持っていただくという観点からも、説明会ではルールを守って参加いただけますようお願いをさせていただきます。

(意見書 28)

No.	意見の概要	事業者の見解
28	修理川地区に近い 2100 kW の風車（コスモパワー）は試運転中ですが、住民は実際今までなかった風景に風力発電機が「思っていた以上に」大きく存在することを気にしています。夜間のライトも目障りです。建設前には想像できなかったことがあった時、住民はその風景に慣れる様、騒音に慣れる様、我慢しなければならないのでしょうか。	これまでの国の調査等でも、風車の稼働による可聴音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。 航空障害灯については航空法に基づき設置が義務付けられているものでありますが、今後、至近距離の地上からは見えなくするような対策も検討したいと考えております。

(意見書 29)

No.	意見の概要	事業者の見解
29	コスモパワーの風車 2100 kW が自宅から 1950m 程の場所に建っています（只今試運転中）。風に強い日は音と振動が感じられます。今回の事業では 3200 kW の風車が 1000m の距離以内に民家が見受けられますが、本当に日常生活に変化は起こらないと言い切れますか。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。上記のとおり、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住まいの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。

(意見書 30)

No.	意見の概要	事業者の見解
30	白馬山脈は地層的にとっても崩れやすいと、地質学の専門の先生から教えて頂きました。とても信頼できる意見だと思います。 地震や風の強い気象状、山が崩れる危険性はゼロではないはずです。事業者にとってもリスクがあるのでは。住民として、こんな危険な工事は止めて欲しいと思っています。	土砂災害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 31)

No.	意見の概要	事業者の見解
31	勝手に私の顔をユーチューブに UP されています。許せません。 なぜ、撮影などさせたのですか？理由を説明願います。こうなることは解っていたはずですが。 もう説明会には行きません！	住民説明会の録画につきましては、個人的に利用することを目的とすることを条件に許可いたしましたでしたが、残念ながらその約束は守られませんでした。今回、約束を守らなかった団体につきましては、今後法的措置も検討していきます。 参加者の皆様のプライバシーの保護の観点から、今後実施する説明会では動画撮影を一切禁止とさせていただきます。そのような行為をされる方の入場はお断りいたします。今後の説明会には安心してご越しいただき、忌憚のないご質問、ご意見をいただければと存じます。

(意見書 32)

No.	意見の概要	事業者の見解
32	Dream Wind の事業計画では 3200 kW の風力発電機が 1000m の距離にもあるようですが、本当に日常生活に変化がないと言い切れますか。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。上記のとおり、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住まいの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。

(意見書 33)

No.	意見の概要	事業者の見解
33	環境影響調査の中で、環境に関する専門家の意見がありますが、専門家の方の氏名は載っておらず、全員匿名です。 「風車の改変面積程度では環境が消滅することは考えにくい、大きな影響はないだろう」と指摘している「民間団体理事」とは？ 信頼度の高い意見と受け止めることができず不安ばかり大きくなります。	ヒアリングに応じていただいた方が特定されると、多くの意見がその方に寄せられ、混乱を生じさせる事態が想定されるため、所属などの属性から個人が特定されないよう氏名等については掲載しておりません。

(意見書 34)

No.	意見の概要	事業者の見解
34	環境影響調査の中で、環境に関する専門家の意見がありますが、専門家の方の氏名は載っておらず、全員匿名である理由を教えてください。 「発電機が山崩れの素因になるリスクは低い」本当にそう言い切れるのであれば、本名を明かすべきだと思います。	ヒアリングに応じていただいた方が特定されると、多くの意見がその方に寄せられ、混乱を生じさせる事態が想定されるため、所属などの属性から個人が特定されないよう氏名等については掲載しておりません。

(意見書 35)

No.	意見の概要	事業者の見解
35	騒音、超低周波音の現地調査地点について図を拝見しましたが、2km 内に含まれる民家が多く在ることがわかります。風力発電機から発生する特有の周波数 1hz、2hz、3.15hz は 2km 程度であれば観測されます。この周波を長時間受けることで、自律神経や循環器系に異常が起きることは、事業者様はご存知ではないでしょうか。もっとも、環境調査の基準内（20hz 以下は切り捨て）にその周波数は含まれていません。現在風力発電機の近くに苦しんでいる住民が存在することを見て見ぬ振りをする姿勢ならば事業そのものを認める訳にはいきません。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。

(意見書 36)

No.	意見の概要	事業者の見解
36	白馬山脈の地質はこれから調査されると思いますが、年間 1 mm 程西北に移動しており、砂によって出来る堆積岩で構成された山脈の地質は崩れやすく地すべりの危険性があると言えます。地権者の方や建設予定に近い区の住民の方にはその件についてどう説明されたのでしょうか。賛成されている地域もあるようですが、そのようなリスクについて本当に理解され、納得済みなのか、事業者側の一方的な説明で終始していないか、懸念するところです。	土砂災害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 37)

No.	意見の概要	事業者の見解
37	風力発電機が民家に近いことが気になります。建設後景観が変わり、「こんなはずではなかった」と住民が感じたり、超低周波音による人体への影響があった場合、事業者はどんな対応を取って下さるのでしょうか。ただちに風力発電を停止し、住民の安全を最優先して下さることを願います。	景観への影響につきましては、専門家から助言をいただきながら、代表的な景勝地のみならず身近な集落からの景観についても検討のうえ、フォトモンタージュを作成し予測・評価を行い、影響を極力低減したうえで、準備書においてお示しいたします。 また、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による可聴音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）が示されておりますので、今後の現地調査により、超低周波音も含めた騒音の現状を把握してまいります。

(意見書 38)

No.	意見の概要	事業者の見解
38	住民説明会は反対派の口汚い発言ばかりで、中立や賛成の者が声を上げられる雰囲気ではない。ましてユーチューブにも勝手に載せるなんて言論弾圧です。反対の意見以外に物言えぬようにする卑劣なやり方です。	住民説明会の録画につきましては、個人的に利用することを目的とすることを条件に許可いたしました。残念ながらその約束は守られませんでした。今回、約束を守らなかった団体につきましては、今後法的措置も検討していきます。 参加者の皆様のプライバシーの保護の観点から、今後実施する説明会では動画撮影を一切禁止とさせていただき、そのような行為をされる方の入場はお断りいたします。今後の説明会には安心してお越しいただき、忌憚のないご質問、ご意見をいただければと存じます。

(意見書 39)

No.	意見の概要	事業者の見解
39	住民説明会で気象協会の方は「静かな日を選んで3日間調音測定し平時の状況を調べる」と説明しました。これに対して女性の方が「静かな日を3日間だけですか！ビックリします！雨の日も風の日も測って下さい！」と絶唱し、同調の方から拍手を受けていました。私もこれには大賛成です。時前調査は強風・大雨の日も測定結果に反映願います。	騒音の予測の際には、現地で測った現状の音と風車の風車稼働時の音を足すことで影響を把握いたします。元の騒音が小さい（静かな）時と、元の騒音が大きい（うるさい）時に、それぞれ風車稼働時の音を足す場合、元の騒音が小さい時の方が人は風車騒音を敏感に感じます。また、台風や大雨の場合は、風や雨の音が大きく、風車騒音が隠れてしまうため適切な測定条件とは言えません。

(意見書 40)

No.	意見の概要	事業者の見解
40	住民説明会で風車建設で大切な森林を壊され、雨による災害が心配だと喧伝される方がおりますが、白馬林道の開設による自然破壊と比較してどれ程（例えば面積）の破壊になるのでしょうか？ 追記 住民説明会の様子を SNS に公開している輩がおりますが帰社は何故撮影を許したのですか？恐ろしくて質問も出来ません。	風車の建設工事は既存の林道をできるだけ利用しますので、全くの森林地域を開発する林道建設に比べ自然環境への影響は小さくなると我々は考えています。また、本事業の様に環境影響評価を厳密に行って環境影響を可能な限り低減する事業では、さらに環境影響を小さくできると考えています。 住民説明会の録画につきましては、個人的に利用することを目的とすることを条件に許可いたしました。残念ながらその約束は守られませんでした。今回、約束を守らなかった団体につきましては、今後法的措置も検討していきます。 参加者の皆様のプライバシーの保護の観点から、今後実施する説明会では動画撮影を一切禁止とさせていただき、そのような行為をされる方の入場はお断りいたします。今後の説明会には安心してお越しいただき、忌憚のないご質問、ご意見をいただければと存じます。

(意見書 41)

No.	意見の概要	事業者の見解
41	住民説明会で女性が騒音調査について「静かな日を選んで3日間だけの調査はおかしくないですか？風の強い日も雨の日もあるのだから、これらを調査しないのはおかしい。」と言っていました。本当にそのとおりだと思います。ぜひ騒音調査（ベース音）に取り入れて下さい。日高町の住民説明会でも要望があったそうです。	騒音の予測の際には、現地で測った現状の音と風車の風車稼働時の音を足すことで影響を把握いたします。元の騒音が小さい（静かな）時と、元の騒音が大きい（うるさい）時に、それぞれ風車稼働時の音を足す場合、元の騒音が小さい時の方が人は風車騒音を敏感に感じます。また、台風や大雨の場合は、風や雨の音が大きく、風車騒音が隠れてしまうため適切な測定条件とは言えません。

(意見書 42)

No.	意見の概要	事業者の見解
42	「事業者の説明はウソなんですよ！」とか「環境省は超低周波の専門家を入れていない！」などと、理解力に劣る方々がマイクを独占して事業者に言いがかりとしか思えない様なことを言ってばかりです。 この様な団体の方はマイクを握って好き勝手なことを言い放して気持ちが良いと思いますが、あきれて途中で帰る方も多くいます。住民説明会は拙劣な高齢者のサロン化していますね	住民説明会の録画につきましては、個人的に利用することを目的とし、拡散しないことを条件に許可いたしましたが、残念ながらその約束は守られませんでした。今回、約束を守らなかった団体につきましては、今後法的措置も検討していきます。 参加者の皆様のプライバシーの保護の観点から、今後実施する説明会では動画撮影を一切禁止とさせていただき、そのような行為をされる方の入場はお断りいたします。今後の説明会には安心してお越しいただき、忌憚のないご質問、ご意見をいただければと存じます。

(意見書 43)

No.	意見の概要	事業者の見解
43	風車が建設される周辺の住民でもない者が「住民の立場に立って考えろ！」などと大声で主張しているのは滑稽で見苦しく邪魔でしかない。地元住民は殆んど事業者から説明を受けて納得し賛成しているので、説明会などに来なくて良いのです。 下手に説明会に来て賛成の立場で発言などしようものならユーチューブで世界中に拡散されて酷い目に遭わされるから怖くて来れないのです。 反対派の「自由に物を言わせない」圧力に説明会は無茶苦茶にされているのが実態です。	住民説明会の録画につきましては、個人的に利用することを目的とし、拡散しないことを条件に許可いたしましたが、残念ながらその約束は守られませんでした。今回、約束を守らなかった団体につきましては、今後法的措置も検討していきます。 参加者の皆様のプライバシーの保護の観点から、今後実施する説明会では動画撮影を一切禁止とさせていただき、そのような行為をされる方の入場はお断りいたします。今後の説明会には安心してお越しいただき、忌憚のないご質問、ご意見をいただければと存じます。

(意見書 44)

No.	意見の概要	事業者の見解
44	説明会で女性が言ったとおり「聴音調査は静かな 3 日間だけでなく台風や大雨の日も入れなければおかしい話だ」と思う。ベース音に入れるべきだ。	騒音の予測の際には、現地で測った現状の音と風車の風車稼働時の音を足すことで影響を把握いたします。元の騒音が小さい（静かな）時と、元の騒音が大きい（うるさい）時に、それぞれ風車稼働時の音を足す場合、元の騒音が小さい時の方が人は風車騒音を敏感に感じます。また、台風や大雨の場合は、風や雨の音が大きく、風車騒音が隠れてしまうため適切な測定条件とは言えません。

(意見書 45)

No.	意見の概要	事業者の見解
45	騒音、超低周波音の現地調査地点の図を観たとき、目測でも 2km 以内に含まれる民家が多く在ることがわかります。風力発電機の回転から発生する特有の周波数 1hz、2hz、3.15hz は 2km 程度であれば観測されます。私の自宅がそうです。この周波数は数値が高くなる程、人体に影響を与え、自律神経や循環器系に異常をきたすことがわかってきています。住民の安全性を考えて載けるのであれば現在の計画は撤退してください。	風力発電の羽根は 1 分間に 20 回転しますので、3 枚羽根であれば 1Hz の振動は発生します。しかし、人体に影響を与えるほどの数値にはなりません。このことは、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。

(意見書 46)

No.	意見の概要	事業者の見解
46	ブナの自然林は作ろうと思っても長い時間がかかるものです。でも、壊すのは一瞬です。ブナ林だけで存在するのではなく、そこに生きる小動物、植物もそのバランスの中で生きています。それは、周辺に暮らす人々とも関わっています。発電所計画により大きく切りひらく森林伐採による土砂災害、近い将来発生するであろう大地震による発電施設への被害、大型・強力になっている台風による被害等十分に想定されているのでしょうか。そのような物理的な被害だけではなく、人への被害も気になります。耳には聞こえない高・低周波は皮ふによって感じられ、血管など体に何かしらの影響があるとのこと。建設したあとでは遅いのです。	ブナ林については現状を把握し、地元企業や関係機関と調整を図りつつ地元共生とした位置づけでブナ林の再生を計画しております。 森林の保水力については、間引きなど人の手を入れることによって保たれている側面があり、森林を放置すると背が低く細い樹木が増加し、倒木の危険も増加します。そのため、代替地の植林も含めた環境保全措置を検討いたします。土砂災害など防災上の観点からの協議については、国、自治体等の関係部署と適宜協議を行いながら、今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠した適切な設計といたします。 本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。

(意見書 47)

No.	意見の概要	事業者の見解
47	白馬山系の開発は自然林破壊だけでなく、大規模災害を引き起こす可能性があると考えられる。最近の台風の巨大化、集中豪雨の短時間大量降雨量、又地震などにより土砂災害、山稜部から川に至るまでの深層崩壊なども引き起こされかねません。又大量の土砂の流出による下流域での浚渫工事等も必要となってくるのではないのでしょうか。	防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。災害が起こるような開発はこの協議により認められません。 風力発電機設置場所付近では、環境影響評価の手続きでの現地調査とは別途に詳細な地質調査を実施した上で、事業計画の検討をいたします。 工事期間中は、尾根の近くや尾根上の一部を改変することにより一時的に裸地ができ、そこに雨が降ると濁水が発生する可能性があります。そのため、発生する濁水は沈砂池で土砂を沈殿させた後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。

(意見書 48)

No.	意見の概要	事業者の見解
48	今回の白馬山系の開発では自然環境の破壊に加え、土砂災害や今後想定される南海トラフ地震での被害が拡大する可能性があるなど、様々な懸念事項があります。再生可能エネルギーの拡充には賛成ですが、今回の白馬山系の開発については上記リスクを考慮し反対します。再生可能エネルギー開発事業は別の形で取り組んで頂きたいと思います。	土砂災害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 49)

No.	意見の概要	事業者の見解
49	事業者の「風車は 20 年後に撤去を前提としています。」との説明に反対派の高齢者が「ウソつくな！」などと暴言を吐いたり、「現実には和歌山に被害者がいるんです！」とか「被害者は救われない」「何人も人が死んでいるんです！」などと刑事告発すれば済むような話を持ち出して、説明会を妨害していることが許せない。	説明会では多くの方に来ていただき、本事業に関するご議論ができる場をご提供出来るよう努めるとともに、忌憚のない意見を言って頂けるような雰囲気を作るよう努めて参ります。

(意見書 50)

No.	意見の概要	事業者の見解
50	原子力発電を減らすためには風力や太陽光の自然エネルギーの活用は欠かせません。この政策に有田川町がお役に立てるのは素晴らしいことだと思います。	日本政府は 2050 年のカーボンニュートラルに向け、2030 年の脱炭素電源比率を再エネ 22～24%、原子力を 20～22%という目標を掲げておりますが、原発の稼働状況を鑑みると再生可能エネルギーの更なる普及が必要であり、本事業も再生可能エネルギーの普及に寄与したいと考えております。

(意見書 51)

No.	意見の概要	事業者の見解
51	昔から住んでいる大半の地元民は風力事業を歓迎しています。攻撃的な反対派の集団が怖くて自由にものが言えなくなっているのです。賛成派の方は事業者の話を聞いて納得しています。地元には馴染めない方や他所から来た方々が徒党を組んで反対したり説明会を妨害しているのです。	ご意見ありがとうございます。事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 52)

No.	意見の概要	事業者の見解
52	有田川町では他社の風車が完成間近ですが、この風車の一番近くに住んでいる革新系の町議会議員のブログを見ていると毎回町議会で町の職員に風車事業の質問を繰り返しているようです。不思議なのはこの議員が肝心の住民説明会で事業者に質問をしているところを見たことがありません。 聞くとところによると、この議員は風車建設が始まり住民の話題になり慌てて質問を始めたそうです。それまでは住民説明会にも来なかったそうです。質問ですが、貴社は日高川町議会の議員さんに事業説明をし、質問にも答えたそうですが、有田川町の議員さんには直接説明をしないのですか？そうすれば風車に一番近い議員さんの疑問にも的確にこたえられるし、こんなパフォーマンスだけの無駄な議員がなくなって住み良い町になると思います。ぜひ町議会議員さんにも直接説明し疑問に答えて下さい。	ご意見ありがとうございます。今後、有田川町議会へも丁寧な説明ができるよう働きかけてまいります。

(意見書 53)

No.	意見の概要	事業者の見解
53	白馬山系は和歌山県の中央部に位置し、照葉樹林が豊かで動物の種類も多い。人がバランスを考え共存する努力をしなければ、報いは必ず人にもたらされると考える。この事業がいかにも不合理で一部の人間の利益のために、多くの損失が生じるのかと思うと悲しくなる。計画の中止を求める。風力発電は洋上で進めるべき。	環境影響評価の手続において現地調査や影響予測を実施し、環境影響が極力低減された事業計画となるよう検討いたします。 今後、洋上風力発電につきましても、検討を行ってまいります。

(意見書 54)

No.	意見の概要	事業者の見解
54	そもそもどんな設計を示されようとも白馬山に風車を建てる事などもってのほか。この山は私達栗生小学校の校歌にも歌われている神聖なる山である。富士山に風車を建てるバカがいますか？この山は村の者にとってはおかざるべき山なのです。金もうけの為に私達の山をおかすな！！ 貴社そのものに不信感をもっています。一度他の会社も同じような計画をたてましたが中止にしました。 知ってますか？腹が立って腹が立っておさまりません。見学にも行きましたが、樹齢 100 年はあるかと思われる木も勝手に切っていたではありませんか！！	地域のシンボルとなっているような古木については現地調査により把握するとともに、工事計画の立案時に古木の保全に最大限配慮します。また、地域の方々からより信頼される事業者となるべく、環境問題に限らず地域振興への支援などについて地元区の皆様とのコミュニケーションの場を設けたいと考えています。

(意見書 55)

No.	意見の概要	事業者の見解
55	景観について、生石高原から白馬方面を見ると、新たに風車が見えはじめました。 これは多分、中紀ウインドファームの分だと思われるが、この様に同様の景観問題が提起されると思う。 特に、生石高原から白馬山が真正面に見えます。 今回の高さが 150m 近くある風車建設は、県立自然公園の景観を大きくそこねます。 やめて下さい。反対です。	生石高原では既設風車を含む景観への複合影響の調査を実施いたします。風車については、自然環境に溶け込みやすい配色（環境融和色）を検討しております。

(意見書 56)

No.	意見の概要	事業者の見解
56	貴重なブナ林は和歌山の宝です。 ブナ林やそこにすむ動物のことを考えれば、開発はやめていただくよりありません。 国民が省エネをもって、原発をとめた期間がありました。そのことをふまえ、風力発電の建設に反対します。	風力発電所建設に際しては、ブナ林の再生も合わせて実施できるようにいたします。 2021 年 1 月の電力需要のひっ迫した状況を見ても、原子力発電の稼働ができない状況下で省エネだけでは需要にこたえることは困難であり、カーボンニュートラルに向けた世情を鑑みると化石燃料の使用も難しくなる中、風力発電を含む再生可能エネルギーの推進は必須であると考えております。

(意見書 57)

No.	意見の概要	事業者の見解
57	私は、風力発電開発に反対します。 風力発電が設営されると騒音と低周波の被害が出ている事実があります。 夜眠れない、めまいや頭痛がする、耳鳴りがする。 もちろん全員がこのような症状を引き起こしているわけではありませんが、このような可能性を秘めているものを建設すること自体に問題があります。 大和エネルギーKK さんの社員の方々の御自宅近くに、この事実を知りながら建設すると言われれば皆様はどうでしょうか。嫌ではないですか。 手前の利益だけでなく、その場で生活している方々のことを考えてほしいのです。	風力発電機から民家までは 1km 以上の離隔が取れるよう計画をいたします。 これまでの国の調査等でも、風車の稼働による可聴音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。

(意見書 58)

No.	意見の概要	事業者の見解
58	私は、この風力発電の開発については反対です。 白馬山脈の自然はさまざまな動植物の生息地です。 風力発電の建設の為には、大型の風車を設置されるそうなので、林道も拡張されることでしょう。林道による工事、そして風力発電本体の工事だけでもここに住んでいる動植物達にとっては、大きな被害となる事でしょう。 もちろん設置後、稼働しはじめれば御社、大和エネルギーKK さんの方々も御存じの通り動植物への悪影響を及ぼすことは、さまざまな調査時からわかっている事実です。 よって、私は絶対的にこの風力発電開発に反対です。	今後の環境アセスメント手続きの中で、現地調査を行い現地の動植物の把握を行うとともに、環境影響低減のために有効な環境保全措置の検討を行います。 なお、環境影響評価の結果につきましては和歌山県の環境審査会、経済産業省や環境省による審査が行われ、必要に応じて経済産業大臣から出される勧告に従い事業を実施する必要があります。 また、風車建設にあたっては既存林道を最大限利用し、保安林制度を通じて国、自治体等の関係部署と適宜協議を行いながら、必要最低限の改変となるような設計といたします。

(意見書 59)

No.	意見の概要	事業者の見解
59	反対です	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。

(意見書 60)

No.	意見の概要	事業者の見解
60	私は風力発電開発に反対します。 お聞きするところによると、建設予定の風力発電の風車は海外産と聞いています。クリーンエネルギーの国の補助か何かで建設はできたとして、この風力発電を継続的に稼働運営できる保証、根拠をお教え願いたい。そもそも風力発電は、クリーンエネルギーといえるのでしょうか。建設設置に膨大なコストがかかる上に、稼働し始めてからも、メンテナンスに膨大な資金が必要です。これにかかる経費の概算を含めてトータルでクリーンエネルギーと言えますか？ 私には、建設や設営することだけで、一部の方だけ利益を得ることができるために実行されている計画にしか感じられません。 後先のこと後世のことを考えて、この建設計画が進められているとは、感じられません。そんな方々のために、私達の自然を奪われたくはありません。 絶対に反対します！	風力発電機の稼働時には、対象事業実施区域周辺に施設の維持・管理を行うための事務所を設置することを事業の前提としております。今回は海外メーカーの風車使用を予定しておりますが、国内実績も多数あり、国内に現地法人も構えているメーカーを選定予定であり、部品調達には問題がないものと判断しております。 今後、環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。

(意見書 61)

No.	意見の概要	事業者の見解
61	自然破壊を第一に考えて下さい 大切な原生林を守ることを第一に考えること 今までの無事に過してこれた大切な木々を育てること 風力発電はいりません これ以上自然を破壊すること許せません	今後の環境アセスメント手続きの中で、現地調査を行い現地の森林状況の把握を行い、白馬山のブナ林に配慮した配置といたします。事業を実施することで森林への作業道が整備され、林業と協業できる事業としたと考えております。放置森林では細い木の乱立や、倒木がおこることもあり、保水力が維持できなくなる可能性が考えられます。細心の注意を払って開発を行うことにより、防災上の観点から改善されることも考えられます。

(意見書 62)

No.	意見の概要	事業者の見解
62	方法書たるものがどのような物であるか詳しくはわかりませんが、(メリット、デメリットを含めて)・・・有田川町に住む者、しかも宇井苔とはさほど離れていない所の者にとって看過できない環境の問題であると思います。エコだから何をしても許されるという事もないでしょう。 折角、和歌山の美しい山国の様子を、妙な白いお化けが林立してしまうなんて悲しい限りです。台風、地震の災害が予想を越えておそってくるやも知れないのが昨今です。この計画もそれらを逃れられる事ではないでしょう。 そして低周波の被害は、当事者にとっては生活をおびやかす最大の課題ではないでしょうか。いくら補償を積まれても納得できる物ではありません。 どうぞ、ご再考を！	風車の設計については、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により落雷や地震、台風を考慮した荷重条件に耐える設計を行うことが定められており、本事業もこれに準拠いたします。 また本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住まいの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。低周波音を含む風車騒音は、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による可聴音によってアノイアンス(わずらわしさ)を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。

(意見書 63)

No.	意見の概要	事業者の見解
63	白馬山脈に風力発電を設置することに反対します。莫大なコストをかけ、自然を破壊しながら風車を設置したとして、その後、維持管理は未来永劫正しく行えるのでしょうか？御存じだとは思いますが、風車は維持管理費に大きなコストがかかります。またお聞きしたところによると、設置される風車は外国産だと聞いています。部品の修理交換はまた海外からの取り寄せ、経費が重なります。また、この海外のメーカーも今後継続的に供給していけるだけの強い会社なのでしょうか？ これらのことも含めて、設置した風車を最後まで責任を持って住民が安心して暮らせるように管理維持していけるだけの企業力、資金力が大和エネルギーさんにおありなのでしょうか。メーカーからの部品の供給ができなくなった、管理している会社がつぶれてしまった。風車は設置したもの、稼働できずに錆びつき、人工物の負の遺産となることはありませんか。建設、設置して終わりでは、困ります。これらの疑念がある以上、建設に賛成することは絶対にできません。	風力発電機の稼働時には、点検を行うために対象事業実施区域周辺で事業所を設置して、維持管理に当たることを事業前提としております。今回は海外メーカーの風車使用を予定しておりますが、国内実績も多数あり、国内に現地法人も構えているメーカーを選定予定であり、部品調達には問題がないものと判断しております。 撤去費については、運転期間中は撤去費を積み立てておくことがFIT 法上で定められており、経済産業省へ毎年報告を行うことが義務付けられております。 風力発電所の維持管理については、今回は風力発電所運営に実績のある電源開発株式会社と共同検討を行っており、2 社でしっかりと維持管理を行ってまいります。

(意見書 64)

No.	意見の概要	事業者の見解
64	風力発電建設により、台風、集中豪雨時、法面崩壊や水質汚濁、山崩れなど災害が起るし自然林の伐採等で動植物の生態に悪影響を生じさせるのは明白である。 地方のうつくしい山々を壊すのは止めてもらいたい風力建設は反対です。又許せないのは地方紙に載っていた環境に関する専門家の意見として大学准教授とか民間国体理事が「賛成」ととれるものでしたが、何と匿名との事でありえない話。 最近問題となりさわがせている愛知県知事のリコール疑惑事件と内容的に全く同じで「やらせ」そのものである。 大企業で働く高学歴で見識のあるあなたたちはおかしいと思いませんか。風力は地方の山に設置しないで、あべのハルカスの屋上にびっしり設置しては・・・。 私は氏名も住所も開示しています。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。また、基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 53 号）により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後、工事設計については関係法令に準拠した適切な設計といたします。

(意見書 65)

No.	意見の概要	事業者の見解
65	絶対反対です。 自然環境の破壊、健康被害、景観を損う等、重大な影響を及ぼすことから反対します。 大和エネルギー株式会社、電力事業部の皆さんにお聞きします。自分が巨大風力発電のふもとで家を建て住むことができますか？ 四六時中、地響きや騒音する所で生活できると思いますか？○△さん、△○さん、どうでしょうか。 地元民のことも考えて下さい。 一度設置すると元には戻りません。	環境影響評価の手続きにおいて、事業実施による周辺環境への影響を極力低減した事業計画とし、環境影響低減のために有効な環境保全措置を検討することによって、地域の皆様に理解を得られるよう計画をしております。 なお、環境影響評価の結果につきましては和歌山県の環境審査会、経済産業省の風力部会や環境省による審査が行われ、必要に応じて経済産業大臣から出される勧告に従い事業を実施する必要があります。景観に関しては、自然環境に溶け込みやすい配色（環境融和色）を検討し、景観への影響を低減いたします。 また本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住まいの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。これまでの国の調査等でも、風車の稼働による可聴音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。

(意見書 66)

No.	意見の概要	事業者の見解
66	白馬山脈は天然記念物や希少動植物の生息地と聞いています。この良い自然環境は長い年月をかけて作られた物で、それを人間の手で破壊しようとしている事は、甚しく思います。 温暖化により日本全国集中豪雨や山崩れが頻繁に発生しているにもかかわらず自然破壊をして、大きな風力発電を建設した後に多岐にわたり被害が発生するのではないのでしょうか。健康被害も他の地区で多数発生しているとも聞きました。 風力発電建設絶対に反対します。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。また、基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 53 号）により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。 また本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住まいの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。これまでの国の調査等でも、風車の稼働による可聴音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。

(意見書 67)

No.	意見の概要	事業者の見解
67	風力発電の風車が白馬山脈に 79 基も立てられそうですがこうした多くの巨大風車が立てられ、稼働されることになれば、ゆくゆく自然環境の破壊が進行することは、専門家からも言われています。 そうなれば、予測しない事態が起こりかねません。 近くの住環境の変化により人命にかかわる健康被害も起こってきます。このことは、すでに報告されていることであります。そういうことから、これ以上の建設されることには、絶対反対です。	防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。 工事に際しては、国からの安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしても事前の地質調査を実施するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じて地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。 これまでの国の調査等でも、風車の稼働による可聴音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の静穏性を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。

(意見書 68)

No.	意見の概要	事業者の見解
68	高野竜神スカイライン周辺は白馬山脈でも数少ないブナ林、ミズナラ、コナラ他自然広葉樹林帯です。私は40年来有田山岳会員として動植物に親しんで来ましたが、風力発電設置に伴いそれらが破壊されてしまいました。 又大田山周辺は我が栗生地区の水源涵養林であり、大切に保全しなくてはなりません。人間だけでなく熊、猪、鹿等、ブナ等の種子が大好物で、動物にとっても死活問題です。現状でも、二沢地区、押手地区では昼間から度々熊が人里に出没し大問題になっています。 又、低周波に依る健康被害も、既設地では現れており反対です。	今後の環境アセスメント手続きの中で、現地調査を行い現地の森林状況の把握を行い、設備配置及び工事計画の検討にあたっては、白馬山のブナ林をはじめとする自然林に十分配慮いたします。 また、本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を1km程度取れるよう計画をいたします。 低周波音を含む風車騒音については、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による可聴音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から5デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。 なお、風力発電による鳥獣の被害についての報告はされていないと認識しております。今後も情報の収集に努めてまいります。

(意見書 69)

No.	意見の概要	事業者の見解
69	低周波が心配です。 夜眠れない、めまいや頭痛、耳鳴りがするなどの症状があるということなので反対です。	本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を1km程度取れるよう計画をいたします。 低周波音を含む風車騒音については、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による可聴音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から5デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。

(意見書 70)

No.	意見の概要	事業者の見解
70	自然エネルギーを利用した発電は嬉しいことであるけれど、自然破壊の上に立った自然エネルギー開発はいいかなるものか。自然に優しい開発をお願いしたい。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 71)

No.	意見の概要	事業者の見解
71	① 累積的影響について もっと広く予想し、真剣に考えるべきである。	本事業の環境影響が及ぶ範囲内には、(仮称)中紀ウィンドファーム事業、(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業が計画されております。本事業の環境影響評価手続きに伴う現地調査の際は既に(仮称)中紀ウィンドファーム事業は運転開始しているものと想定されるため、本事業の現地調査結果に反映されることとなります。従いまして、(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業と本事業の累積影響について、予測、評価を行う計画です。
72	⑦ 白馬山系にはすでに 30 基が稼働し、23 基が建設中、計画中は本事業を含め 26 基で、すべて実行されると 79 基が林立することになる。審査会をはじめ知事、経産省など、どの意見でもこの累積的影響の可能性を強く指摘しているが、方法書では中紀第二W・Fとの騒音、低周波音、景観のみの情報を得て考慮と書いているが我々住民は、崩れやすいと言われる(実際あちこち崩れている)地質の山系に巨大な建造物を 79 基も打ち込んで地盤はなうなるか、台風、地震、大雨の影響などが心配である。累積的影響を隣の中紀第二W・Fだけ、騒音、景観のみに限るのは不十分である。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。また、基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠した適切な設計といたします。 また、累積的影響の調査項目は予測、評価が可能な項目を適切に選定しております。
73	④ 愛媛県の訴訟(電源開発)で住民の騒音被害はどの会社の風車が原因か特定できなかったと言われたが、こういう累積的な影響の際の言い訳を聞くと住民は辛抱するしか方法はなくなる。許しがたい態度だと思う。	本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画することで、累積的影響の低減に配慮いたします。
74	② 産業廃棄物、残土について 未定と記されている。どれくらいの木を伐採する予定か、なぜ予測できないのか、その処理はどうするのか。溪谷筋などに捨てると大雨など被害が出る。	環境影響評価方法書は、調査・予測・評価の手法を示したものであり、今後、工事計画の検討を行い、環境影響評価準備書において、産業廃棄物、残土、伐採量について適切に記述いたします。
75	③企業の倫理観について 説明会では低周波音・超低周波音についての被害の実情を訴える意見に対して事業者の態度は真摯でない(特に電源開発社員)。日本の公害反対運動で訴えられた被害に向き合うことで企業の技術が発展してきた歴史がある(例えば低公害車の開発で日本の自動車会社は世界に進出できた)。 再エネは必要だと私も思っているが、そこには<u>人権や自然環境の保全がないがしろにされては本末転倒</u>である。企業は儲け主義に走って、今地球が危機的状況におちいつている。水資源の枯渇や温暖化等々に直面して風車も持続可能な発展をと訴えていることに企業としてどう受け止めているのか。住民が訴える被害を「苦情」としてしか受け止めず金銭でその苦情を封じ込めようとする企業の態度が、和歌山県議会で問題になったことがある。本事業でそういうことが行われてはならないと思うが、どうか。 白馬の東側は審査会や知事意見でも示されているように特に自然度が高く、和歌山県民にとっては大切な財	説明会の冒頭で、多くの人からの様々な意見をお聞きするために、質問・発言は原則として一人 1 回にいただき、質問が一巡したあとで追加の意見をお聞きすることにご協力をお願いしておりましたが、それを無視する発言が出たためにやむを得ず制止をさせていただいたものです。説明者の態度が真摯でないとの件については、今後、上記のような状況にあっても真摯かつ丁寧に参加者が聴き取り易い説明を心掛けるものいたします。 公害による苦情によって、周辺環境が改善されたのは昭和 40 年代の話です。 昭和 40 年代の四日市市の工業地帯周辺においては、洗濯ものが外に干せないほどの大気汚染が問題になりましたが、技術の進歩、脱硫装置の改善によって、現在では大気自動測定局での硫酸酸化物の常時監視が不要になるほどの改善がされています。 本事業においても、環境影響評価の手続きにおいて、事業実施による騒音をはじめとした周辺環境への影響が低減されているか、また環境影響低減のために有効

	産である。今回の計画は思いとどまってもらいたい。 基本的に私は原発には反対（3.11 東日本大震災で証明された）、地球温暖化を心配しているので再エネの発展を願っているが、企業は儲け主義に走らず、自然破壊に抑制的で、健康被害に真剣に向き合って技術を向上させてほしい。小規模分散型で、蓄電池の開発などに力をいれて安全第一の人々の暮らしに役立つ企業として発展してほしい。過疎地の住民を札束で頬を打つようなやり方はしてほしくない。	な環境保全措置を検討し、実行することによって、地域の皆様に理解を得られるよう計画をしてみたい。
--	--	---

(意見書 72)

No.	意見の概要	事業者の見解
76	白馬山脈にかかる風力発電計画に反対します。 計画は中止して下さい。 この白馬山脈に 79 基もの風車が必要なのではないでしょうか。 この地域の自然環境の破壊が心配されます。動植物の形態の変化や、特に大雨等による土砂崩れなどの自然災害が起こる恐れがあります。 自然豊かな森林を壊さないで下さい。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。 自然環境への影響に関しては、環境影響評価の手続において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。

(意見書 73)

No.	意見の概要	事業者の見解
77	生活している地域に風車が林立している景観は異様です。毎日帰ってくると前に風車が迫ってくると気分が悪くなります。又、夜あちこちで光るので落ち着きません。南の空の星がきれいに見えてたのが、薄くなって、星空に癒されなくなってしまいました。 どうして白馬山脈にこんなにたくさんの風車ができるのかが一番の疑問です。「山を持ってる地権者は、すぐに金にかえるだろう。」とか、「過疎地だから低周波の犠牲も少ないだろう。」など、地域に住む者の命を軽く考えていると思います。“エコ”というのであれば、人が住む所でなく、景観を損なう所に造るのはおかしいでしょう。金儲け追及の企業とは相容れないと思います。1km 離れていても低周波や騒音の影響は 3km 以上離れていることが大事です。ツキノワグマやクマタカは、どうなるのでしょうか。本当に 20 年後、元通りに戻せると思いますか？土砂くずれの心配は本当にありませんか。想定外で片付けませんか。健康不調になれば、風車を止めると約束できますか。個人の問題として片づけませんか。 心配だらけです。あっちむいてもこっちむいても、風車、風車、風車それだけで頭が変になりますよ！	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。 なお、風力発電所建設のための作業道等については、周辺森林整備にご活用いただくなど、防災上の観点から寄与できるものと考えております。 本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。

(意見書 74)

No.	意見の概要	事業者の見解
78	1. この地方は、巨大風力発電に囲まれてしまいました。北部には長峰山脈沿いに、有田川町ウィンドファーム・海南紀美野風力発電が計画され、南部には、広川明神山風力発電があり、白馬ウィンドファームがあり、広川日高ウィンドファーム、中紀ウィンドファームそして白馬山東側までジリジリと広がり始めています。	本事業地は、スーパー林道が整備されていることから、新たな改変が少なく、再生可能エネルギーを生み出すという点で、適地であると判断しております。
79	2. 事業者は、被害への心配をしている私たち住民を意識して下さい。被害が生じたら、近くの風車を止めて対策を講じて下さい。風力発電とその被害について、国がその因果関係を明確に打出していないとして、いいかげんな言動をしないで下さい。	これまでの国の調査等でも、風車の稼働による可聴音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。
80	3. 白馬山は、この周辺のハイキングと登山の山でもあります。自然環境の素晴らしい地域でもあります。そんな文化にも気を配って欲しいものであります。	環境影響評価の手続において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 75)

No.	意見の概要	事業者の見解
81	風力発電所の建設によって、白馬山系のブナ林が切られ、大雨の際の土砂崩れなどを引き起こすのではないかと心配です。かつて、昭和 28 年の水害で、家を流された経験を思い出すと、水分を蓄えてくれる森林の役割はとても大切なので、森林破壊をして発電所を建設して、そのまま放置というのは、絶対反対です。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠した適切な設計といたします。 なお、風力発電所建設のための作業道等については、周辺森林整備にご活用いただくなど、防災上の観点から寄与できるものと考えております。

(意見書 76)

No.	意見の概要	事業者の見解
82	グルッと見渡すと山上にプロペラがまわっている。ああ、これが我家の電気の基かと思うのだが・・・こんなに健康被害がひどいとは・・・でも電気がなければ生活が・・・ さて、私のような者には名案がない。子どもの頃から思った海の波・・・この大小のウネリを何とかならないか・・・ そのくらいしか浮かんで来ない。絶え間なくうねる力を巨大発電に。 科学者に期待する。	環境影響評価の手続きにおいて、事業実施による周辺環境への影響が低減されているか、また環境影響低減のために有効な環境保全措置を検討することによって、地域の皆様に理解を得られるよう計画をしております。 また、本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。

(意見書 77)

No.	意見の概要	事業者の見解
83	巨大風力発電プラント建設は、山の木を切り倒して道路を建設、整備し、自然を破壊して様々な生き物の生息環境を破壊するとともに、稼働後は付近の住民に健康被害をもたらせています。木を切り倒すと、山の保水力は弱まり山崩れや洪水が発生しやすくなります。一度壊した自然は元には戻せません。だから自然は守らなければなりません。恵まれた自然の中で自分達の生活環境を守り、優しくゆったりとした生活を望むものであり、これに反する自然破壊は許せません。 「地球温暖化防止」という名目で、環境にやさしい電力ということですが、発電に至るまでの過程等を考えると決して優しくありません。環境破壊は最小限にとどめて欲しいと思います。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠した適切な設計といたします。 なお、作業道等については、周辺森林整備の助力となるよう、細心の注意を払って開発を行うことにより、防災上の観点から改善されることも考えられます。 一般財団法人 電力中央研究所の報告書によると、再生可能エネルギーである風力発電は石炭火力発電と比較して 1kWh あたりの CO2 排出量が約 3%と少なく、LNG 火力と比較しても約 6%となっております。風力発電が化石燃料の燃焼による発電に置き換わることによる CO2 排出量の削減ははるかに大きいと考えています。

(意見書 78)

No.	意見の概要	事業者の見解
84	低周波の被害がありと聞き、とても心配です。有田川にばかり風車はいりません。	本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。 低周波音を含む風車騒音については、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による可聴音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。

(意見書 79)

No.	意見の概要	事業者の見解
85	白馬山は災害を引き起こす危険な地形です。そんな危険な所に風力発電を作るなんて、もったいのほかです。豊かな自然を未来を荷う子供達に残していきたいです。 その為にも風力発電の建設は止めて下さい。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切な設計といたします。

(意見書 80)

No.	意見の概要	事業者の見解
86	由良町や下津町の風車は海水浴の時や車窓からながめては騒音と低周波の被害は大変だろうなあと感じていました。風車そのものが倒れたというニュースもありましたね。 山歩きの好きな私は最近生石山や鳥屋城山から見える風車の多さにあらためて“こわさ”を感じました。 “エコ” “便利な生活” “補助金” etc. 賛成にはいろいろな理由があると思いますが、結果は後でしかわかりません。でも各地で健康被害の報告があり、豊かな生態系や自然環境がこわされるということは事実です。 私は 71 歳、子や孫のために反対です。	本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。 低周波音を含む風車騒音については、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による可聴音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。 また、風車設計、構造物設計等は専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠して適切な設計といたします。 風車の稼働後に騒音等の苦情が発生した場合は、調査を実施させて頂き、その結果に応じて対策等を検討させて頂きます。

(意見書 81)

No.	意見の概要	事業者の見解
87	健康被害や自然破壊が心配です。	本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。 低周波音を含む風車騒音については、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による可聴音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。 また、環境影響評価の手続において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 82)

No.	意見の概要	事業者の見解
88	私は初めて風力発電の大型風車を身近で見た時、恐怖を感じました。そこを通る度に身が震え、鳥肌が立ちました。山登りが大好きで、山の自然に出会うことを楽しみに生きている身にとって、山上に立つ奇異な風車は許せないのです。他府県に比べ、和歌山の地に多すぎます。特に白馬山系になぜそれ程も多く建立しなければならないのでしょうか。 和歌山県の電気必要量は確保されているというのに、なぜ無駄に自然を破壊するのでしょうか。自然破壊だけでなく、動植物の生態の変化による、人間生活への悪影響がますます進んでいきます。農家の耕作地が荒され、現金収入が激減しています。生活が成り立たなくなっているのです。又、南海トラフ巨大地震の発生確率が高くなっている現在、地震動による地すべり、地盤崩壊等の可能性があります。 以上、この計画は無謀だと思われます。熟考の上計画を白紙にもどすことを願います。	環境影響評価の手続において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。工事に際しては、国からの安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしても今後の詳細な現地調査を実施するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じては地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。

(意見書 83)

No.	意見の概要	事業者の見解
89	貴社が計画している山城には豊かな自然が存在しています。ここに巨大風力を11基も建設すれば、自然（そこに生息している全ての生き物）を破壊する以外の何物でもありません。一度壊してしまえば、100年かけても元の状態には戻らないと考えます。 貴社が100年存続する組織でない以上、その責任は負えないと思います。 責任を負えないものであれば、事業に手をつける事はすべきではないでしょう。 計画の廃止を求めます。	環境影響評価の手続において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。

(意見書 84)

No.	意見の概要	事業者の見解
90	近年の異常な集中豪雨による災害が多発している。白馬山系のような急しゅんな山で、山地災害がくり返されたとも伝えられる様な所に、巨大風力発電は考えられない。	防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。 風力発電機設置場所付近では、環境影響評価の手続きとは別途に詳細な地質調査を実施した上で、事業計画の検討をいたします。

(意見書 85)

No.	意見の概要	事業者の見解
91	計画地域には、ブナ林を中心に学術的に貴重な生態系及び自然環境が保全されています。国民、県民の貴重な自然遺産であります。この白馬山系の自然環境、生態系を後世に残すべきです。 風力発電所計画には反対します。	環境影響評価の手続において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。

(意見書 86)

No.	意見の概要	事業者の見解
92	風力発電については、自然のエネルギーを利用して発電を出来るという事は、これからの時代とても大事な考えだと思います。しかしながら人が住んでいる近くでは騒音、低周波音の健康被害もあるという事も知りました。どこかに風車を作ろうとすると自然環境が壊れる危険性がある。みなさんが納得し、未来の為に環境負荷の少ない再生可能エネルギーを使用した発電方法を取り入れていければいいですね！人も山もエネルギーも大事に！よろしくお願いいたします。	本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。 また、環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 87)

No.	意見の概要	事業者の見解
93	私は有田川町が誇る白馬山脈と長峰山脈の美しさが大好きです。その大好きな山に風力発電が立つ事は本当に悲しいです。今問題になっている新型コロナウイルスも人間が自然破壊したことによってできたウィルスらしいですね。 都会の人が「いなかいいなか」とバカにするけど、私は産れ育ったこのいなか大好きなのです。初夏には新緑を、秋には紅葉を・・・あーもうすぐ雨が降るな・・・あーもう冬は終わりだな・・・山は私達に四季を教えてください。 こんなにキレイな山にあんな機械的な物を建てないで欲しいのです。もしかしたらこの自然破壊により、また新しいウィルスがでてくるかも知れません。そしたらますます生きにくい世の中になると思いませんか。	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。

(意見書 88)

No.	意見の概要	事業者の見解
94	白馬山系は私たちにとってたいせつな自然です、守ってください。 また、風力発電で健康被害がでています、大変心配です。	本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。 低周波音を含む風車騒音は、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。 環境影響評価の手續きにおいて、事業実施による周辺環境への影響が低減されているか、また環境影響低減のために有効な環境保全措置を検討し、実行することによって、地域の皆様に理解を得られるよう計画をしてまいります。

(意見書 89)

No.	意見の概要	事業者の見解
95	夜に時々いな光の様な光が見られて、何だろうと思っているうちに、あれよあれよという間、白馬山系はいな光の銀座通りようになってしまっている。 風力発電が建ってから、猪がいなくなり猟師さん達は「あそこの山は猪がいないので行ってもだめだ」との事で他の山に行ってるそうです。動物は本能的に感じるところがあるけれども、人間は中々感じられないが、やっぱりよくないと思う。	航空障害灯については航空法に基づき設置が義務付けられているものでありますが、今後、至近距離の地上からは見えなくするような対策も検討したいと考えております。

(意見書 90)

No.	意見の概要	事業者の見解
96	風力発電大反対です 山の自然を壊さないで下さい 鳥や動物を脅かさないでほしいです	環境影響評価の手続において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。

(意見書 91)

No.	意見の概要	事業者の見解
97	地震動による地すべりなど災害がこわいです。 山稜部に設置された風車は大きな影響を与えていると思います。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。許可がでない場合には風力発電所の建設はできません。

(意見書 92)

No.	意見の概要	事業者の見解
98	私の住んでいる所でも、風車の話があってから風車が立ち上がるまでの間は、反対もなく、こぞって賛成といわれながらの状況でした。 でも基礎が出来、支柱が立ち上がり、ブレードが装着されたとき、あまりの大きさに息をのみました。 これから 20 何年間この環境の中でいることを考えるとぞっとします。低周波の心配もある中で白馬山系の風車の建設はお断りいたします。	本対象事業実施区域は、安定した風況が見込めるなど自然エネルギーを活用する上で良い場所であると認識しております。 事業実施に当たっては、環境影響評価の手続きの中で、周辺環境に与える影響を低減できるように事業計画を検討いたします。また、必要な環境影響を低減するための環境保全措置を検討します。

(意見書 93)

No.	意見の概要	事業者の見解
99	・低周波音の被害者が現に出ているのにその被害を認めず都合のいいことを言う専門家の意見しか聞かない 施策はおかしいし、もっと低周波音を研究し対策を建ててから、建設を考え、対策が悪いなら建設を中止すべきです。	本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。 低周波音を含む風車騒音は、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。
100	・紀伊半島の地盤はフィリピンプレートと太平洋プレートに押されくずれやすい。毎年、山くずれも多く、台風を通り道でもあり、風車がこわれ、天災＋人災にままわれます風力建設に反対します。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。 基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 53 号）により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められています。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられています。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠した適切な設計といたします。

(意見書 94)

No.	意見の概要	事業者の見解
101	病気がこわいです。反対	本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。

(意見書 95)

No.	意見の概要	事業者の見解
102	「わかやまや のこしたしこの やまやかわ」和歌山放送でこのことばをよく聞きます。20 年後、30 年後、50 年後の山や川が心配です。企業は儲かなければ逃げてあとに風車のガレキが残されます。水害のことも心配です。未来のために、自然を守り残したいです。	風力発電所の撤去に関しては、運転期間中に撤去費を積み立てておくことが FIT 法上で定められており、また、様々な検討を行った上での風力発電所建設となりますので、風車稼働状況により撤退することはございません。

(意見書 96)

No.	意見の概要	事業者の見解
103	白馬山脈に施設ができると、古来より整地高野山に通じる参詣ルートが壊され、自然、文化が継承されなくなり、断固建設に反対します。 自然エネルギーの利用は重要なことであると考えますが、立地条件を十分考えたうえで、進めていただきたいです。有田の住民で賛同する者はいないと考えます。	本対象事業実施区域は、安定して風が吹くという条件であり、自然エネルギーを活用する上で良い場所であると認識しております。事業実施に当たっては、環境影響評価の手続きの中で、周辺環境に与える影響を低減できるように事業計画を検討いたします。また、必要な環境影響を低減するための環境保全措置を検討し、実行してまいります。

(意見書 97)

No.	意見の概要	事業者の見解
104	世界中が脱炭素に向けて移行していく中で、現政権も脱炭素に向けて持続可能な社会の実現に動き出していると思われます。その中で風力発電も自然エネルギーの一つで国内でも一定割合は必要だと思えます。しかしながら、和歌山の山上での発電となると、効率性自然破壊の面でどうなのか、私達は理解不足のところがあります。県外からの観光客が、山上から見える整然と植林された山々を見てきれいだと話した人もいます。それで景観がどうなるかとも思えます。また、残された自然林の中で生息する希少な動植物が生存することも事実と思えます。さらに、その地域に生存することも事実と思えます。さらに、その地域に生存する動物が人里に現われることも増えてくるのではないのでしょうか。以上のことも勘案の上で事業の検討を進めていただきたいと思えます。	環境影響評価の手続きの中で、周辺環境に与える影響を低減できるように事業計画を検討いたします。また、必要な環境影響を低減するための環境保全措置を検討し、実行してまいります。 風力発電による鳥獣の被害についての報告はされていないと認識しておりますが、今後も情報の収集に努めてまいります。

(意見書 98)

No.	意見の概要	事業者の見解
105	自然の山はだもはぎ取れ土砂災害がいつおこるかもわからない 野生動物も人里におりて来て、田畑の被害も多く生活に支障も出ています。 これ以上の風車の作る事に大反対です	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。森林法の許可がでない場合には風力発電所の建設はできません。 風力発電による鳥獣の被害についての報告はされていないと認識しておりますが、今後も情報の収集に努めてまいります。

(意見書 99)

No.	意見の概要	事業者の見解
106	白馬山系に現在も 30 基もの風車が稼働しているが、これ以上に巨大建造物を数多く建設することで台風や集中豪雨で法面の崩壊や水質汚濁、山崩れや鉄砲水などの災害が心配される。又広範囲の山林伐採をすることにより自然環境が破壊されると思えます。 再エネルギーは大切だとは思いますが、これ以上の造設はしないほしいです。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。 なお、放置森林では細い木が乱立したり倒木がおこることもあり、保水力が維持できなくなる可能性が考えられます。細心の注意を払って開発を行うことにより、地域の災害耐性の向上も考えられます。

(意見書 100)

No.	意見の概要	事業者の見解
107	白馬山系はブナ林を中心に学術的に貴重な生態系及び自然環境が保全されている。国民、県民の貴重な自然遺産であり、この白馬山系の自然環境や生態系を後世に残すべきである。 また、白馬山系の林地開発は土砂災害や洪水のリスクが極めて高い。特に山稜部はできるだけ森を残してきた。山稜部への風力発電施設の建設は災害を引き起こす危険が極めて高い。この風力発電所計画に反対する。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。森林法の開発許可がでない場合には風力発電所の建設はできません。基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和39年法律第170号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第53号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠した適切な設計といたします。

(意見書 101)

No.	意見の概要	事業者の見解
108	反対します。 ① 町民、県民の財産として、保全すべき貴重な生態系が維持されている、保安林、水源涵養林をふくむ大自然を壊すことは許せません、一度破壊された森はもどりません。	森林が持つ保水力につきましては、人が手を入れて整備していかないと能力を発揮できません。本事業は林道整備などによる林業との共生により周辺山林の整備の一助となる事業として進めてまいります。
109	② 昭和28年大水害 大変な被害が出ました。地元は山を壊すことで一番のおそれは災害です、「山くずれは深層崩壊で風車のせいではないという」企業側の学者の意見は信じられません。町と三者協定を交わして下さい。(住民に公表して)	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。 また、有識者は中立の立場として見解を述べられているものと認識しております。 協定締結に関しては、関係自治体のご意見も踏まえ、検討させていただきます。
110	③ 第二ウインドファームが専門家や知事意見を理解して除外した山城をそれを知りながら計画してくるとは全く県民無視ですね。中止して下さい。	(仮称)中紀第二ウインドファーム事業での県知事意見を踏まえ、ブナ林の現状を先行して調査した上で、関係部署と協議を行い、対象事業実施区域として選定しております。今後の事業計画検討において、ブナ林へ配慮させていただきますが、重大な影響が避けられない場合は対象事業実施区域から除外することを検討いたします。
111	④ 工事車が通る宇井苔白馬林道は地元区も地主さんも反対の声を上げています。30数ヘクタールの拡張は別枠と書かれていますが、谷すじを壊すことは反対です。別枠とは何でしょうか。	別枠とは、道路の拡張などの可能性はあるが、風力発電機を設置する可能性のない場所として設定している場所を指しております。
112	⑤ 健康被害について 他社の立つ風車との重積的被害もおこりえるでしょう。被害が出た場合、町と住民、貴社できちんと対応出来るよう協定を交わしておいて下さい。	本事業および他社の計画との累積影響について予測、評価を行います。協定締結に関しては、関係自治体のご意見も踏まえ、検討させていただきます。

(意見書 102)

No.	意見の概要	事業者の見解
113	私の家是有田川町の北側の山の上にあります。白馬に建つ風車が見えるようになりました。私の家は海南紀美野の風力発電の予定地になっています。もう電気はいりません。この計画を中止してください。	化石燃料発電の低減が脱炭素社会への課題であり、収まらない原子力発電に対する抵抗感など、我が国の電力事情は厳しい状況が続いているなか、政府の掲げる電力のベストミックス方針の一角を風力発電が担うべきとの考えのもと、皆様のご理解が得られる事業計画としていく所存です。

(意見書 103)

No.	意見の概要	事業者の見解
114	自然破壊により反対	環境影響評価の手続において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。

(意見書 104)

No.	意見の概要	事業者の見解
115	巨大風力発電に対して山林の伐採によって記録的な被害が起こりうるのが目に見えている。(台風、梅雨) 風力発電は反対です。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。 基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和39年法律第170号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第53号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠した適切な設計といたします。

(意見書 105)

No.	意見の概要	事業者の見解
116	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、レッドリスト掲載種も含まれる。したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。 保安林 水源涵養林を壊すことは絶対反対です	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。 水源涵養林の開発にあたっては、森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 106)

No.	意見の概要	事業者の見解
117	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、レッドリスト掲載種も含まれる。したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。 私は生物の専門家でもない、一般の老人に過ぎない。だから論点や生物学的立場からみたら、専門の先生に叱られるのを覚悟のうえで書いてみたい。人生 80 数年も生きてると新しい科学の進歩について行くことが大変難しく思うが、長い時間を共に歩いて来た生き物には愛着を感じるし、又この年迄生かされた自然の力に感謝してやまないのである。 前置きが長くなって申し分けない。風力発電について私の小さな意見を述べてみたい。今回貴社が風力発電機を建設しようとしている一連の山は、生物の専門家は、くまたかを始め貴重な生物の宝庫だと云っている。何故、このような所に建てるのか、もしそこに風力発電機が建てられると、生き物達は今迄住んでいた住み家を追われどこに行くのだろうか、旨く生きて行く所を見つけれられるだろうか、環境の変化に慣れてくれるだろうか、など素人の立場から考えてしまうのです。 10 年前の福島原発による放射能に晒された牛達の姿は、テレビを見ている者の心を悲しくしました。人間は無力な生き物の生命を守ることも又殺すこともできる力を持っています。風力発電機の設置で住めなくなった場所から、しぶしぶとあてもなくどこかに行くであろう生き物の姿を考えると、やはりここに設置することは反対せざるを得ません。80 数年生き、生かされてきた老人の想いです。気持ちをくみ取ってもらえましょう。くまたか達に幸せあれ。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。 風力発電所の立地には、①安定して風が吹くこと、②発電した電力を受け取る送電網に近いこと、③建設資材の輸送に適した道路網に近いこと、といった条件を満たす必要があり、日本全国どこでも建設できるというものではありません。 そのため、ある程度一定の地域に風力発電計画が偏る傾向はあります。しかしながら、建設地域の住民の皆様様の生活環境や自然環境への影響を、可能な限り低減するために、環境影響評価の手続きを通して地元の皆様方のご意見を聞きながらより適切な事業計画とする所存です。

(意見書 107)

No.	意見の概要	事業者の見解
118	昭和 28 年、当地を襲った大災害は御存知ですか。44 とも 54 とも云われ 3 人が犠牲になりました。今日、当時と比べると、はるかに厳しい自然になっています。勿論御存知と思いますが、よって大災害につながることであれば、当然、私も廻りの人も反対するでしょう。 山が大きく削られることは、大きな災害につながると考えるのは当然だと思います。よって今日、山の上に建設されようと計画されている風力発電の設置には反対です。勿し良心をお持ちなら考えてみて下さい、私も心からお願いします。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。森林法の開発許可がでない場合には風力発電所の建設はできません。基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。

(意見書 108)

No.	意見の概要	事業者の見解
119	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、レッドリスト掲載種も含まれる。したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。 計画地は有田川町にとって貴重な保安林 水源涵養林です。この自然林がある為に貴重な生態系が維持されて来ました。ここを壊すことは県民にとっても大きな損失です。 これ以上白馬山脈を壊さないで下さい。 森林を破壊して、再生可能エネルギーの必要性を言うなど本末店頭。クマタカ、多くの野鳥が住めなくなることは人間も住めなくなります。絶対、この計画は反対です。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。 水源涵養林の開発にあたっては、森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 109)

No.	意見の概要	事業者の見解
120	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、レッドリスト掲載種も含まれる。したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 110)

No.	意見の概要	事業者の見解
121	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、レッドリスト掲載種も含まれる。したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 111)

No.	意見の概要	事業者の見解
122	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、レッドリスト掲載種も含まれる。したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 112)

No.	意見の概要	事業者の見解
123	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、レッドリスト掲載種も含まれる。したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。 計画地域にはブナ林とアカガシ林が混在する日本でも特に珍しい自然林が残っていることを知りました。森林に生息している気象動物を守らなければならない為、この風力発電所計画に反対します。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。 ブナ林をはじめとする自然林への影響に配慮するとともに、ブナ林については、地元企業や関係機関と調整を図りつつ地元共生とした位置づけでブナ林の再生を計画しております。

(意見書 113)

No.	意見の概要	事業者の見解
124	県立生石高原には年に2～3回ハイキングに行きます。山頂からの眺めは素晴らしく心が癒されます。しかし、有田川町の白馬山脈や日高地方の景観を無視して巨大な風力発電が出来ると聴きました。これには断固反対です。地域の人達が低周波音の健康被害にあうだけでなく、環境問題として動植物への影響が多岐に及びます。また土砂崩れなどの心配もあります。 事業者はもうけを優先することなく、良識ある判断で撤退をお願いいたします。	生石高原展望台からの景観写真に風車の完成予想を重ねたフォトモンタージュを作成のうえ、景観影響の予測、評価を実施する計画です。 本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を1km程度取れるよう計画をいたします。 低周波音を含む風車騒音は、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から5デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。 また、地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 114)

No.	意見の概要	事業者の見解
125	風力発電事業では、健康問題、景観、環境破壊など、大きい問題点がある。 又再生エネルギーに関しては、2050 年カーボンゼロの世界的な政策目標がある。 健康問題については、風力発電所がある地域には、低周波音によると思われる健康被害が発生し、多くの人と立が体調を壊し苦しんでいる。 国は、超低周波音は耳に聞こえないから、被害がない、あるいは、科学的な知見がないから超低周波による被害はない、と強引とも思われる論調で否定するが、実際に各地で起こっている健康被害を、どうするのか。 現に、白馬で試運転が始まった 2100kW の風車から約 1,500m 離れた場所で体調を壊した方が居るという事実がある。 又、白馬山脈は元々林道があったので、作業用道路による自然破壊は軽減されたが、風車の設置場所では山を削り、広大な面積の平地をつくり風車を建てている。これは、CO2 を吸収する木々を切り倒し、エコだと言う風力発電所を設置すると言う実に矛盾したことをしている。 白馬山系で現在、計画中も含めると、79 基の風車が建つことになるが、景観をくずし、自然を壊し、人々に健康被害を及ぼすこの計画は中止すべきである。	本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。 低周波音を含む風車騒音は、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。 また、風力発電機作業ヤード建設に伴い、一時的に裸地ができますが、建設後には緑化を行います。 景観については、主要な眺望点等からの写真に、風力発電機の完成予想を重ねたフォトモンタージュ作成により影響の予測、評価を行う計画です。

(意見書 115)

No.	意見の概要	事業者の見解
126	脱原子力、脱炭素のためには再生エネルギーは不可欠です。 しかし、環境や人への影響を十分配慮すべきです。	ご意見ありがとうございます。引き続き地元へも丁寧に対応を行ってまいります。また、現地調査等についても、適切に実施してまいります。

(意見書 116)

No.	意見の概要	事業者の見解
127	子供の未来と地域の未来のことを思うと、大規模な風力発電事業を行う事は望ましい事ではないと思います。	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。

(意見書 117)

No.	意見の概要	事業者の見解
128	6 歳と 3 歳の子供を持つ親です。 大規模な風力発電事業を行う事は、子供達の未来を思うと賛成できません。	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。

(意見書 118)

No.	意見の概要	事業者の見解
129	星空観光の名所として有名な土地に風力発電の点滅する識別灯は景観破壊以外ありません。	航空障害灯については航空法に基づき設置が義務付けられているものでありますが、今後、至近距離の地上からは見えなくするような対策も検討したいと考えております。

(意見書 119)

No.	意見の概要	事業者の見解
130	自然を大切に	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。

(意見書 120)

No.	意見の概要	事業者の見解
131	生石山から南を見ると、至る所に羽根ばかり。 太古の昔、地殻変動でできた尾根に今現在 23 基建設中。これで終わりにして下さい。 ①大雨が続けば必ずや地すべりが起こり、土砂災害が起こり得る。 ②貴重な自然林や希少動植物保護の観点からも、自然を護らなければならない。	①土砂災害など防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。 風力発電機設置場所付近では、環境影響評価の手続きとは別途に詳細な地質調査を実施した上で、事業計画の検討をいたします。 ②環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。

(意見書 121)

No.	意見の概要	事業者の見解
132	発電と引き換えに自然破壊と人の健康被害が引き起こされる、というのは言語道断である、と言わざるを得ない。 山は山の姿でいてこそ、その存在に大きな意味がある。 風力発電の計画の断念を強く希望する。	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。

(意見書 122)

No.	意見の概要	事業者の見解
133	①白馬山近くの尾根は、ブナをはじめ多種の自然林ないしは二次林が残る貴重な植生が見られる地であり、希少植物、哺乳類、鳥類の生育地としても貴重である。 (県下では少ないと言われるクマ(ツキノワグマ)の生息も見られる) また尾根筋の伐木、重機による掻きならし道路の敷設は表土の崩落にもつながる。 ②有田川の谷筋をはさんで北側に位置する県立自然公園生石高原からの眺めは、南は幾重にも山々がかさなる紀伊半島の山なみが見事だが、立ちならぶ発電風車は異様で景観破壊そのものである。 以上、現状でさえ異常と思える風力発電のこれ以上の推進には大反対である。	① ブナ林をはじめとする自然林や動植物への影響に配慮するとともに、ブナ林については、地元企業や関係機関と調整を図りつつ地元共生とした位置づけでブナ林の再生を計画しております。 ②景観については、生石高原展望台をはじめとした主要な眺望点等からの写真に、風力発電機の完成予想を重ねたフォトモンタージュ作成により影響の予測、評価を行う計画です。なお、風車については、自然環境に溶け込みやすい配色(環境融和色)を検討しております。

(意見書 123)

No.	意見の概要	事業者の見解
134	人間が考える程以上に天災がおこるのに山上に作る風力発電が？ 福島の問題も先送りするのに	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。森林法の開発許可がでない場合には風力発電所の建設はできません。基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。

(意見書 124)

No.	意見の概要	事業者の見解
135	高等学校 1 年の時の金谷からの水害の事を思い出すとぞっとします。 おこってからではおそいのです。 なるべく自然をさわらずにすごせたらありがたいなと思います。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。森林法の開発許可がでない場合には風力発電所の建設はできません。基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。

(意見書 125)

No.	意見の概要	事業者の見解
136	私たちの NPO 法人は県立自然公園生石高原で自然保護活動を行っています。 今回貴法人の行うとしている事業はこのすばらしい和歌山の自然を壊す事に他なりません。 このすばらしい田舎に暮らす私達に電力を大量に消費する大都会の犠牲になる必要はありません。 電力を消費する大都会の中に設置してくださいそうすれば送電線もいりません。 都会にいらないものは田舎もいりません。 田舎をバカにしないで下さい。田舎にも人間が住んでいます。 絶対反対です。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみならず、ご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 126)

No.	意見の概要	事業者の見解
137	地球温暖化が自然災害に大きな影響をもたらしている最近に山林を切り開き多数の風力発電が必要なのでしょうか？ 山林を切り開くことで生態系を壊し災害のリスクを増加させる事こそ私達にとってはとても許しがたい事です。 和歌山の自然をどうか壊さないで欲しいと強く願っています。	地球温暖化の一因は過度の化石燃料の燃焼によるものです。風力発電所の稼働は化石燃料の使用削減ならびに CO2 排出の削減に寄与できるものと自負しております。また、資源の少ない日本においてエネルギー自給率の向上は喫緊の課題であると認識しております。 なお、環境影響評価の手続において現地調査を実施し、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみならずまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 127)

No.	意見の概要	事業者の見解
138	農家民泊を営んでおり、自然をもとめて泊まりにこられるお客様もいらっしゃいます。 目の前の生石の形式は、都会から来られたお客様はともいやされます。 又、風車により災害がおきた時が困ります。(山がくずれたり) 健康にも害があると聞いています、絶対反対です。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。 本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。 低周波音を含む風車騒音は、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。

(意見書 128)

No.	意見の概要	事業者の見解
139	白馬山系には、ブナの自然林を中心に多様で豊かな動植物の生態系が形成されている。 この発電所の建設所によって貴重な生態系が分断され消滅する可能性があります。 計画を断念して、この白馬山系の自然環境生態系を後世に残すべきで、この風力発電所計画に反対します。	ブナ林をはじめとする自然林への影響に配慮するとともに、ブナ林については、地元企業や関係機関と調整を図りつつ地元共生とした位置づけでブナ林の再生を計画しております。 なお、環境影響評価の手続において現地調査を実施し、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみならずまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 129)

No.	意見の概要	事業者の見解
140	わたしは、1953 年に生まれました。和歌山県で、大災害が起きた年が 1953 年、昭和 28 年と知りました。多数の人々、赤ちゃんをだいて川に流されていったお母さんの話を、有田川町岩野河の方にお聞きました。その日から、二度と、災害によって人命を失ってはならないと学び、山の事、地質学、学んでいます。大型風力発電事業を和歌山県、紀伊山地、これ以上、自然破壊は人命にかかわることです。よって、風食発電中止を訴え、今回、方法書、反対意見訴えます。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 130)

No.	意見の概要	事業者の見解
141	計画地域にはブナ林を中心に貴重な生態系及び自然環境が保全されている。この貴重な自然遺産を後世に残すべきであると思う。 また、林を失うことは自然災害、つまり水害や地震による地すべりを引き起こすことにつながるので、私たちの生活をおびやかす危険性がある。 これらの理由により私は、この計画を断念されることを願う。	ブナ林をはじめとする自然林への影響に配慮するとともに、地元企業や関係機関と調整を図りつつ地元共生とした位置づけでブナ林の再生を計画しております。 地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 131)

No.	意見の概要	事業者の見解
142	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 132)

No.	意見の概要	事業者の見解
143	騒音や低周波音による健康被害が心配です。	本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。 低周波音を含む風車騒音は、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。

(意見書 133)

No.	意見の概要	事業者の見解
144	反対	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみならず、まのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 134)

No.	意見の概要	事業者の見解
145	” エッ”、巨大風車がまだ建つ！！ それは困った。 永年慣れ親しんできたこの自然豊かな宝庫が破壊されるというのは誠に忍び難い。 一度壊された自然は元には戻りませんよねッ！！ また一足先に稼働している地域の住民は「今までの生活とは違う体調の変化に悩んでいる」という声を耳にするにつけ、自分の命が危ないとはこれまたたいへんな事だ。 景観が壊され健康被害を受けとデメリットばかりじゃないですか。 建設はもう懲り懲りですねッ！！	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。また、本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。景観については、主要な眺望点等からの写真に風力発電機の完成予想を重ねたフォトモンタージュ作成により影響の予測、評価を行う計画です。

(意見書 135)

No.	意見の概要	事業者の見解
146	電力に依存した社会や個人の生活の仕方を見直したり、発電の仕方について考えることはたくさんあると思うが、DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業については中止を希望します。 理由としては、山の生態系の破壊、土砂災害をまねく可能性、低周波の人や動植物への影響等です。 又 現在たくさん立っている風力発電の風車が商業目的でなく本当に将来的にも環境保全に役立つ物であるのか疑問に思っているため。	生活環境、動植物、生態系について、適切な調査、予測及び評価を実施の上、必要な環境保全措置を検討し、実施することによって影響の低減に努めてまいります。地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。

(意見書 136)

No.	意見の概要	事業者の見解
147	ソーラーにせよ風力にせよ、1 地域に集中している。これでは、影響の出ない物もでるでしょう。 白馬山脈の西の端より林立する風景はやはり異常だ。 又、設置前の環境調査の動物の調査でも、地元の人間として、不備が多い。カモシカや熊への言及もなく、設置稼働していることに怒りを覚える。 伊佐川、岩ぶち地区のクマタカについても、行動範囲が尾根をこえることは少ないと評価されていたが、修理川、宇井苔側への飛来実績は多い。 ふたをするように設置された為、もう飛来しないのではと思う。 これ以上、この尾根筋を汚さないようお願いする。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみならず、まのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 137)

No.	意見の概要	事業者の見解
148	四村川源流、修理川源流が開発されるため、オオサンショウウオ、アマゴなどの絶滅が心配される。 絶対反対である。 ちなみに私所有の山林が白馬林道の両側にあるから拡幅は許さない。	本事業は直接河川を改変する事業ではございません。また、河川の水源は雨水と湧水です。湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、基礎設置場所では事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を検討いたします。また、工事期間中は、尾根の近くや尾根上の一部を改変することにより一時的に裸地ができ、そこに雨が降ると濁水が発生する可能性があります。そのため、発生する濁水は沈砂池で土砂を沈殿させた後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。また、道路の拡幅は現地状況を調査し、地権者様の同意を頂いた上で、必要最小限の個所に限り道路側の拡幅を検討しております。

(意見書 138)

No.	意見の概要	事業者の見解
149	◎低周波の影響は動物にも人体にも影響はないとありますが、診断ができずらいものに対し、はっきり 0%という可能性はないと思います。 もし、そういう影響が考えられた場合、誰が保証してくれますか？ 診察代やそれにかかる費用などずっとのことなので、不安です。 風力発電が動く間、何年もフォローしてくれるのはどれですか！	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。 20 年間の運転期間中に騒音等の苦情が発生した場合は、調査を実施させて頂き、その結果に応じて対策を検討させて頂きます。

(意見書 139)

No.	意見の概要	事業者の見解
150	◎川がもし汚れることがあるなら建設してる途中でもちゃんとやめてくれるのでしょうか？ ◎台風などで風力発電がこわれた場合の対処はどのようにするのでしょうか？	工事期間中は、尾根の近くや尾根上の一部を改変することにより一時的に裸地ができ、そこに雨が降ると濁水が発生する可能性があります。そのため、発生する濁水は沈砂池で土砂を沈殿させた後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐよう取り組んでまいります。 風車の故障等のトラブル発生時は現地の保守員により、人や家屋に危害を及ぼしていないかを確認した上で早期復旧を図ります。

(意見書 140)

No.	意見の概要	事業者の見解
151	水脈への影響も恐れています。 人工的に作った保水地も見学しましたが、住んでいる者の立場からしたら、無力なものでした。 計画そのものが自然をなめているとしか思えません。	風力発電所建設に係る改変は尾根上の一部に限られ、風力発電機設置場所付近では、詳細な地質調査を実施して地下水脈の有無を調査し、地下水脈に影響を与えない計画を検討いたします。

(意見書 141)

No.	意見の概要	事業者の見解
152	バードストライクによって希少な野鳥が死んでいます。 自然豊かな白馬山系をこれ以上壊さないでください。	ご指摘のとおり、生態系の上位種に位置する猛禽類のバードストライクへの影響は考えられます。その点も含め、生態系へのバランスの影響については、今後調査、予測及び評価いたします。現地調査では、動物の生息状況を把握し、影響を低減できるよう取り組んでまいります。

(意見書 142)

No.	意見の概要	事業者の見解
153	低周波による健康被害については、少しずつ専門家の研究も進んで、実際の被害も明らかになってきてます。しかし、国は 20hz 以下の超低周波については法的に無視するという立場でそんな法に基づいて進める事業を容認することは決してできません。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。なお、現地調査および予測、評価は 20Hz 以下の超低周波音についても実施します。

(意見書 143)

No.	意見の概要	事業者の見解
154	山頂に風車を建てることで山の保水力や強度が損なわれ、災害の危険性が増えます。 近くの流域に住むものとしては、生命の危険が増すことになります。 これ以上建てないでください。	森林の保水力については、間引きなど人の手を入れることによって保たれている側面があり、森林を放置すると背が低く細い樹木が増加し、倒木の危険も増加します。そのため、代替地の植林も含めた環境保全措置を検討いたします。 地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 144)

No.	意見の概要	事業者の見解
155	白馬山系の山頂付近に風車を建てることで山頂付近①に住む野生動物が里山に降りてくることが増え、農産物の被害なども増え、大変困っています。 食べものが作れないのは田舎暮らしのメリットのほとんどが失われると言えます。 これ以上、建てないでください。	風力発電所建設が原因で、獣害が起こったという事例は報告されていないと認識しておりますが、この件につきましては引き続き情報収集に努めます。

(意見書 145)

No.	意見の概要	事業者の見解
156	現在建っているエコパワー社の2100kWの風車から2km近くの距離に住んでますが、ここで計測しなくても、低周波音はかなり出てます。 ましてや、これより大型のものを民家の近くに建てるなど言語道断です。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成29年5月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年5月)を参考にしながら評価いたします。なお、現地調査および予測、評価は20Hz以下の超低周波音についても実施します。 また、風車の大型化や定格出力の増加により風車の騒音レベルが増加するものではありません。

(意見書 146)

No.	意見の概要	事業者の見解
157	自然エネルギーと言っても、山林を破壊して補助電源まで必要なのは、全体としてCO2の削減にはなっていません。	風力発電所建設に伴って改変する部分は尾根のごく一部分に限定されます。今後の環境影響評価の手続きの中で改変面積が必要最小限にとどめられるかを検討し、環境影響の小さい事業計画といたします。 一般財団法人 電力中央研究所の報告書によると、再生可能エネルギーである風力発電は石炭火力発電と比較して1kWhあたりのCO2排出量が約3%と少なく、LNG火力と比較しても約6%となっております。風力発電が化石燃料の燃焼による発電に置き換わることによるCO2排出量の削減ははるかに大きいと考えています。

(意見書 147)

No.	意見の概要	事業者の見解
158	そもそもですが、風力発電の電力は変動電力なので、実際には安定電源が補助が必要ですし、発電力も少なく、非効率です。 その見返りが山とその地域の生産性を落とし、生命の危険を増やし、病気の発症を恐れて暮らすのはひどい話と思われませんか？	昨今の地球温暖化などの地球環境の悪化から日本では2050年カーボンニュートラルに向け政策を進めている中、本事業も脱炭素政策に寄与したいと考えております。また、風力発電所建設による周辺作業道の整備など本事業地周辺の林業の生産性を向上できるような施策について、地元の林業会社様と検討していきたいと考えております。 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成29年5月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年5月)を参考にしながら評価いたします。

(意見書 148)

No.	意見の概要	事業者の見解
159	現地の山道近くは何度か行きましたが、土壌的にもろく、巨大なものを建てるには適していません。	風力発電所建設に伴って改変する部分は尾根のごく一部分に限定されます。 また、地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。 基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和39年法律第170号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第53号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠した適切な設計といたします。

(意見書 149)

No.	意見の概要	事業者の見解
160	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 150)

No.	意見の概要	事業者の見解
161	この計画は絶対反対です。即中止して欲しい。 昭和 28 年 7 月 18 日の水害を思い出します。 こんなにも山稜を削って工事をする事により豪雨によって土砂災害を起こす事は火を見るより明かです。 即中止して下さい。	風力発電所建設に伴って改変する部分は尾根のごく一部分に限定されます。 また、地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 151)

No.	意見の概要	事業者の見解
162	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 152)

No.	意見の概要	事業者の見解
163	地球温暖化が世界的な問題となり、脱炭素社会に向け動き出している。クリーンエネルギーと言われる、風力発電事業の環境影響評価基準も以前より緩和されていると聞く。 閲覧できる分厚い方法書は、持ち出し禁止、コピーはダメ、無学の地元住民には到底簡単に理解無理。 又、10 年、20 年かけて、自然や生活環境を調査したものと思えなく、風力発電事業ありきで開発許可を得る為の書面でしかない。既に稼働している地区で健康被害者が実際にいるにもかかわらず、開発企業は国の環境基準内と言い逃れ、低周波での健康被害は人によって異なり医学会での研究者も少なく、被害者は泣き寝入りの状態で、資金のある人は転居を余儀なくされると聞く。 御社の職員、家族が（全員）風力発電の近くに永住し、本当に安全、安心、快適な地域であると実証すべきである。 この大切な自然環境を大量破壊する風力発電事業は、本当に CO2 削減といえるのか、はなはだ疑問視させるを得ません。	方法書を含む環境影響評価図書には著作権があり、また改ざん防止のためにダウンロードによる印刷やコピーはご遠慮いただいております。 環境影響評価の手続きは、和歌山県環境審査会や環境省、経済産業省の風力部会で検討されたうえで、必要に応じて経済産業大臣から出される勧告に従い事業を実施する必要があります。 さらに、森林法に基づく手続きの協議の中で改変面積が最小限であるか、防災面での影響がないか判断されたうえで初めて建設することができるものです。 なお、風力発電所が稼働すればその分の火力発電所の稼働が抑制できますので、化石燃料の消費量を減らすことができ、CO2 の削減にも寄与できると考えております。

(意見書 153)

No.	意見の概要	事業者の見解
164	生石山々頂から南方向を眺めると、現状でも 20 基以上の風車が林立している。夜になると航空障害灯が点滅するのが見える。 昼は白馬山を中心とする白馬山脈の山々が連なる紀伊山地の景観にトゲが刺さったような景観に違和感を感じる。 夜は光の点滅がせつかくの夜景と星空を台無しにする。 以上のことから、白馬山を中心とする建設中、計画中の風力発電計画に反対します。	景観については、生石高原展望台をはじめとした主要な眺望点等からの写真に、風力発電機の完成予想を重ねたフォトモンタージュ作成により影響の予測、評価を行う計画です。 航空障害灯については航空法に基づき設置が義務付けられているものでありますが、今後、至近距離の地上からは見えなくするような対策も検討したいと考えております。

(意見書 154)

No.	意見の概要	事業者の見解
165	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 155)

No.	意見の概要	事業者の見解
166	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 156)

No.	意見の概要	事業者の見解
167	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 157)

No.	意見の概要	事業者の見解
168	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 158)

No.	意見の概要	事業者の見解
169	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 159)

No.	意見の概要	事業者の見解
170	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 160)

No.	意見の概要	事業者の見解
171	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 161)

No.	意見の概要	事業者の見解
172	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。 自然をこわさないでほしいです。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 162)

No.	意見の概要	事業者の見解
173	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 163)

No.	意見の概要	事業者の見解
174	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 164)

No.	意見の概要	事業者の見解
175	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 165)

No.	意見の概要	事業者の見解
176	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。 保安林をこわさないで下さい	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 166)

No.	意見の概要	事業者の見解
177	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 167)

No.	意見の概要	事業者の見解
178	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 168)

No.	意見の概要	事業者の見解
179	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 169)

No.	意見の概要	事業者の見解
180	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 170)

No.	意見の概要	事業者の見解
181	方法書についての環境の保全の見地からの意見という前に、あなた方のしていることはどうですか。 観測塔を設置するために大切なブナの木を切り倒すなんてありえないです。環境保全という資格はないと思います。 台風や大規模地震への対応はどうですか。方法書には何も明記されていません。 風車は建っていませんから数値は予測値ばかりであり、実際に建ってまわっているときの数値ではないため影響評価はできません。 建ってから何か出てきてももうどうしようもないことになります。 地域住民には、集会所を建ててやるとか、道を整備するとか、毎年迷惑料といって 100 万円前後渡して、賛同を得ようとしているのですか。 建設しないで下さい。	立木所有者の承諾を得、森林法に基づく許認可を取得したうえ風況観測塔の設置を行いました。その際、立木所有者の承諾を得ていたとは言え、自然林の保全という意識が欠如しておりました。今後は、ブナをはじめとした自然林に十分配慮した事業計画を検討いたします。 風車の設計については、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により落雷や地震、台風を考慮した荷重条件に耐える設計を行うことが定められており、本事業もこれに準拠いたします。 風車の稼働後に騒音等の苦情が発生した場合は、調査を実施させて頂き、その結果に応じて対策を検討させて頂きます。 なお、地域の住民の皆様を買収する等の行為は行っておりません。

(意見書 171)

No.	意見の概要	事業者の見解
182	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 172)

No.	意見の概要	事業者の見解
183	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 173)

No.	意見の概要	事業者の見解
184	白馬山系の自然環境は長い年月かかって形成されたものです。 自然林や谷川の少しの変化により、生態系のバランスがくずれ、今いる動植物が生息できなくなる、心配があります。 壊れた自然環境は、元には戻りません。 白馬山系の自然は、有田川町だけではなく県民全体で守っていくべき、貴重な財産です。 この風力発電所計画に反対です。	環境影響評価の手続において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 174)

No.	意見の概要	事業者の見解
185	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 175)

No.	意見の概要	事業者の見解
186	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 176)

No.	意見の概要	事業者の見解
187	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 177)

No.	意見の概要	事業者の見解
188	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 178)

No.	意見の概要	事業者の見解
189	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 179)

No.	意見の概要	事業者の見解
190	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 180)

No.	意見の概要	事業者の見解
191	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 181)

No.	意見の概要	事業者の見解
192	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 182)

No.	意見の概要	事業者の見解
193	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 183)

No.	意見の概要	事業者の見解
194	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。！！	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 184)

No.	意見の概要	事業者の見解
195	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 185)

No.	意見の概要	事業者の見解
196	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 186)

No.	意見の概要	事業者の見解
197	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 187)

No.	意見の概要	事業者の見解
198	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 188)

No.	意見の概要	事業者の見解
199	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。 クマタカは、絶滅危惧種であり、紀伊の国（紀州）にとっても大切な和歌山を代表する猛禽類である。 是非とも、自然保護に努めて欲しいです。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 189)

No.	意見の概要	事業者の見解
200	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 190)

No.	意見の概要	事業者の見解
201	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 191)

No.	意見の概要	事業者の見解
202	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 192)

No.	意見の概要	事業者の見解
203	くずれやすい地形 これ以上 自然ハカイしないで 全てやめてください 風力いりません 電力足りてい ます	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画と致します また、土砂災害など防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。防今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠した適切な設計といたします。 事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 193)

No.	意見の概要	事業者の見解
204	説明会で話を聞いたけれど、信頼できない会社だと思 いました。特にJパワーの鳥海さん。あれが説明する 人の口調と態度でしょうか・・・。 365 日、これから先、たぶん一生住んでいく人の気持ち になって考えて欲しいと思う。 海外では必ず 5 km は民家から離すそうです。和歌山 は南海地震も台風もあるし心配です。 水が汚れるのが心配です。低周波も人によりヒガイが 違うし、まだまだあんまり専門の医者も居ないし不安。 風力発電で死にたくない！！断固反対で す！！！！！！	説明会の冒頭で、多くの人からの様々な意見をお聞き するために、質問・発言は原則として一人 1 回にして いただき、質問が一巡したあとで追加の意見をお聞き することにご協力をお願いしておりましたが、それを 無視する発言が出たためにやむを得ず制止をさせてい ただいたものです。説明者の態度が悪かったとの件に ついては、今後、上記のような状況にあっても真摯か つ丁寧に参加者が聴き取り易い説明を心掛けるものと いたします。 本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、 風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影 響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取 れるよう計画をいたします。 低周波音を含む風車騒音については、これまでの国の 調査等でも、風車の稼働による可聴音によってアノイ アンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが 分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関す る指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準 ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加まで に抑える」という指針が設定されています。今後の現 地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況 を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音 レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考 にしながら評価いたします。 また、工事期間中は、尾根の近くや尾根上の一部を改 変することにより一時的に裸地ができ、そこに雨が降 ると濁水が発生する可能性があります。そのため、発 生する濁水は沈砂池で土砂を沈殿させた後に土壌浸透 させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といっ た常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の 常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的 にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流 出を防ぐ計画です。

(意見書 194)

No.	意見の概要	事業者の見解
205	再生可能エネルギーはすごく良い物だと思いますが、家の10kmけんない付近にこういった超バカデカイ物ができるのは反対です。 一家に1台小っちゃい再生可能エネルギー（風力、太陽光）発電ぐらいで家の電球（あかり）ぐらいの物をつかえるくらいで良いと思います。きぼが大きすぎて、りかいができません。 DREAM Windをやめていただきたい。よろしくお願いします。	環境配慮と風資源利用の最大化を図るためには、同事業地において小型風車を使用するよりも一定以上の大きさの風車を民家と一定の離隔を確保して建設して、風車に近い既存送配電会社の送電系統に接続することが有効であると考えています。

(意見書 195)

No.	意見の概要	事業者の見解
206	美しい景色をこわさないで欲しい。反対します。 魚も鳥も動物も植物も人もみんなで住んでる地球に必要な。 電気は足りています。日本に不向きな風力で電力を作るのではなく、使う電力を下げる運動を大和さん、Jパワーさんでする方がみんな喜ぶのではないのでしょうか。そっちの方がカッコいい会社！今の時代には合いません！ エコの意味をまちがえていると思います！反対です。	化石燃料発電の低減が脱炭素社会への課題であり、原子力発電所の再稼働が未定な状況のなか、我が国の電力事情は厳しい状況が続いており、政府の掲げる電力のベストミックス方針の一角を風力発電が担うべきとの考えのもと、特に地元皆様のご理解が得られる事業計画としていく所存です。 また、大和ハウスグループでは省エネ住宅・ビルのご提案を行っている他、再生可能エネルギー推進に向けた取り組みも行っております。

(意見書 196)

No.	意見の概要	事業者の見解
207	再生可能（自然）エネルギーへの転換は、今や世界の大きな潮流であり、基本的には社会正義と言える事業のはず。しかし、この大義名分・美辞麗句にかくれて、大規模な自然破壊・環境破壊を行なうことは、それ自体大きな自己矛盾と言わざるを得ない。しかも、今回の計画地には、和歌山県内でも残り少なくなり、貴重な生物も残される自然林が含まれている。その稜線付近を破壊して、壊滅的な打撃を与えるものである。示されている「環境評価」には、何の科学的良心も感じられない。 最後に、高齢化し荒廃しつつある農山村地域の弱みにつけ込み金儲けしようとする貴社のような考え方は国土を守り続けてきた地域住民の誇りを著しく傷つけるものである。 以上のことにより建設には絶対反対である。 良心と思いやりがあるのなら、怒りに震えながら声に出せなくて泣いている地域住民の姿を思い浮かべて計画を断念して下さい。	環境影響評価の手続において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。 なお、環境影響評価の結果につきましては和歌山県の環境審査会、経済産業省の風力部会や環境省による審査が行われ、必要に応じて発出される経済産業大臣の勧告を十分に斟酌してより環境低負荷となるよう事業の熟度を上げていく所存です。

(意見書 197)

No.	意見の概要	事業者の見解
208	不穏な光を見たのは昨年の夏。それが風力発電の鉄塔の光と知ったのは数日後、夜、見るとは無しに目が行く。目障り、景観を損なうことはなはだしい。” 気になる” というだけならまだしも、健康を害する低周波が出ているという。谷あいのせせらぎや森林は気持ちをリフレッシュし、元気を与える効果がある。せせらぎは言うまでもなく。高調波。小さなこきざみ音。近くにブオーンプオーンと聞こえない低周波が襲いかかる住人がいるのです。健康を害する風力発電は許しがたしです。山を、人を損なう風力発電はやめてください。	航空障害灯については航空法に基づき設置が義務付けられているものでありますが、今後、至近距離の地上からは見えなくするような対策も検討したいと考えております。低周波音を含む風車騒音については、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による可聴音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。

(意見書 198)

No.	意見の概要	事業者の見解
209	①優れた大自然である白馬山脈の尾根は既に 30 基の大型風力発電が設置され自然破壊が心配されている中で、別会社がさらに 11 基の増設を行うということんでもない計画が進められている事には大反対である。特に当地域はオオダイガハラサンショウウオ、絶滅危惧種のクマタカを始めとする希少動植物の生殖地であり貴重な自然を破壊する行為は許される事ではない。	今後、現地調査を実施し、クマタカをはじめとする希少動植物の生息状況の把握に努めます。現地調査の結果、生息が確認された場合は事業による影響について十分配慮いたします。
210	②大型風力発電設備は低周波騒音による健康被害が出る事で知られているが、問題の根底は人によって被害（症状）の出方が異なるため苦痛を受けるものしか理解できないという重大な問題がある。従い低周波騒音を発生する風力発電設備は建設すべきでない。	本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。低周波音を含む風車騒音については、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による可聴音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。
211	③大型風力発電設備を建設計画している地域は数百年以上も前から安定した強固な地盤であるが、大型風力発電設備を建設するために機材の進入道路、風車支柱の建設等で大規模な土地の改良が伴うためその行為は地盤を軟弱化させることに繋がる。 今日、地球温暖化による台風の大規模化、豪雨化などの現象が表れ始めており、地盤工事による軟弱化で大規模な土砂災害が発生する恐れがあるため建設に大反対である。 以上、この静かな地域ですこやかに幸せな生活を送っている人間にとっては大型風力発電の建設は許しがたい行為である。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 199)

No.	意見の概要	事業者の見解
212	大型風力発電の設置に反対します。 ○特にゲリラ豪雨が起きた場合その附近の河川には甚大な被害が想定されます。役場備え付の閲覧書を見ても設置場所は、土砂災害特別警戒区域の指定ありの場所でした。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。
213	○景観についてもあらぎ島、椿山ダム附近からの見とおしはどうでしょうか？特に夜間に見える警告灯は、現在設置されている4灯が、私の住む家から3km離れているにもかかわらず1秒ごとに点滅し夜の睡眠が妨げられています。	景観については、あらぎ島、椿山ダムを含む主要な眺望点等からの写真に、風力発電機の完成予想を重ねたフォトモンタージュ作成により影響の予測、評価を行う計画です。 夜間に点灯する灯については航空法に基づき設置が義務付けられているものでありますが、今後、至近距離の地上からは見えなくするような対策も検討したいと考えております。
214	○あと11個も出来ると思うと円周3kmくらいに住む方々の健康についても、低周波、騒音以外に睡眠障害という悪影響が出ると思います。	本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を1km程度取れるよう計画をいたします。 低周波音を含む風車騒音については、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による可聴音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から5デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。

(意見書 200)

No.	意見の概要	事業者の見解
215	わたしはかつて風力発電はすばらしいと思っていました。けれど、いろんな事を知ると、自然破壊、生活環境を破壊している現実を知りました。この間の説明会ではその疑問に何ら解答していません。わたしたちの不安にまじめに答えてくれていません。長い年月住みなれた人たち、その人たちの生活をなんとか考えているのでしょうか。	先日の住民説明会は、主に環境影響評価の手法について説明したものであり、今後、ご説明した手法で現地調査を行い、現地調査結果を踏まえた自然環境や生活環境への影響の予測、評価結果を明記した準備書手続きにおいて、お示しさせていただきます。そのうえで、地元の皆様に弊社の事業についてご理解いただけるよう取り組んでまいります。

(意見書 201)

No.	意見の概要	事業者の見解
216	もし風車が倒れたら、落電でこわれたら、古くなってスクラップになったら、そんな時のための処理費用をあらかじめお金を積みたてて頂かないと安心できない。資金が建設費用を上回らないと安心できない。予想できない被害が起きた時のため建設費のせめて80%の資金は貯わえるべきだ。さらに処理費用の他にいしゃ料やめいわく料も別途積立てるべきだ。保険を適用しようとするが、その保険会社が健全かどうか分らない。風車絶対反対だ。これから先、予そく不能な被害が出た時のための保証も約束して欲しい。	運転期間中に撤去費を積み立てておくことがFIT法上で定められており、経済産業省へ毎年報告を行うことが義務付けられております。また、本事業は特定目的会社（SPC）にて事業運営する予定ですが、仮にトラブルが頻発し、運転・保守費用が捻出出来ない等の場合は親会社が補填する等により、事業運営が行き詰まらないよう措置します。

(意見書 202)

No.	意見の概要	事業者の見解
217	風力発電こわいです。 事故 土砂くずれ こわいです。 建てないでください。 危険で住めない土地になってしまいます。 建てないでください。	基礎を含む風車の設計については、基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 53 号）により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠した適切な設計といたします。 また、風車設置による地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 203)

No.	意見の概要	事業者の見解
218	反対	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、生活環境、自然環境に配慮した事業計画とすることで、地元地区の皆様にご理解いただけるよう取り組んでまいります。

(意見書 204)

No.	意見の概要	事業者の見解
219	すぐに中止してください！子供がいるのに、恐ろしいです！自分の家の近くに建ててみたらどうですか？	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、生活環境、自然環境に配慮した事業計画とすることで、地元地区の皆様にご理解いただけるよう取り組んでまいります。

(意見書 205)

No.	意見の概要	事業者の見解
220	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、レッドリスト掲載種も含まれる。したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。 自然林のなかで、希少動植物が生息しているところを破壊しないでください。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 206)

No.	意見の概要	事業者の見解
221	今、住んでいる家から、1-5km 離れたところに 2100kW の風車が建設され、試運転中ですが、風の強い日の風切り音、夜間の光、景観、そして超低周波音による健康被害への不安もあります。 個人的に計測してもらったところ、1hz が 70db になった時もあり、人体への影響は充分考えられる数値であることから大変不安を感じています。DREAM Wind の計画ではさらに大きな規模の風車が検察されるということで、1km~2km の距離に民家もあるのは、今後健康被害者を増やす要素でとされます。 企業、国は認めていなくても、超低周波音の健康被害が出ていることは明らかです。企業の利益の為に、人の健康、命がおびやかされることは許せません。 今後過疎地になるような土地や、高齢者は被害にあっても良いとお考えなのでしょうか？ そうでなければ、人口が多いところにも風車を建てれば良いのにそれはありません。 私は都会から自然と心身の健康を求めて和歌山に移住してきました。 しかし、移住したあとに風車が建ってしまいました。もともと住んでいる住民の方たちも何も詳しいことを知ることもなく風車の建設を受け入れざるを得ない状況になっていて、できてしまってから、不安や心配な日々を送っている人もいます。 説明会などでも、かんじんな所は何も説明されていないと感じました。 建設予定地から近い住民には 1 件 1 件説明するぐらいの対応をしてほしいしその上で決めてほしいです。しかし正直なところ、地震も多く、近年の集中豪雨による土砂くずれなどもあり、山の尾根を切り開いてあんな大きな建造物をたてること自体が周辺住民や和歌山の自然を守ることからは大きく反していることで、風車を建てること自体何ひとつエコではないと思います。 何も知らない住民ばかりではなく、個人で勉強している住民も増えていますので、納得のいく対応をしていただきたいと思っています。	本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。 低周波音を含む風車騒音については、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による可聴音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の騒音の状況を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。 また、地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 207)

No.	意見の概要	事業者の見解
222	・家から 1.5km に 2100kW の風車が建ちましたが、予想以上の騒音に悩まされています。3200kW という巨大風車を 1~2km 以内(集落から)に建てるというのは、かなり危ないことだと思います。 ・超低周波の健康被害については、環境省が認めていないとはいえ、実際に被害の報告もあることを、事業者も認めて、しっかりとした調査をしてほしいです。 ・経済的な利益のための犠牲者は、たとえひとりでも許されないことだと思います。 ・事業撤退を心から願います。	風車は技術の進歩により大型化しておりますが、技術革新も進んでおりますので、出力に比例して騒音が大きくなることはありません。 低周波音を含む風車騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。 事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 208)

No.	意見の概要	事業者の見解
223	コスモエコパワーの風車 2100kW が、去年家から約 1.5km の所に 2 基建てられました。思っていたよりはるかに大きな騒音や音圧を感じます。 風の強い日の夜は眠れないこともあります。 更に巨大な風車が建てられた時、実際にはどれだけの騒音や健康被害がおよぶのか、近くに住む人々のほとんどが知らないまま事業計画は進められているように思います。何回かの説明会だけでは住民には全くと言っていいほど事実は伝わっていないのが現状です。 もし、あなたや大切な家族が近くに暮らしていたとしても、巨大風車を建てますか？ 国策や利益を得るための事業も大切なのですが、少なからず犠牲になる人々がいることを、ひとりの人間としてもう一度考えてみてほしいと願います。	風車は技術の進歩により大型化しておりますが、騒音抑制技術も進んでおりますので、出力に比例して騒音が大きくなることはありません。 低周波音を含む風車騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。 事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 209)

No.	意見の概要	事業者の見解
224	◎計画地域山林には絶滅危惧種とされる動植物が数多く発見されております。 貴重な自然体系を破壊すると元には戻りません。 ◎風力による地殻変動による低周波等が健康被害の事例を耳にしています。 何よりも健康と生命を壊す恐怖があり将来にわたっての不安があります。 ◎工事の際の騒音 道路等の破壊など多くの公害が予想されます。 以上他にも懸念すべき事項が数多くあります、この風力発電計画に断固反対します。	風力による地殻変動による低周波等による健康被害に関しては把握しておりませんが、風車から発生する低周波音を含む騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 210)

No.	意見の概要	事業者の見解
225	風力発電の低周波による目に見えない被害が以前から報告されているので、その影響が多様な生物に及ぶと思われます。 それ以外にも山林を切りひらくと治水が破壊され谷川の周辺の生物の減少、もしくは絶滅が心配されるので、絶対に風力発電は反対です。	現状では、風車による低周波が地域の生態系に及ぼす影響についての事例は確認されておりませんが、今後も低周波の影響に関する文献収集等に努めてまいります。 河川の水源は湧水です。湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水のことですが、地表の近くに地下水脈が存在する場所には技術的に風車を設置できません。そのため、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を検討いたします。

(意見書 211)

No.	意見の概要	事業者の見解
226	紀伊山地の豊かな自然を破壊する計画に反対します。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 212)

No.	意見の概要	事業者の見解
227	風の大きさやせっかくのキレイな自然が壊れる事や、やっぱり身体への負担が有るのかと心配します。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 213)

No.	意見の概要	事業者の見解
228	風力発電によって自然破壊はいやです 美しい自然を大事にまもり、生態系のバランスをくづ してはいけないと思います。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その 結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて 環境影響を低減するための環境保全措置を実施するこ と等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 214)

No.	意見の概要	事業者の見解
229	むつかしい事はわからないけど人間にとって生命が大 事と考えます。 人体に悪影響を与えるものを作って取返しのつかない 事になるのが心配です。 広川、由良辺りを通ると風力の音にびっくりします。 近辺に住む人にとっては、苦痛であるのだろうと思 います。 それ以上のものなら尚更です。 将来に生きる子供たちのためにも悪影響を与えるもの を作ることによって不安を感じています。	低周波音を含む風車騒音については、「風力発電施設か ら発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低 周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連 を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られ た研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する 騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低い と考えられる。」と記載されております。一方で風車の 設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺 地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされてお ります。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域 の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周 辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電 施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。 事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご 理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 215)

No.	意見の概要	事業者の見解
230	健康被害が想定される事業への心配があり自然環境の 保全のために中止されることを願います。	風車の配置に当たっては、現地調査により周辺地域の 音環境を適切に把握した上で、予測及び評価を行い、 環境基準値及び「風力発電施設から発生する騒音に関 する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)と整合が取れる ような計画となるよう検討いたします。

(意見書 216)

No.	意見の概要	事業者の見解
231	現在の山林はヒノキ、杉などが多い中、ブナ科などの 自然林が少なくなっている中で、もう少し、自然を保 つ事も考えてほしいと思う。 動植物の生息を保ち生態系のバランスも考えていただ ければと思います。	ブナ林をはじめとする自然林への影響に配慮するとと もに、ブナ林については、地元企業や関係機関と調整 を図りつつ地元共生とした位置づけでブナ林の再生を 計画しております。また、動植物等についても現地調 査を実施し、現状を把握してまいります。

(意見書 217)

No.	意見の概要	事業者の見解
232	風力発電に伴う開発で自然環境が破壊されて、取り返しのつかない絶滅種が出ることは容易に予想がつくばかりか、騒音や耳に聴こえない低周波音の被害を被り、何世代と生活して来た土地から離れなければならない。 住民の生活や健康を無視した開発は必要ありません。	生活環境、動植物、生態系について、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、可能な限り自然環境を維持できるような事業計画を検討いたします。 風車の配置に当たっては、現地調査により周辺地域の音環境を適切に把握した上で、予測及び評価を行い、環境基準値及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）と整合が取れるような計画となるよう検討いたします。

(意見書 218)

No.	意見の概要	事業者の見解
233	自然林を破壊しての風力発電建設に反対です。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 219)

No.	意見の概要	事業者の見解
234	クマタカは、環境省レッドデータブックや和歌山県レッドデータブックにおいて絶滅の危機に瀕している種で、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの（絶滅危惧 1B 類）に指定されている。この事業が実施されると生育環境の変化によって白馬山脈からクマタカがいなくなる可能性がある。 今の時代にあつて、ブナ林や里山生態系の頂点に位置するクマタカが残っていることが奇跡である。理科学習において、この地域の子どもたちが「生物界のつながり」の学習を進める上でも、身近な白馬山脈にクマタカが生存していることは大きな意味がある。このままの形で白馬山脈の自然環境（生態系）を、この地域の次の世代の子どもたちに残していきたい。 H28 年の「生物多様性と和歌山戦略」にも、「生物多様性を持続可能なかたちで維持していくための取組が何よりも求められている。」と書かれている。人間活動の拡大により自然環境が破壊されることが無いよう、適切な保護に努める必要があると考える。 この区域は、支援環境への重大な影響を理由に、一度風力発電実施計画区域から除外された場所である。その場所に再び計画されたわけで、風力発電事業の実施は絶対反対である。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 220)

No.	意見の概要	事業者の見解
235	大型の風力発電の建設によって、貴重な動植物の生態系を有する白馬山脈の自然環境を破壊し、さらには近隣住民への健康被害が及ぶことは至ではないか。 計画地域一帯は自然豊かで、県民、町民にとっての心のふるさとであり、森林を伐採し、山稜部を切り拓く開発には強く反対する。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 221)

No.	意見の概要	事業者の見解
236	今回計画されているエリアに数すくないブナハン林が近接し、希少動物の生息地域でもある。 住民の生活の水の水源地でもある。 豊かな自然を守るため巨大風力発電設置には反対である。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 222)

No.	意見の概要	事業者の見解
237	和歌山県の自然は我が国でも例を見ない大切なものです。この自然環境は、長い年月かかって形成されたものであり、一度壊されれば、2度と回復することが出来ないことになります。今後人類にとって、自然環境程貴重な財産は他にありません。私たちの豊かな生活は、科学技術によって得られるものでは決してない事に早く気づき、自然と共に歩む、人類本来の姿を取りもどすべきです。 自然破壊は絶対反対です。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 223)

No.	意見の概要	事業者の見解
238	人間の体調を害する低周波や、風の強い時に起こる騒音など、はっきりと理解できない、しかし、身体的に障害を持っている者として、大変不安を感じる。 又、自然環境を破壊する事は絶対反対である。	低周波音を含む風車騒音は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。 事業の実施にあたっては自然環境および生活環境に十分に配慮し、特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 224)

No.	意見の概要	事業者の見解
239	有田周辺、海南、日高地域においても、発電のための風車が山嶺にそびえたっているのを見かけますが、あまり回転している姿を目にしたことがありません。設置には、膨大な費用、環境破壊、健康被害等々大きなリスクが伴うと聞いています。 果たして効率よく稼働しているのでしょうか。そして、地域住民、社会が必要としている電力供給が風力発電に頼らねばならない状況なののでしょうか？ なにより、そのような大きなリスクをとまう開発や施策は、社会、住民に歓迎され、望まれているものではありません。	本対象事業実施区域は、安定した風況が見込めるなど自然エネルギーを活用する上で良い場所であると認識しております。 事業実施に当たっては、環境影響評価の手續きの中で、周辺環境に与える影響を低減できるように事業計画を検討いたします。また、必要な環境影響を低減するための環境保全措置を検討し、実行してまいります。

(意見書 225)

No.	意見の概要	事業者の見解
240	大規模な風力発電は、まず自然環境が破壊されることはよく聞かれます。 また低周波による健康被害もいわれています。 以上のような二点を考えますと、大規模風力発電には反対です。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画と致します。低周波音を含む風車騒音は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。

(意見書 226)

No.	意見の概要	事業者の見解
241	自然環境を破壊しながら巨大プロペラを設置する風力発電事業には環境保護の観点から反対します。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 227)

No.	意見の概要	事業者の見解
242	今回の風力発電事業の最大の懸念は何といても騒音、低周波音被害である。 それともう一つは自然環境への多大な影響である。 白馬山周辺はブナ林等の自然林があり、又、多くの希少動物の生息地となっている。 自然環境は長い年月かかって形成されたものであり、壊れた自然環境は元には戻りません。	低周波音を含む風車騒音は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 事業の実施にあたっては現地調査結果を踏まえ、自然環境および生活環境に十分に配慮し、特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 228)

No.	意見の概要	事業者の見解
243	我が有田川町は、美しい山々、清らかな川が自慢の町でした。ただでさえ、最近多く発生する台風や集中豪雨などで山が崩れ、川も汚され、その上、過疎地で放置されたままの所もあり、元に戻らないままの不自然な町に変わりつつあります。そこにきて、さらに風力発電事業の拡大で、風車が次々と建設されるとなれば、山がけずられ、自然林や谷川が美しくなくなります。自然というものは長い年月かかって形成されたものです。壊れた自然環境は、今度こそ、完全に元には戻りません。 そもそも、その電力は本当に必要なのですか？誰が使う電力ですか？電気を多くは使わない過疎地に住む私たちの心の安定を奪うようなこの事業計画には強く反対します。	生活環境、動植物、生態系について、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、可能な限り自然環境を維持できるような事業計画を検討いたします。 令和3年1月7日には寒波の襲来により、電力使用量が95%を越え、いつ大規模停電が起きても仕方がない状況でした。今回は高価なLNGを調達して対応できましたが、エネルギー自給率が低い日本で、自然エネルギーの活用は喫緊の課題です。

(意見書 229)

No.	意見の概要	事業者の見解
244	自然破壊により真っ先に影響を受けるのは鳥類である。逆に自然環境が充実した地域に最初に戻ってくるのが、鳥である。 いわば自然環境の指標となるのが、鳥類である。鳥が住めなくなる理由は地下水や河川の汚染、住みかとなる樹林の伐採やそれに伴う虫や植物の減少などが揚げられる。つまり生態系が破壊されていくのである。 残念ながら環境の変化に最後に気付くのが人間である。鳥がいなくなった。水が汚れてきた。騒音で頭が痛くなったなど既成の事実の後に気付くのである。現在に至るまでこのような愚かな事実が、古今東西幾度となく繰り返されてきている。 「ドリーム・ウインド（仮称）」なるものがいかなる夢を与えるものか甚だ疑問である。 また過去の自然破壊の現実に関心を持たない事業者の愚かさにもあきれるばかりだ。電力を生み出すために犠牲になるものがいかに大きいかを事業者しっかり反省し、よく勉強すべきである。	環境影響評価の手続において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。 水質につきましては、工事期間中は、尾根の近くや尾根上の一部を改変することにより一時的に裸地ができ、そこに雨が降ると濁水が発生する可能性があります。そのため、発生する濁水は沈砂池で土砂を沈殿させた後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐことを検討しております。

(意見書 230)

No.	意見の概要	事業者の見解
245	反対です。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 231)

No.	意見の概要	事業者の見解
246	○自然破壊 ○風力発電をしている所に行き感じた事は風を切る音のきつい体験をした ○何でもかその土地にもってくるのは反対（そこにも人間が住んでいます） ○いのししとかしかが人里におりて田、畑をあらすと思う	今後、現地調査等を実施してまいります。また、その結果を踏まえて、事業計画を検討してまいります。 音環境についても、現況を把握した上で、環境基準値等の指針を用いて予測及び評価を実施いたします。 本対象事業実施区域は、スーパー林道が整備されていることから、新たな改変が少なく、再生可能エネルギーを生み出すという点で、適地であると判断しております。 風力発電による鳥獣の被害についての因果関係は、未解明な部分が多いとの認識です。今後も情報の収集に努めて参ります。

(意見書 232)

No.	意見の概要	事業者の見解
247	(・騒音について) 騒音はブレードの風切り音と増速機の歯車からの機械音で高周波成分や低周波振動を伴うので音圧が下がっても目障りになる可能性がある。また 20Hz 以下の音は、通常ヒトには知覚できないが、窓等がガタガタと鳴るなどの共鳴が起きる原因と鳴ることがある。 また、低周波音の特性は、耳に聞こえない低い唸り音で、障害物があっても回り込んでいく特性があるので防音壁等での対応は全く意味をなさない。 そのためその周囲の障害物に共鳴増幅して、数十メートル離れている場所でもスピーカーのように感知できるため、取り付け場所に配慮が必要といわれているが、その点についてどう考えているのでしょうか。 (・騒音による健康被害について) 個人差が大きい、めまい、息苦しさ、動悸、頭痛、耳痛、食欲不振、不眠、イライラ、手足のしびれ、精神不安、血圧上昇、圧迫感など不定愁訴が多いと、現在風力発電が実施されている所では、生活に支障をきたし、移住している人もいると聞いているが、いかにお考えでしょうか。その対処方法はあるのでしょうか。 (・自然環境破壊について) 風力発電所の設置に向いているのは、一定以上の風速の風が安定して吹いている広い土地とされているが、生きものの住処を奪う(生息地が下がった分だけ絶滅のリスクが上がる)のではないかと考えるがいかなものなのでしょうか。 ・また、強風などにより風車の落下事故などが考えられるが安全性についてどう考えているのか、どういう予防策があるのでしょうか。 ・建設による林道の拡幅や、風車の整地による舗装や方面のコンクリート吹きつけなどにより、今後、大雨や台風などの災害によるおそれがあり、不安であるが、どうお考えでしょうか。 自然環境は、長い年月かかって形成されたもので、自然林や谷川の少しの変化により、生態系のバランスがくずれ、今いる動植物が生息できなくなる心配があります。特に日本でも珍しい自然林のある白馬山脈を守っていただきたいと考えます。 住民の健康被害を起こさないようにお願いしたい。	低周波音を含む風車騒音は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。なお、現地調査および予測、評価は 20Hz 以下の超低周波音についても実施します。 風力発電機は、日本では台風にも耐えられるような設計が求められており、強風時にも稼働が可能となります。ただし、風が強すぎる場合には安全に配慮して風車を停止することとなります。加えて、風車上空で雷の発生時には落雷検出装置で落雷を検知し、落雷時に風車を停止させる対策を施し、破損したブレードが落下することによる事故を防いでまいります。弊社としては、安全に配慮しながら、より多くの電気を生み出せるよう取り組んでまいります。

(意見書 233)

No.	意見の概要	事業者の見解
248	貴重な原生林は伐採すると元には戻らない。 自然をこわしての自然エネルギーはあり得ない。	ブナ林をはじめとする自然林への影響に配慮するとともに、ブナ林については、地元企業や関係機関と調整を図りつつ地元共生とした位置づけでブナ林の再生を計画しております。 今後、環境影響評価の手続において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 234)

No.	意見の概要	事業者の見解
249	白馬山脈から護摩壇山に続く尾根周辺の自然は、わたし達町民は勿論県民にとっての貴重な財産です。ブナ林、アカガシ林の自然林があり、天然記念物であるオオダイガワラサンショウウオや絶滅危惧種のクマタカが繁殖しているなど、希少動植物の生息地です。この自然豊かな山脈尾根の樹林を伐採し、森林をきり開き山肌を削り取って巨大風力発電設備を建設することは、自然環境への重大な影響を及ぼすこと必至であり、わたし達町民のふるさとを破壊することでもあります。 また、風力発電事業の計画区域の近くには、いくつかの集落が存在していて、当地域で生活を営んでいる知人・友人や住民の方への超低周波音・騒音による健康被害が及ぶことを大変危惧しています。これまで1000kW級の風力発電によって低周波健康被害が多数報告されており、今計画の発電機は、その2~3倍の3400kWという巨大なものです。事業者見解には、「住宅や配慮が特に必要な施設等からの距離に留意して、風力発電機の設置及び機種を検討し、影響を回避又は極力低減いたします」とありますが、住民にとって全く安心・安全を担保する内容とはなっていません。超低周波音の発生による人体への影響・健康被害の問題は第一義に考慮されるべきであるのに、決して納得できる説明ではなく、事業者の真摯さをうかがうことができません。より住みい社会を構築するという社会的使命を有する企業としての在り方について、今回事業計画を出された事に大きな疑義を感じています。以前、別の事業者が、白馬山脈が有する貴重な自然環境への重大な影響を理由として、事業実施計画から一度除外したという経緯のある区域に、貴事業者は再び巨大風力発電事業の計画を出されました。このことは、社会的に事業者としての企業倫理や企業の体質が問われていると思います。 さらに、県知事の意見において、「本来、配慮すべき森林法に基づく保安林が考慮されていない。方法書以降においては、……保安林を避けた計画とすること。」「長期エネルギー需給見通し（経済産業省）による'30年の電源構成において風力の割合が1.7%程度であるのに対し、本件の現状値は訳3%であり、既に越えている。(再生可能エネルギーを推進しないという意味でなく、当該地域の保安林を壊してまで設置すべきではないという意味である。)」とあります。事業者の見解は	生活環境、動植物、生態系について、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、可能な限り自然環境を維持できるような事業計画を検討いたします。 風車の配置に当たっては、現地調査により周辺地域の音環境を適切に把握した上で、予測及び評価を行い、環境基準値及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年6月）と整合が取れるような計画となるよう検討いたします。 本対象事業実施区域は、スーパー林道が整備されていることから、新たな改変が少なく、再生可能エネルギーを生み出すという点で、適地であると判断しております。 日本政府は2030年の脱炭素電源比率を再エネ22~24%、原子力を20~22%という目標を掲げておりますが、原発の稼働状況を鑑みると再生可能エネルギーの更なる普及が必要であり、本事業も再生可能エネルギーの普及に寄与したいと考えております。また、風力発電による鳥獣の被害についての因果関係は、未解明な部分が多いとの認識です。今後も情報の収集に努めて参ります。 当地の保安林は、水源涵養保安林です。しかし、放置された森林が増えていることから、細い樹木の乱立や倒木などによって本来の役目が果たされていない場所も散見されます。ご指摘の森林の持続的管理のためにも、森林は放置するのではなくある程度人の手を入れて管理することが水源涵養という役割を果たすために重要であるという認識です。

	「対象事業区域に存在する保安林について水源涵養能力の低い部分を極力使用する他、代替地に植林するなど、水源涵養能力の維持に努めます。」という内容です。 「事業者の見解」記述からは、健康被害や自然環境に対して謙虚に向き合うべきまっとうな企業としての姿勢を感じられません。 国連サミットで採択され日本も取り組んでいる「SDGs」（持続可能な開発目標）には、再生可能エネルギーの割合拡大が目標となっています。しかし、「陸の豊かさを守ろう」の目標には、『陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る』とも設定されています。 貴重な生態系を有する白馬山脈の自然環境を保護し、将来に引き継いでいくことの責務が示されています。 今風力発電事業計画は、方策を尽くしても回避できない重大な問題を抱えており、計画の中止を強く求めます。	
--	---	--

（意見書 235）

No.	意見の概要	事業者の見解
250	低周波の被害 工事による土地の崩壊 建設のために林道の工事、風車の基礎工事が行われる事により台風や集中豪雨、又山崩や水の流れの変ることにより、現在住んでいる町に害が及ぶことになれば大変な事になります。 先祖さんが開いてくれた土地を大切に、子供達が健康被害なく生活できることを望みます。	低周波音を含む風車騒音は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 事業の実施にあたっては現地調査結果を踏まえ、自然環境および生活環境に十分に配慮し、特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。 なお、地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

（意見書 236）

No.	意見の概要	事業者の見解
251	巨大化する風力発電の設置は、自然環境の破壊するし、多く立地すると、紀州の山並は景観に影響する。	景観については、生石高原展望台をはじめとした主要な眺望点等からの写真に、風力発電機の完成予想を重ねたフォトモンタージュ作成により影響の予測、評価を行う計画です。

(意見書 237)

No.	意見の概要	事業者の見解
252	県下風力発電設置地域では騒音、低周波による健康被害が訴えられています。白馬山脈の風力発電建設、大きな問題が生じるものと思います。また、護摩壇の優れた大自然の一角である地域での自然破壊も取り返しのつかないものと考えます。 山頂で生活する動物も人里にあらわれ田畑を荒し現住する人々の生活も脅かされます（熊の出没、猪の田畑荒らし） 関西の代表する生石高原は 360 度展望できる高原です。景観からみても設置は許されるものではないと思います。	低周波音を含む風車騒音は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。なお、現地調査および予測、評価は 20Hz 以下の超低周波音についても実施します。 風力発電による鳥獣の被害についての報告はされていないと認識しております。今後も情報の収集に努めてまいります。 景観については、生石高原展望台をはじめとした主要な眺望点等からの写真に、風力発電機の完成予想を重ねたフォトモンタージュ作成により影響の予測、評価を行う計画です。

(意見書 238)

No.	意見の概要	事業者の見解
253	数か月前、風力発電による被害の学習会に参加し、人命にかかわる健康被害や自然環境への影響がいかに大きいのかを初めて知った。 特に私たちは、自分の地区に設置されていない事から、エコな発電であるという知識しかない自分がはばかりかしく思えた。 気になる点は、騒音や低周波の健康被害である。 今、コロナ禍の中で、人間との関わりを大切にしなければならぬ事は何かを第一に考え、自然を大切に考えていきたいと思う。	低周波音を含む風車騒音は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。なお、現地調査および予測、評価は 20Hz 以下の超低周波音についても実施します。

(意見書 239)

No.	意見の概要	事業者の見解
254	私は三代目の林業家です。このごろふりかえり思うことは、山をみどりの砂漠にしまったこと。むかしの山はいろんな木々が混在していました。 春の新芽の美しさ、秋になると紅葉の色とりどりの木にいやされてきました。キノコもたくさんありました。たいへん豊かな山でありましたが杉と桧の木にしまいました。反省！ 山には弱い部分と人間用にこわして、畑や田にしていける部分があり、むかしの人はよくしっていて、山の尾根や急な地面などは、手をつけるとパチがあたるなど神様をつかってうまく守ってきました。 近年世界的にも度がすぎてきてように思います。 (CO2の問題、災害のキボが大きくなりすぎて、雨のふる早さや量がはんばない。) 山崩れの心配などがあり、この計画については反対です！	ブナ林をはじめとする自然林への影響に配慮するとともに、ブナ林については、地元企業や関係機関と調整を図りつつ地元共生とした位置づけでブナ林の再生を計画しております。 地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 240)

No.	意見の概要	事業者の見解
255	風力発電計画についての私の意見を述べてみたい。 SDGs (持続可能な開発目標) は、国連が設定した目標であり、2030 年までに達成すべきだとしている。日本が取り組む SDGs の実施指針には、8 つの優先課題が定められていて、その 1 つに「生物多様性、森林、海洋等の環境保全」があげられている。 風力発電計画のある白馬山脈は、高野龍神神国定公園に隣接する自然豊かな地域であり、希少な動植物の宝庫である。その中でもアサギマダラという蝶について考察してみたい。 アサギマダラは、かつて「国蝶」選定の時に候補として選ばれた非常にきれいな蝶である。この蝶は、渡りをするだけでも有名で、最長 2000km もの距離を飛んだ記録も残っている。アサギマダラは、はるか南西諸島からの長い旅の途中、護摩壇山に咲く、オタカラコウの花の蜜を吸い、羽を休ませている。 白馬山脈に巨大風力発電設備が建設されれば、アサギマダラも風車に巻き込まれる事故が多発するのではないかと危惧するのである。実際、鳥と風車とのバードストライクは、2000 年から 10 年の間に 102 件も起きているので、鳥よりも軽い蝶は、風車による乱気流に巻き込まれやすいことは簡単に想像することができる。 SDGs の生物多様性の課題からも、巨大な風車による小さな命が失われることは、あってはならないと考える。 白馬山脈は、アサギマダラの渡りのルートである。 再生可能エネルギーの利用は、地球温暖化防止のためにも必要であると考えます。しかし、建設中も含めて 53 基もの巨大風車が白馬山脈の尾根に並ぼうとしている今、もう、これ以上の施設の建設は中止してほしい。	アサギマダラにつきましては、今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 生活環境、動植物、生態系について、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、可能な限り自然環境を維持できるような事業計画を検討いたします。

(意見書 241)

No.	意見の概要	事業者の見解
256	中世の籍文に「南は阿帝川南横峰を限り」阿帝川は現在の有田川を指し、南横峰は白馬山脈を指す。 当時から有田郡と日高郡の境界をはっきりと示す、文化的価値の高いこの地に風量発電を建設することに反対する。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、生活環境および自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 242)

No.	意見の概要	事業者の見解
257	健康被害が想定される事業への心配があり、自然環境の保全のためにも中止される事を願います。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、生活環境および自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 243)

No.	意見の概要	事業者の見解
258	風力発電建設計画について 動植物及び人体への影響が懸念されるため、自然環境保全第一と考え、建設中止される事を願います。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、生活環境および自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 244)

No.	意見の概要	事業者の見解
259	・近年の風力発電は巨大化して利益優先主義になりつつあるが、微振動が山地に与える影響が落石や崩土につながり、人的災害の危険性が強くなる。 ・脱炭素社会の方向性には期待できるが、巨大風車の建設は自然遺産を壊して野生動物の生息場所を奪い、豊かな植物群の生態を壊すことになる。 ・巨大化する風車の影響は低周波も遠くに届き、住民の生活に与える影響を懸念する。 以上の観点により、巨大風力発電建設には強く反対する。	風車は技術の進歩により大型化しておりますが、騒音をはじめとした技術革新も進んでおりますので、出力に比例して環境影響が大きくなることはありません。 低周波音を含む風車騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成29年5月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年5月)を参考にしながら評価いたします。 事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 245)

No.	意見の概要	事業者の見解
260	私達は有田川町旧栗生小学校を利用して、地域の活性化の為に、「もりのカフェ」を運営しています。和歌山市大阪方面からも、たくさんのお客さんが来てくれます。私達の売りは「栗生のおいしい水」です。コーヒーや紅茶はもちろん、ただの飲料水として飲んでもとてもおいしいと評判です。その水に万が一不都合が生じたら、私達はカフェを運営できなくなります。水源地から離れているものの、何かあってからでは取り返しがつきません。 私が一番心配するのは、低周波の事です。コロナと同じで目に見えないので、怖い存在です。住み慣れた土地を泣く泣く離れる、田舎暮らしを夢見て来てくれたのに、体に異常がおこった（私の知人のお友達です）もう、何人もの人が実際被害を被ってます。そして、何より田舎では数少ない、大切な子ども達の未来が失われます。 どうか誰にも（人間だけではなく、生物にも）迷惑をかける場所や規模、技術を模索してみてください。	住民の方の生活用水に対する影響を回避することが基本であると認識しております。風力発電機設置場所付近では、詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないように事業計画を検討いたします。 低周波音を含む風車騒音は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。なお、現地調査および予測、評価は 20Hz 以下の超低周波音についても実施します。

(意見書 246)

No.	意見の概要	事業者の見解
261	いつまでもきれいな水がのみたいのではなたいです。	住民の方の生活用水には影響を回避することが基本であると認識しております。風力発電機設置場所付近では、詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないように事業計画を検討いたします。

(意見書 247)

No.	意見の概要	事業者の見解
262	電力は、私達の生活に欠かせないものであることはわかる。しかし、そのために自然、生態系をこわしてもよいということにはならないと思う。 既存の風力発電所設置による自然破壊や生活環境に悪影響を及ぼしていることも見聞してきた。昭和 28 年 7 月 18 日の有田川水害より、自宅を流出し、避難所生活をし、山林、自然破壊のこわさを体験した。 貴重な自然環境を大切にするために、風力発電所計画に反対する。	環境影響評価の手続において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、生活環境および自然環境に配慮した事業計画と致します。 地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 248)

No.	意見の概要	事業者の見解
263	「再生可能エネルギー」の一つにあげられ、クリーンなイメージが持たれる風力発電は多くの自然環境を破壊して作られるものです。景観も山の稜線に建ち並び、観光立県をめざす和歌山にとって本当にふさわしいものなのか疑問に感じます。 また可動すれば騒音、低周波音により、さまざまな被害が生じる事も今までに立地された所で明白な事実です。 これらのことから考えて、計画されている風力発電事業について反対するものです。	低周波音を含む風車騒音は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。なお、現地調査および予測、評価は 20Hz 以下の超低周波音についても実施します。

(意見書 249)

No.	意見の概要	事業者の見解
264	白馬山脈の風力発電所の建設は、建設地の造成や林道の拡幅により、山の保水力が低下し土砂災害の要因となり、巨大な羽根はバードストライクや低周波問題を引き起こし、白馬山脈が育んできた生態系に持続的なダメージを与えるものと思います。	森林の保水力については、間引きなど人の手を入れることによって保たれている側面があり、森林を放置すると背が低く細い樹木が増加し、倒木の危険も増加します。そのため、代替地の植林も含めた環境保全措置を検討いたします。 ご指摘のとおり、生態系の上位種に位置する猛禽類のバードストライクへの影響は考えられます。その点も含め、生態系へのバランスの影響については、今後調査、予測及び評価いたします。

(意見書 250)

No.	意見の概要	事業者の見解
265	白馬山の林地開発は土砂災害のきけんがあるので、風車はだめ。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 251)

No.	意見の概要	事業者の見解
266	反対です	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、生活環境および自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 252)

No.	意見の概要	事業者の見解
267	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 253)

No.	意見の概要	事業者の見解
268	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 254)

No.	意見の概要	事業者の見解
269	健康被害が心配です。 私は病気を持っているので、安心して暮らしたいので、反対します。	低周波音を含む風車騒音は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。なお、現地調査および予測、評価は 20Hz 以下の超低周波音についても実施します。

(意見書 255)

No.	意見の概要	事業者の見解
270	山を崩したら水が濁る。 自然破壊に反対です。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 256)

No.	意見の概要	事業者の見解
271	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 257)

No.	意見の概要	事業者の見解
272	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。 また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、貴重なレッドリスト掲載種も含まれる。 したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。 白馬山系の林地開発は土砂災害、洪水のリスクが極めて高い。とくに山稜部はできるだけ森を残してきた。山稜部の伐採、進入路、作業道、風力発電施設の建設は災害を起こすことは明らかである。建設に反対する。 ☆道つくるな 山くずれる！ ☆鳥のすみかを壊すな！	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。 地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 258)

No.	意見の概要	事業者の見解
273	和歌山県の恵まれた自然環境を活かし、再生可能エネルギー創出に積極的に取り組んで下さい。 (旧川辺町江川出身として)	ご意見ありがとうございます。「2050 年カーボンニュートラル」の一助となるよう、事業について適切に検討を行ってまいります。

(意見書 259)

No.	意見の概要	事業者の見解
274	※滝谷は簡易水道施設である為、残土処理には気付けること	住民の方の生活用水に対する影響は回避することが基本であると認識しております。残土については場外へ搬出を計画しており、残土の処理には十分な注意を払います。
275	※滝谷は簡易水道施設の水源地である為、保水の為の樹木の伐採には充分気を付けること	今後の現況調査により、水源地の場所を把握するとともに樹木の伐採にあたっても気を付けて参ります。
276	※滝谷は簡易水道施設の水源地である為、汚染には充分気を付けること。	住民の方の生活用水に対する影響は回避することが基本であると認識しております。風力発電機設置場所付近では、詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないように事業計画を検討いたします。
277	※完成後のスーパー林道の道端のゴミ捨ての監視の強化。	風力発電所の稼働とスーパー林道沿いへのごみの投棄の関連性については伺っておりませんが、注意看板を設置する等の検討をいたします。
278	※天然記念物（動物・植物）の生息地である為の対策。	今後、現地調査により現地の動植物の把握に努めるとともに、天然記念物に配慮した工事計画といたします。
279	※施設の稼働後（マスコミ）に依れば9年～10年程度経過すれば他会社に売却するだろうと有るが？	大和エネルギー株式会社と電源開発株式会社で出資する合弁会社を設立し、地元で現場事務所を設置の上、施設の管理、運営に当たる計画です。ほかの事業者へ転売することは考えておりません。
280	※地元住民の意見は十分聞き入れる事	環境影響評価法上の手続きに伴う意見書でのご意見の募集の他、地元地区の皆様への説明会を通じてご意見を頂きながら事業検討を進めて参ります。

(意見書 260)

No.	意見の概要	事業者の見解
281	先日説明会について知ったのはとなりの有田川町の方からきいたからです。事前に町内のほうそうで流して頂けるともっと多くの方に周知して頂けると思います。役場に問い合わせした所、事業者からの依頼があればできるとのことでした。次回の説明会の時は事前に村内ほうそうでご案内頂きたいです。	説明会の実施に関しましては、日高川町、有田川町の広報誌、日高新報、紀州新聞の他、全国紙の和歌山版においても公告を行っております。準備書説明会時には遺漏の無いよう情報提供に努めます。

(意見書 261)

No.	意見の概要	事業者の見解
282	次回の説明会は、地区の回らん版でまわして下さい。役場に問い合わせした所、私個人で各区長さんをお願いするよう言われました。事業者の方から言って頂けるともっと地区の方に周知されると思います。	説明会の実施に関しましては、日高川町、有田川町の広報誌、日高新報、紀州新聞の他、全国紙の和歌山版においても公告を行っております。準備書説明会時には遺漏の無いよう情報提供に努めます。

(意見書 262)

No.	意見の概要	事業者の見解
283	山のふもとに住んでいます。地震が起きた時に山くずれがしないか心配です。風力発電所を建てることで地盤がゆるくなることはないでしょうか。その場合、台風が起きたときもどうなるのでしょうか。何かあったら保証されますか。	防災上の観点からの協議は、環境影響評価の手続きとは別途に実施する森林法に基づく手続きの中で、関係部署と協議を行ってまいります。森林法の開発許可がでない場合には風力発電所の建設はできません。また、基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 53 号）により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠した適切な設計といたします。

(意見書 263)

No.	意見の概要	事業者の見解
284	小学校中学校保育園などもあります。風力発電がたつことで音がうるさくなったり体調が悪くならないか心配です。	風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、風力発電機から小学校など配慮が必要な施設までは 2km 以上の離隔が取れるよう検討を進めてまいります。

(意見書 264)

No.	意見の概要	事業者の見解
285	化学物質過敏症、電磁波過敏症を発症していたことがあります。シングルマザーです。より安全、安心な空気、水など求めて東京から引越してきました。少しでも体調にリスクのともなうようなことを避けて住める場所をやっとみつけました。低周波で健康被害がでているとのことで風力発電機の工事の計画を知ってとてもショックを受けています。また引越しをしなくてはならない可能性がでてくるからです。正直、この安心、安全に子供たちが暮らしていけるすばらしい環境を残してほしいです。工事を中止してほしいです。よろしくおねがいします。	電磁波による影響については、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 52 号）により規制値が定められており、本事業においても規制値を遵守することから、健康への影響は生じないと考えております。 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。なお、現地調査および予測、評価は 20Hz 以下の超低周波音についても実施します。

(意見書 265)

No.	意見の概要	事業者の見解
286	日高川町の旧美山村地域は自然環境との共生を新しい町づくりの課題としている。 林道白馬線は大規模な風力発電施設整備を目的とした道路ではなく、豊かな森林を育くみ、下流域の水環境を育む源流地帯を守るための道路だと考える。別紙に意見を記したのでお読みいただき風力発電は断念いただきたい。	風力発電機設置に係る改変は、尾根上のごく一部に限られます。風力発電機設置場所においては事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を検討いたします。
287	(別紙) (仮称) DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業環境影響評価方法書」についての意見 ☆自然環境への影響が大きい 白馬山脈は、風力発電設備が設置されていない奥地(東方向)ほど自然が残されている。 本事業予定区域は、城ヶ森峠尖県立公園に数百メートルに迫る位置となる。クマタカ等の希少猛禽類や県指定文化財(天然記念物)オオダイガハラサンショウウオの生息域となっている。護摩壇山周辺の大自然の緩衝地帯になっていることや、ブナ林等が縮小していることから、貴重な動植物の生態系に重大な影響を与えかねない。	希少猛禽類や天然記念物のみならず、生活環境、動植物、生態系について、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、可能な限り自然環境を維持できるような事業計画を検討いたします。 また、ブナ林については現状を把握し、地元企業や関係機関と調整を図りつつ地元共生とした位置づけでブナ林の再生を計画しております。
288	☆環境破壊が著しい 1953 年紀州大水害を被った弥谷、愛川、上初湯川の地域では、河川の氾濫、山腹の崩壊により、道路は決壊、住家、農地・施設などに加え、犠牲者が出るなど大きな災害となった。2011 年紀伊半島豪雨災害では初湯川が氾濫、山腹の崩壊、県道、町道、白馬林道に通じる林道が決壊、上初湯川地域が孤立するなど、大きな災害を経験した。その後の強風を伴った台風で、ダウンバーストで樹木が倒され、山腹が崩壊する災害を被った。とにかく災害の多い地域である。 風力発電建設工事では、工事用に既設道路を使用するが、大型資材輸送のための拡幅、用地確保のための森林伐採、地盤掘削、残土処理のための盛土など、地形への影響や山の保水力の低下による土砂災害、河川の汚濁など生態系への影響など、工事中のみならず、完了後にも不安を残すものとなる。	防災上の観点からの協議は、環境影響評価の手続きとは別途に実施する森林法に基づく手続きの中で、関係部署と協議を行ってまいります。森林法の開発許可がでない場合には風力発電所の建設はできません。基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。工事期間中は、尾根の近くや尾根上の一部を改変することにより一時的に裸地ができ、そこに雨が降ると濁水が発生する可能性があります。そのため、発生する濁水は沈砂池で土砂を沈殿させた後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。 森林の保水力については、間引きなど人の手を入れることによって保たれている側面があり、森林を放置すると背が低く細い樹木が増加し、倒木の危険も増加します。代替地の植林も含めた環境保全措置を検討いたします。
289	☆住民の生活と健康への影響を軽視もしくは無視 低周波音、シャドウフリッカーなどによる生活への影響や健康被害について、事業者は国の規制、基準がないため、住家から 1000m 以上離すから問題ないと説明している。しかし、その根拠がない。2000 kW の風車か	本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。 近年、風力発電機は大型化しておりますが、技術革新

	ら 1400m離れていても健康被害が出ている。事業者は補償しないし、健康被害者は泣き寝入りとなっている。	により低騒音化が進んでいるため出力の増加に比例して騒音が大きくなるということはありません。
290	☆経済効果は一時的で持続性は望めない 建設工事時の地域への経済効果は部分的で、一時的なものとなる。 つくられる電力は不安定で、需要と無関係に変動し、常に火力発電が待機している。全国の送電線の自由化や蓄電施設の開発が不可欠な状態だ。現状のシステムではCO2 排出削減には結び付かない。	事業の実施が実現したあかつきには、建設工事時の経済効果のみならず、運用開始後の 20 年間は納税等を含め地元経済へ何らかの形で寄与できると考えております。また、再生可能エネルギーを利用した電源ですので、発生電力は風況に左右される部分はございますが、少なからず CO2 排出削減に寄与できると考えております。
291	☆地域住民は同意できない。 本事業計画は、CO2 削減効果は年間約 35000 t 杉約 250 万本の年間吸収量に相当する、まさに国の政策に沿った事業として、住民に同意を求めている。 そうであるなら、国は、原発の新設、再稼働、運転期間の延長と石炭火力の新設などは推進しないはずだが、頑として方向転換するとは言わない。 自然エネルギーによる発電を推進するのなら、効率よく活用するシステムの開発と改革が遅れた現状で、大型風力やメガソーラーを増設してまで、国民・県民の財産として守っていくべき自然環境と住民の生活、健康への影響を軽視し無視されては、迷惑なことだ。 遅れている小・中規模の市民発電や地域発電を推進して、身近で利用可能な風力発電に転換すべきだ。	原子力発電所や石炭火力発電所の各種諸問題や課題に関しましては、政府を上げて取り組んでいる状況ですので、エネルギーを扱う企業としては政府の方針に寄与できるよう取り組んでまいります。 小・中規模の風力発電施設と本事業の様な大型風車を導入した風力発電施設を比べると、後者の方が発電効率がいため、再生可能エネルギーの導入に寄与できると考えております。 今後は環境影響評価の手続において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、生活環境および自然環境に配慮した事業計画といたします。
292	☆知事意見に向き合う姿勢が見られない 2020 年 8 月 13 日「(仮称) 紀中ウインドファーム事業」と 2020 年 9 月 3 日「(仮称) DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業」の両計画段階環境配慮書に対する知事意見には、「中紀第二ウインドファーム事業」の環境影響調査手続(配慮書)には、「林道宇井苔白馬線と林道白馬線の接続地点から東側の地域について緩衝地帯として対象実施区域から除外すること」を知事意見として求め、事業者が理解し、当該区域が外された経緯があったと記されていた。 本事業計画は、元の大和エネルギー(株)の事業計画にトップ 3 事業者の電源開発が加わり、強引に国策事業として推し進めるものとなった。 知事意見に沿うなら、本事業計画は断念すべきだと思う。	本事業の配慮書での知事意見や(仮称)中紀第二ウインドファーム事業での知事意見を踏まえて作成した本方法書の内容について県の環境影響評価審査会でご審査いただき、その結果に基づいて現地調査を確実に実施し、準備書以降の手続きに反映いたします。 また、現地調査において、ご懸念のブナ林を含めた自然環境の現状を確実に把握し環境への影響を予測・評価するとともに、関係部署と協議を行います。従いまして、知事意見に反した事業検討を行っているわけではございません。

【県庁到着分】

(意見書 266)

No.	意見の概要	事業者の見解
293	風力発電建設に当たって、20HZ 以下の低周波音については考慮しなくて良いと環境省の指針で出されているが、何故か事業者は低周波音について言及している。事業者が低周波音で被害が出ていることを知っているからだと思われる。風車を稼働させても被害者が出ないという確証が出来るまで風車を建設すべきでない。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指

		針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。なお、現地調査および予測、評価は 20Hz 以下の超低周波音についても実施します。
--	--	--

(意見書 267)

No.	意見の概要	事業者の見解
294	和歌山県下の風力発電周辺の住民に風力発電施設による被害が数件発生している。風力発電施設が大型化して被害が増加する傾向にある。風力発電を進めるためには被害状況を把握した上で対策を講じて、解決した後には建設を計画すべきだ。風力建設のために人の命と健康をないがしろにするな	本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。 近年、風力発電機は大型化しておりますが、技術の革新により低騒音化が進んでいるため出力の増加に比例して騒音が大きくなるということはありません。

(意見書 268)

No.	意見の概要	事業者の見解
295	白馬山脈は崩落し易い土質である。風車が大型化し、山林の木を伐採しはげ山にすると、景観を損ねるばかりでなく土砂災害を招く恐れが多い。地域住民の安全を守るためには建設工事を進めるべきではない。	防災上の観点からの協議は、環境影響評価の手続きとは別途に実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署と協議を行ってまいります。森林法の開発許可がでない場合には風力発電所の建設はできません。基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組みがございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。

(意見書 269)

No.	意見の概要	事業者の見解
296	和歌山県の県民にとっては高野山・護摩壇山一帯は神聖な貴重な場所です。その紀伊山地に白馬山脈が連なっています。この地帯は多種多様な動植物や豊かですばらしい自然に恵まれています。この自然環境にはブナ林を主とする貴重な植生が形成されています。この森には多様かつ豊富な生態系が広く保全されています。この自然環境は長い年月かかって形成されたものです。後世に残すべき貴重な自然遺産です。壊れた自然環境は元には戻りません。このような貴重な場所に風力発電機を建設することには断固反対します。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。 また、ブナ林については現状を把握し、地元企業や関係機関と調整を図りつつ地元共生とした位置づけでブナ林の再生を計画しております。

(意見書 270)

No.	意見の概要	事業者の見解
297	和歌山県下で風力発電機の建設がある周辺住民が被害を受けている。私はその被害を受けて「しんどい」と電話をくれた人がよく日死亡した事を強く受けとめています。 風力発電を建設している企業の人間として考えて頂きたい。風力発電機で人が住めなくなったり亡くなったりする事を。人権問題です。	本事業では、他社事業との位置関係にも配慮しながら、風車騒音や風車の影が近隣にお住いの方々の生活に影響を及ぼさないように、民家からの離隔を 1km 程度取れるよう計画をいたします。 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。

(意見書 271)

No.	意見の概要	事業者の見解
298	日高川町上初湯川の区民として本プロジェクトに賛同・協力をいたします。当初、配慮書段階では、開発エリアを争っていた大和エネルギーと電源開発が、今般の方法書段階となり何とか手を結び、共同事業化を検討するとなっており、これで一挙に事業確度が高まるものと期待しております。 引き続き計画エリアの地元地区の意見を募集頂き、丁寧な環境影響評価(実地調査も)お願いいたします。また適宜報告もお願いします。 以上	ご意見ありがとうございます。引き続き適切に環境影響評価手続きを実施するとともに、地元へも丁寧な説明、対応を行ってまいります。

(意見書 272)

No.	意見の概要	事業者の見解
299	方法書縦覧を見る限り、事業者は真剣且つ丁寧に和歌山県の風資源を利用した事業開発をされています。それによる温暖化対策即ちCO2削減に加え、和歌山県への経済効果は和歌山県に取り多大なものと思料します。それに対して、和歌山県知事の意見はそれを阻害するもので和歌山県民として非常に悲しいものであります。引き続き事業者には丁寧な開発並びに環境影響の実地調査をお願いしたいです。 昨今の福島県での原発の未曾有の大事故や他地域の石炭をはじめ火力発電による温暖化助長など既設の電源による電力供給は少しづつでも再生可能エネルギーに転換して頂きたいものであります。それが世界的趨勢でもあり我が国の国策でもあります。 よろしくお願い申し上げます。 以上です。	ご意見ありがとうございます。引き続き適切に環境影響評価手続きを実施するとともに、地元へも丁寧な説明、対応を行ってまいります。

(意見書 273)

No.	意見の概要	事業者の見解
300	貴社開発中の風力発電案件に賛成いたします。和歌山県は風力発電所の設置に適した風況の良い地域が多数あります。従って関西（近畿）エリアの再生可能エネルギー先進県としてはもとより全国レベルでのトップランナーとなるべき都道府県であることに疑いの余地はありません。 引き続き丁寧なアセスメントと心がけるようお願いいたします。 以上	ご意見ありがとうございます。引続き適切に環境影響評価手続きを実施するとともに、地元へも丁寧な説明、対応を行ってまいります。

(意見書 274)

No.	意見の概要	事業者の見解
301	日本政府が進める 2050 年カーボンニュートラル実現に向け、今回の風力発電事業に賛同いたします。和歌山県も「再エネ先進県」と目指し、風力発電への期待も大きく、大和エネルギー様、電源開発様にて環境影響評価を進めていただきたく、よろしくお願いします。	ご意見ありがとうございます。「2050 年カーボンニュートラル」の一助となるよう、丁寧な環境影響評価を実施するとともに、事業について適切に検討を行ってまいります。

(意見書 275)

No.	意見の概要	事業者の見解
302	風力発電に賛同。再生エネルギー推進に向け、大和エネルギー、J パワー両社にて環境評価を進めてほしい。	ご意見ありがとうございます。引続き適切に環境影響評価手続きを実施するとともに、地元へも丁寧な説明、対応を行ってまいります。

(意見書 276)

No.	意見の概要	事業者の見解
303	風力は風速さえあれば時間を問わず発電することが出来、二酸化炭素等を出さないのでもいいと思います。	ご意見ありがとうございます。「2050 年カーボンニュートラル」の一助となるよう、丁寧な環境影響評価を実施するとともに、事業について適切に検討を行ってまいります。

(意見書 277)

No.	意見の概要	事業者の見解
304	CO ₂ 排出の無い風力発電事業に積極的に取り組んでもらいたい。	ご意見ありがとうございます。「2050 年カーボンニュートラル」の一助となるよう、丁寧な環境影響評価を実施するとともに、事業について適切に検討を行ってまいります。

(意見書 278)

No.	意見の概要	事業者の見解
305	昼夜を問わず発電でき、地球環境にもやさしい風力発電なので和歌山県民としては積極的に推進していただきたいと思います。	ご意見ありがとうございます。「2050 年カーボンニュートラル」の一助となるよう、丁寧な環境影響評価を実施するとともに、事業について適切に検討を行ってまいります。

(意見書 279)

No.	意見の概要	事業者の見解
306	荒れた山林を整備し、雨風災から河川を守り道路が整備される事で推進を願います。	ご意見ありがとうございます。山林における道路整備については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け適切に行うとともに、林業施業者にメリットがある計画となるよう検討して参ります。

(意見書 280)

No.	意見の概要	事業者の見解
307	風力発電は永久にあるエネルギーなので増えてくれたらと思う。CO2も出ないので推進します。	ご意見ありがとうございます。「2050 年カーボンニュートラル」の一助となるよう、丁寧な環境影響評価を実施するとともに、事業について適切に検討を行ってまいります。

(意見書 281)

No.	意見の概要	事業者の見解
308	地球温暖化防止の為、自然エネルギーの活用は重要である。	ご意見ありがとうございます。「2050 年カーボンニュートラル」の一助となるよう、丁寧な環境影響評価を実施するとともに、事業について適切に検討を行ってまいります。

(意見書 282)

No.	意見の概要	事業者の見解
309	貴社開発案件に賛同いたします。1月の厳冬により、電力の需給が逼迫したとのこと。まだまだ再生可能エネルギーを増やす必要があります。もちろん、環境にも充分配慮して地元の協力も得てバランスの良い開発をお願いいたします。	ご意見ありがとうございます。微力でも電力の安定供給に寄与すべく、環境にも充分配慮して事業開発を進めて参ります。

(意見書 283)

No.	意見の概要	事業者の見解
310	地元関係区（日高川町2区。有田川町5区）との連絡を密にして、丁寧な環境影響評価の現地調査をお願いします。調査項目については方法書を読みましたがこれで良いと思います。近隣との離隔も他社案件よりしっかり取れていると思いますが、騒音・低周波の調査は慎重をお願いいたします。	ご意見ありがとうございます。引き続き適切に環境影響評価手続きを実施するとともに、地元へも丁寧な説明、対応を行ってまいります。

(意見書 284)

No.	意見の概要	事業者の見解
311	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、レッドリスト掲載種も含まれる。したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 285)

No.	意見の概要	事業者の見解
312	奥有田の秘境のすばらしい自然。 構築物で稜線をこわされたくなくこれ以上風車も いらないと思われます。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その 結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて 環境影響を低減するための環境保全措置を実施するこ と等により、自然環境に配慮した事業計画といたしま す。

(意見書 286)

No.	意見の概要	事業者の見解
313	住民説明会に参加された知人から後日お聞きしまし たが、地元の区長さんが賛成意見をくれてるにも拘わ らず、遠方から来た和歌山市や紀美野町や海南市下津 の反対派の御仁が反対意見を滔々と述べるのはお門違 いも甚だしいと思います。 それこそ我々和歌山人の「恥」です。 こういう人達を相手にする必要はありません。 どうか地元の地区のために事業者はしっかり事業を進 めて下さい。 また反対派の女性が、風力が近隣住民を殺したかのよ うな発言があったと聞きましたが、医師でもなく、且 つ診断書など物的証拠もない中での発言はそれこそ 「脅迫」まがいです。 そういう方々を事業者は相手にする必要はありません。 以上です。	ご意見ありがとうございます。引続き丁寧な環境影響 評価を実施するとともに、地元へも丁寧に対応を行っ てまいります。

(意見書 287)

No.	意見の概要	事業者の見解
314	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖して おり、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると 思われる。また尾根筋には、この地域では貴重な自然 林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となってい る。その中には、レッドリスト掲載種も含まれる。した がって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響 があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、 「計画の中止」を求めます。 クマタカはレッドリストの絶滅危惧ⅠＢ 類に指定され ており、絶滅の恐れが大きい種です。この事業により、 この地域で繁殖するクマタカの生息環境が著しく悪化 する恐れがあります。事業計画を即刻中止していただ きたいと考えます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参りま す。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営 巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参り ます。

(意見書 288)

No.	意見の概要	事業者の見解
315	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖して おり、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると 思われる。また尾根筋には、この地域では貴重な自然 林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となってい る。その中には、レッドリスト掲載種も含まれる。した がって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響 があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、 「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参りま す。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営 巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参り ます。

(意見書 289)

No.	意見の概要	事業者の見解
316	安定的な電力確保を目指す上で、再エネ電源は太陽光発電に偏ってしまっている現状を見ると、風力発電は今後も成長が期待される分野だと思います。 一方で、風力発電は発電適地が限られており、無駄にできるプロジェクトはないのではと思います。 本プロジェクトも成功する事を期待したいです。	ご意見ありがとうございます。「2050 年カーボンニュートラル」の一助となるよう、丁寧な環境影響評価を実施するとともに、事業について適切に検討を行ってまいります。

(意見書 290)

No.	意見の概要	事業者の見解
317	地球にやさしいクリーンなエネルギーの普及に期待しておりますので、本プロジェクトに賛同します。 子ども達の未来のためにもプロジェクトの成功のために頑張ってください。	ご意見ありがとうございます。「2050 年カーボンニュートラル」の一助となるよう、丁寧な環境影響評価を実施するとともに、事業について適切に検討を行ってまいります。

(意見書 291)

No.	意見の概要	事業者の見解
318	本プロジェクトについて、脱炭素社会の実現に向けた取り組みとして賛同いたします。 プロジェクト運営実績のある 2 社が共同事業化を目指されており、プロジェクトの成功を大いに期待しています。	ご意見ありがとうございます。「2050 年カーボンニュートラル」の一助となるよう、丁寧な環境影響評価を実施するとともに、事業について適切に検討を行ってまいります。

(意見書 292)

No.	意見の概要	事業者の見解
319	当該プロジェクトは、大型風力発電事業です。風力発電事業は、太陽光発電事業に代替期待される再生エネルギー分野であり、国全体としても注目しております。 また、和歌山県下において経済活性化に資することとも思料します。 経験豊富な事業者様のご活躍、成功を祈念しております。	ご意見ありがとうございます。「2050 年カーボンニュートラル」の一助となるよう、丁寧な環境影響評価を実施するとともに、事業について適切に検討を行ってまいります。

(意見書 293)

No.	意見の概要	事業者の見解
320	私は、地球温暖化を食い止める再生エネルギー発電が好きです。その中でも勇壮な風車が一番好きです。 個人的に風車が設置されている山形県や愛媛県にふると納税で応援してます。大和エネルギー様における風車開発の大成を願います。	ご意見ありがとうございます。「2050 年カーボンニュートラル」の一助となるよう、丁寧な環境影響評価を実施するとともに、事業について適切に検討を行ってまいります。

(意見書 294)

No.	意見の概要	事業者の見解
321	「和歌山」は木の国、山の国です。再エネは必要ですが、自然環境や生活環境との調和を前提としたものでなければいけないものです。「フクシマ」の原発は福島のためではなく、東京など大都会のために作られたものでしたが、この巨大風力発電も、和歌山のためではなく作られることに反対します。特に白馬山系は東(護摩壇山)に行く程、自然度が高く、保安林に指定されており、白馬山のブナ林に近接、東側の尾根は天然林です。クマタカ、オオダイガハラサンショウウオの生息地です。又、森林法に基づき農林水産大臣が水源涵養の公的機能の発揮が特に必要な森林として指定したものです。『長期エネルギー需給見通し』では2030年の電源構成において、和歌山県としてはすでに達成、超えており、この保安林を壊してまで設置すべきではありません。その上風車の羽根は外国産だとか。近年の台風の大型化など、部品の調達や維持管理が出来なくなるのは目にみえていますと考えます。	本事業は、当地の豊富な風力資源を活用し「2050年カーボンニュートラル」という国の方針に寄与すべく実施するという側面があります。 林地の開発にあたっては、自然林への配慮を行うとともに、森林法に基づき和歌山県をはじめとする関係機関と協議を行い、指導を受けながら適切な対策を実施して参ります。 風車の設置に係る法規制は、年々厳しくなる気象条件を踏まえ厳格化されており、本事業においても、この法規制をクリアーして風車を設置することで安全性が担保されることとなります。

(意見書 295)

No.	意見の概要	事業者の見解
322	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており(バット&バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本配慮書に対して以下の通り意見を述べる。なお、本意見は要約しないこと。	要約せず、記載いたします。
323	1. 方法書の段階においてコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。	今後も適切に専門家ヒアリングを実施してまいります。
324	2. 「捕獲調査」において捕獲された生きたコウモリ類の体長を計測することは極めて困難である。また計測することに意味はあるのか。計測すべき部位は少なくとも前腕長である。	ご指摘いただきました事項を参考に、体長等の計測については無理には実施せず、前腕部のみにするなど適切に実施してまいります。
325	3. コウモリ類の捕獲調査地点が3地点では少ない。植生等を加味した小型哺乳類の捕獲地点と同数または草原等を除いた7地点は必要である。ただしこのことは最終的な結果であっても構わないだろう。調査地点は季節により柔軟に設定すべきである。	ご指摘いただきました事項を参考に、実施時の現状に応じて調査地点を検討してまいります。
326	4. 「バットディクテクターによる入感状況調査」で使用するバットディクテクターの機種を示すこと。またすべての音声を録音して記録として残すこと。	バットディクテクターによる入感状況調査において用いる機種については、準備書において記載いたします。
327	5. 今後もコウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査についても十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。以上。	今後も適切に専門家ヒアリングを実施してまいります。

(意見書 296)

No.	意見の概要	事業者の見解
328	予定区域は、県内では貴重な自然林が残されており、保安林に指定されています。クマタカやサンショウウオたちが住める林は県民の宝であり、そこをこわすことは許せません。計画を中止して下さい。	林地の開発にあたっては、自然林への配慮を行うとともに、森林法に基づき和歌山県をはじめとする関係機関と協議を行い、指導を受けながら適切な対策を実施して参ります。 環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 297)

No.	意見の概要	事業者の見解
329	先日、風力発電の風車が並ぶ白馬山系の尾根に行ってきましたが、天然林をあれだけ伐採して環境に影響しないはずがありません。「元にもどせない」ということは、開発者は、未来に対して責任をもてるのでしょうか、...。 今、建設中の事業はただちにストップするべきです。また計画も、もちろん止めていただきたい。 低周波による人体の影響も心配です。実際、由良町や海南市では被害にあっている人もいと聞きます。県知事さんも、この事業のさらなる拡大に反対しているということです。巨大風力発電はやめて下さい。私たちのふるさとを守ってください。	林地の開発にあたっては、自然林への配慮を行うとともに、森林法に基づき和歌山県をはじめとする関係機関と協議を行い、指導を受けながら適切な対策を実施して参ります。 低周波音を含む風車騒音は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音等の地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 298)

No.	意見の概要	事業者の見解
330	自然エネルギーへの転換は人類の願いだと思います。しかし白馬山脈の尾根に 80 基近くの風車が立ち並ぶ予定というのは異常です。 豊かに残されてきた大自然、動物達、鳥達への影響もあります。何より人間の健康が心配です。 都市部のために地方（田舎）を足蹴にしないで下さい。何の影響もない、聞く耳は持たない、と言われるのならば風車の 1km 以内に引越してきて下さい。 どれだけの騒音、低周波音の影響をうけるか体験してみして下さい。 自然、景観、そして健康は大切です。経済だけでは、生活は成り立ちません。	低周波音を含む風車騒音は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 299)

No.	意見の概要	事業者の見解
331	和歌山県日高、有田地方に設置の風力発電に反対する者として筆を執りました。 1. 健康被害 2. 自然破壊 ○騒音によって不眠、めまい、頭痛、家の中の振動、人々の生活の安全・安心をこわすものです。 ○美しいブナ林、アカガシなどの自然林又、希少動植物など美しい、歴史ある山系を守って行こう。 以上、人々の暮らしや生業、自然環境を破壊する動きを、憂慮する者です。	低周波音を含む風車騒音は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 今後、上記を含めた環境影響評価に係る現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。 林地の開発にあたっては、自然林への配慮を行うとともに、森林法に基づき和歌山県をはじめとする関係機関と協議を行い、指導を受けながら適切な対策を実施して参ります。

(意見書 300)

No.	意見の概要	事業者の見解
332	私が居住している地域は平成 25 年に重要文化的景観地区に指定されました。特に棚田百選に選ばれているあらぎ島は町や県の顔となっています。 あらぎ島を観る展望所からは風車が目に入ると伺っています。そうなれば景観は台無しになります。それに人災も起きるとか・・・。 風車は建設しないで下さい。	先行してあらぎ島展望台からの展望について風車が見えないことを確認しており、今後の現地調査の段階で「三田・清水の農山村景観」の選定地域内の主要な眺望点からの景観も調査を行い、景観に配慮しながら検討いたします。

(意見書 301)

No.	意見の概要	事業者の見解
333	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、レッドリスト掲載種も含まれる。したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。 息子は、毎週のように休みの日に白馬山脈に行き、クマタカを探しに行ったり、ブナの実を探しに行ったりします。ツキノワグマを見かけました。又、家族で白馬山に上って、シャクヤクの花を見に行ったりしました。そんな所に、地震が来たときの対処の方法も方法書にはないようです。地盤がしっかりしていない白馬山脈に、豊かな生態系をつくっている白馬山脈を金儲けの為に使わないで欲しい。 地域の私たちにとって憩いの場です。想定外でごまかさずに、しっかりした環境評価をすべきでしょう。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。 風車の設置に係る法規制上、年々厳しくなる気象条件や地震を踏まえて風車の設計を行う必要あり、これにより風車設置の安全性が担保されることになります。

(意見書 302)

No.	意見の概要	事業者の見解
334	予定区域では、尾根の両側ともクマタカが繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。また尾根筋には、この地域では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、レッドリスト掲載種も含まれる。したがって、今回の計画は、クマタカの繁殖に大きな影響があること、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」を求めます。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。

(意見書 303)

No.	意見の概要	事業者の見解
335	有田川・日高川風力発電事業に賛成いたします。地球観的な観点から、CO₂削減に寄与していただくことを期待しております。樹木の再植栽等、ご努力下さい。	ご意見ありがとうございます。「2050 年カーボンニュートラル」の一助となるよう、事業について適切に検討を行ってまいります。また、現地の森林状況を鑑み、地元企業や関係機関と調整を図りつつ地元共生とした位置づけでブナ林の再生を計画しております。

(意見書 304)

No.	意見の概要	事業者の見解
336	騒音の大きさだけを測定しようとしているが騒音の質についての影響評価はしなくてよいのか。人の聴覚は自然の音についてはその音が大きくてもあまり不快には感じないが、人工的な騒音についてはその音が小さくても非常に耳障りに感じる。夜間、柱時計の秒針の時を刻む音が耳のついて眠れないという人のために、部屋が暗くなると秒針の動きを停止させ明るくなると秒針が再稼働するような時計が販売されている。柱時計の時を刻む音や風力発電のブレードから発生する単調な周期性を持つ音についての影響をどう評価するのか。	これまでの国の調査等でも、風車の稼働による音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。この指針による評価については、風車が回った時の音を残留騒音にプラスするよう、環境省がこれまでの知見を取りまとめた上で設定された指針値ですので、風車に特化した評価と考えています。なお、「音の質」、「周期性を持つ音」に対する評価につきましては、令和 3 年 4 月現在、国が定めた指針が存在しません。環境省に「音の質」や「周期性を持つ音」に対する評価が求められていることを意見として挙げさせていただきます。

(意見書 305)

No.	意見の概要	事業者の見解
337	風力発電の視認性について垂直視野角の大小についてのみ評価しようとしているが、たとえ垂直視野角が小さくてもそれが連立する事についての評価がされていないのではないか。	景観調査地点の選定にあたりましては、あらぎ島展望台など不特定多数が利用する眺望点のほか、地域住民が生活の場として利用している場所も併せて選定しています。選定した地点からの景観に風車が建設された場合の合成写真を作成し、予測・評価をいたします。合成写真を作成することにより、連立することへの評価が可能になります。

(意見書 306)

No.	意見の概要	事業者の見解
338	あらぎ島から見えてはいけないものが、有田川・日高川の住民に見えてもよいという理由を教えてください。	景観法に基づき策定された、有田川町景観計画において、あらぎ島及びその周辺は「蘭島景観重要地域」に指定されており、指定区域内の三田区の展望台等の主要な眺望点からは、携帯電話の基地局や風力発電施設的位置は、「山稜の近傍では、できる限り稜線を乱さない低い位置とすること。」とされています。つまり、稜線（尾根）への設置が基本となる風車は「蘭島景観重要地域」内の主要な眺望点からの景観形成基準に不適合となるため、設置が不可となる（不可視とする必要がある）ものです。なお、上記の他に景観法上、風車の設置が不可となる規制は確認されておりません。景観調査地点の選定にあたりましては、地域住民が生活の場として利用している場所も併せて選定しています。選定した地点からの景観に風車が建設された場合の合成写真を作成し、予測・評価をいたします。風力発電機の配置に際しましては、生活の場からの景観にも配慮して圧迫感を与えないように計画いたします。

(意見書 307)

No.	意見の概要	事業者の見解
339	眺望点からの景観の影響を評価しようとしているが、もっと近くから眺めることになる住民への威圧感や圧迫感をどう評価するのか。	景観調査地点の選定にあたりましては、地域住民が生活の場として利用している場所も選定しているものと認識しておりますが、今後の地域住民とのコミュニケーションにおいて、調査地点の追加等の要望があった場合は適宜追加を検討いたします。

(意見書 308)

No.	意見の概要	事業者の見解
340	住民からの視認性を検証するためにいくつかの集落からの視認性を検証するようであるが、もっと風力発電に近いところの複数箇所からの視認性の検証が必要ではないか。わざと遠くの地点からの眺望を列举して、近くに見えたときの自然に溶け込んでいない違和感・圧迫感を隠そうとしているのではないか。	景観調査地点の選定にあたりましては、値域の皆様が生活の場とされている場所も選定しているものと認識しておりますが、今後の地域住民とのコミュニケーションにおいて、調査地点の追加等の要望があった場合は適宜追加を検討いたします。

(意見書 309)

No.	意見の概要	事業者の見解
341	生石山から南西方向を眺めると。既存の風力発電が山稜に点々と立ち並び紀伊山地の幾重にも重なる稜線の景観を損ねている。風力発電が稜線に立ち並ぶことによって、稜線がブツブツと区切られてしまっている。これ以上風力発電が建設されると、先人が畏怖の念をも抱いた「紀伊山地」という言葉が持つイメージが大きく損なわれるのではないか。数値では表せないこの影響をどう評価するのか。	景観の調査は方法書に記載した生石高原など不特定多数が利用する眺望点のほか、地域住民が生活の場からの写真撮影を行い、対象事業実施区域に風力発電機を設置したとして合成写真を作成し、予測、評価を実施します。 風力発電機は周辺環境に調和する塗色（環境融和色）とすることを計画しております。

(意見書 310)

No.	意見の概要	事業者の見解
342	企業の森について対象事業実施区域から除外することであるが、説明会でわざわざ説明すべきことか。「企業の森」の設置の趣旨からすれば当初から当然除外すべき区域で、自然破壊を目論見ながら、ことさら自然保護に努めているかのように住民に錯覚を起こさせようとしているのではないか。	当初より「企業の森」に風力発電機を建設する計画ではなかったものの、「企業の森」は点在しているため、配慮書時の事業実施想定区域には含んでおりました。和歌山県からのご意見も踏まえ、方法書時の対象事業実施区域では除外する旨を明示した次第です。なお、配慮書段階から方法書段階で事業計画に変更が生じた場合は、経緯を方法書に記載する必要があり、説明会でご説明を行いました。

(意見書 311)

No.	意見の概要	事業者の見解
343	工事関係車両による騒音・振動の調査を「平日・土曜日の昼間に各 1 回」調査するとのことであるが、ただ単に調査したという実績だけを報告しようとしているのではないか。都市部の幹線道路と違って比較的通行量も少なく、日によって通行車両の量に偏りがあることを考慮しなくてよいのか。	調査した結果を予測に使用します。ただ調査しました、というわけではありません。 また、調査日につきましては、降雨の無い日を定常状態として選定いたします。

(意見書 312)

No.	意見の概要	事業者の見解
344	建設工事による騒音調査を「平日の昼間に 1 回」行う	予測に使用する騒音調査結果からは、ミュージックホ

	とあるが、都会の騒音ならば時間の経過によって騒音の大小の変化はあまり見られないと思うが、風力発電を建設しようとしている区域には大きな工場もなく、草刈り機などの農機具の騒音くらいである。たまたま草刈り機を使用していてその音が測定地域の騒音の水準になりはしないか。本当に住民のために調査しようとしているのか。残留騒音の水準を調査するのであれば複数日に調査すべきではないのか。	ーン搭載車両の通過など定常的ではないとみられる騒音は除外することとしております。その処理を行うことにより定常的な状況を把握し、その結果に工事関係車両の通行の影響を加えることによって、予測・評価をいたします。
--	---	---

(意見書 313)

No.	意見の概要	事業者の見解
345	施設の稼働による騒音等の調査を「 <u>春季および秋季に各 3 日間</u> 」実施するとあるが、なぜ冬季に実施しないのか。春季・秋季の 2 季だけで当該地域の残留騒音のレベルが的確に測定できるのか。人の活動が停滞しがちな冬季に実施しないのは、意図的に年間の残留騒音のレベルを上げるようにしているのではないのか。	冬季は強風が吹くことが多く、春季や秋季に比べて地域の騒音が大きくなるため、残留騒音が大きい冬季は調査を実施しません。また、夏季はセミやカエルの鳴き声が大きいため同様に調査は計画していません。騒音の予測の際には、静かな日の音と風車の風車稼働時の音を足すことで影響を把握いたします。

(意見書 314)

No.	意見の概要	事業者の見解
346	騒音について残留騒音プラス 5 d B を指針値として指針値以下の騒音を目指すとのことであるが、蚊が飛ぶような非常に小さい音量でもそれが耳につくと寝ようとしても寝られないことがよくあり、非常に小さい音であってもその音が聞こえたり聞こえなかったりすることが非常に耳障りに感じる。このようなヒトの感覚をどう評価するのか。	これまでの国の調査等でも、風車の稼働による音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。なお、「音の聞こえ方」に対する評価につきましては、令和 3 年 4 月現在、国が定めた指針が存在しません。環境省に「音の聞こえ方」に対する評価が求められていることを意見として挙げさせていただきます。

(意見書 315)

No.	意見の概要	事業者の見解
347	生石山は四季を通じてたくさんの登山客で賑わう気楽に登れる山です。山頂からは幾重にも連なる山々の稜線によってが紀伊山脈の大きさを体感することができます。しかし、風力発電が連なって建設されると景観が損なわれてしまいます。生石山から見た風力発電は小さいものにしか見えないとのことですが、それが連なることによって稜線の景観が損なわれます。小さいものが一点だけ見えるのといくつも連なって見えるのでは人の目に見える見え方が違います。視野角だけで判断しないでください。	景観の予測は視野角を算出するだけでなく、対象事業実施区域に風力発電機を設置したとして合成写真を作成し、視覚的な変化を表現します。風力発電機は周辺環境に調和する塗色（環境融和色）とし、山並みになじむよう配慮いたします。

(意見書 316)

No.	意見の概要	事業者の見解
348	あらぎ島からの眺望点から風力発電は見えないようにするということですが、見えてはよくない物ならば不快感を覚える住民にも見えないように設置すべきではないでしょうか。	景観調査地点の選定にあたりましては、あらぎ島展望台など不特定多数が利用する眺望点のほか、地域住民が生活の場として利用している場所も併せて選定しています。選定した地点からの景観に風車が建設された場合の合成写真を作成し、予測・評価をいたします。風力発電機の配置に際しましては、生活の場からの景観にも配慮して圧迫感を与えないように計画いたします。

(意見書 317)

No.	意見の概要	事業者の見解
349	今回貴社の計画されています、有田川・日高川両町に関する風力発電事業について私の思いを述べさせていただきます。 電力事情は兎角、現在稼働している風力発電については只えらく賑やかな尾根が増えた位しか思っていなかったが、今身近にさし迫った事になるとやはり考えさせられます。専門家或るいは地元の声を聞くにつれ自然（動植物含）自然に対する被害が少なくありません。かつては木材景気をよい事に有田の奥地でもブナ林を中心とした自然を伐採し、杉、桧にした事が、一度雨が降れば大洪水、日照が続けば渇水となり保水力の不足が災害を増やし、更に観光面にあっても、かつての美しかった山々が影も形もなく、そればかりか木の実の無くなった事から、鹿や猪が里に出て、米など食い荒し農家にとっては大変な状態となっている。風力発電だからといっても音もでるだろうし、今後長きにわたりどのような事が起きるかが解りません。県立自然公園も近くにあります。熊や猪、鹿の危害もあれば数少ない小動物もあります。よろしくお考えのうえ対処されますこと私の考えとさせていただきます。	土砂災害など防災上の観点からの協議については、和歌山県をはじめとする関係機関と協議を行い、指導を受けながら適切な対策を実施してまいります。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠した適切な設計といたします。 なお、放置森林では細い木が乱立したり倒木がおこることもあり、保水力が維持できなくなる可能性が考えられます。細心の注意を払って開発を行うことにより、防災上の観点から改善されることも考えられます。

(意見書 318)

No.	意見の概要	事業者の見解
350	南海トラフ地震が想定される中での風力発電の発電機の耐震があるのか又林地開発 林道開発による災害対策があるのか？	風車の設計は、法令において耐震性能を備える必要があります、本事業も当該法に準拠することで耐震性能が担保されることになります。 地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 319)

No.	意見の概要	事業者の見解
351	白馬山脈は貴重な自然林や希少動物の生息地になっています。又工事用道路などのため災害が増大するのではないかと思います。一度こわれた自然は元にもどらないことは今までの例からわかってきています。人家が近いことも人体にどんな影響が出てくるのか心配されます。以上などのことを考えることにより、巨大な風力発電もこの山域に作ることに反対します。	林地の開発にあたっては、自然林への配慮を行うとともに、森林法に基づき和歌山県をはじめとする関係機関と協議を行い、指導を受けながら適切な対策を実施して参ります。また、環境影響評価法に基づき現地調査等を適切に実施してまいります。

(意見書 320)

No.	意見の概要	事業者の見解
352	和歌山有田川・日高川風力発電建設に反対します。 私は西宮在住ですが、紀美野町、有田川町に友人が何人も住んでいますししばしば和歌山を訪れています。今回の風力建設は大規模で、CO₂を吸収してくれている、水を蓄えてくれている山の木々を伐採し、土を削ります。土砂崩れや水資源への影響があります。そして、そこに生きる微生物や生き物を追いやり、周辺に暮らす人々に低周波や強風やの被害を与えます。これが大和グループの考える”日本の再構”とは思えません。国土の破壊です。 大和グループは湯浅の醤油に欠かせない酵母をはじめ、水、沈下橋、草屋根等、自然の恵みを頂きながら人の知恵で創りあげてきたもの、それに注目し、現代の形で受け継ごうとしている企業だと、であるはずだと思います。真に将来人々が持続して住み続けることができる村・町・都市環境を考えるなら、各々である程度のエネルギーを充足できる小規模な風力・火力・水力を考えた町づくり、都市づくりをすべきではと。環境は人や動物・微生物・無機物も含めて循環できるものであらねばと思います。今までの技術を経験・知恵を持つ大和グループとしてその方向に進んで頂きたい。今回の風力建設に反対します。	土砂災害など防災上の観点からの協議については、自治体関係部署と適宜協議を行ってまいります。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠した適切な設計といたします。 一般財団法人 電力中央研究所の報告書によると、再生可能エネルギーである風力発電は石炭火力発電と比較して 1kWh あたりの CO₂ 排出量が約 3%と少なく、LNG 火力と比較しても約 6%となっております。風力発電が化石燃料の燃焼による発電に置き換わることによる CO₂ 排出量の削減ははるかに大きいと考えています。

(意見書 321)

No.	意見の概要	事業者の見解
353	再生可能エネルギー推進は急務です。ですが、白馬から東に伸びる自然林を県の財産と思っています。巨大風力発電による道路及び騒音は天然記念物や多くの希少動植物の生息地をうばいます。一度壊れた自然環境はお金を出しても元にはもどりません。 事業廃止を含めた抜本的な見直しを求めます。	環境影響評価の手続において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、生活環境、自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 322)

No.	意見の概要	事業者の見解
354	自然環境や生活環境の悪化、土砂災害等、今までの自然環境の財産消滅する可能性が大きい。現在の生態系を後世に残すべきで有る。	環境影響評価の手続において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、生活環境、自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 323)

No.	意見の概要	事業者の見解
355	風力発電の電気は不安定で実際のエネルギーとして扱うには不相当であると認識しています。毎年台風の危機される和歌山においては特に不安要素の多い発電方法だと考えられます。 人口の少ない地域をターゲットにしているのですが、発電使用料の多い地域での活用がのぞまれます。健康被害の事例のいくつかも見聞きました。住民の不安材料となる事業はのぞみません。又、観光地であり、紀美野町、有田川町のシンボルでもある生石高原からの景観をそこねる今回の事業に対して、即時の中止・撤回を求めます。	環境影響評価の手續において現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、生活環境、自然環境に配慮した事業計画といたします。 景観への影響につきましては、専門家から助言をいただきながら、代表的な景勝地のみならず身近な集落からの景観についても検討のうえ、フォトモンタージュを作成し予測・評価を行い、影響を極力低減したうえで、準備書においてお示しいたします。

(意見書 324)

No.	意見の概要	事業者の見解
356	「60 年前に枯死の原木、生きてた？女子高校生が発見」朝日新聞より 県の天然記念物に指定されていたが 1955 年ごろ枯死してたと思われていたブドウハゼの木が見つかった。すばらしいと思いませんか？白馬山系にもこのような発見があるかもしれません。どうか未来の子ども達のために自然をそのままにしておいてください。 ブドウハゼからコスメを作るなど、町おこしにもつながって行こうとがんばってくれています。	ご意見ありがとうございます。今後、現地調査の結果を踏まえ、自然林への影響に十分配慮し事業計画に反映してまいります。

(意見書 325)

No.	意見の概要	事業者の見解
357	①環境影響評価方法書説明会の新聞記事があまりにも小さく、ただ載せているだけ、始めから誠意が見えない。	新聞公告のほか、有田川町、日高川町の広報誌、有田川町の新聞には折り込みチラシを入れて説明会開催告知を行っております。また、事業対象地区の皆様には事業概要をお配り致しておりました。今後開催予定の説明会新聞公告については検討させていただきます。
358	②山の上に多くの風力発電が建設されるが、基礎部分工事の内容がわからない。山の崩壊の心配がある。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。
359	③多くの風力発電により、大気の大気熱や水蒸気を再分配するため気候変動の原因とならないか。	地球全体の風が持つエネルギーに対して、風力発電で消費されるエネルギーはごくわずかであり、気候変動を起こすような量ではありません。
360	④一つ一つの風力発電では騒音が小さくても、一つ一つが隣接している。70 基を超えた場合、騒音の全体像がわからない。	本事業で現地調査を行う際には（仮称）中紀ウィンドファーム事業が稼働しており、その稼働も含めた現況を調査します。これに本事業と（仮称）中紀第二ウィンドファーム事業の稼働を想定して予測・評価をいたします。
361	⑤昨年紅葉を見た帰り、日高川町の林道で風力発電車両の通過の為二度止められ、一回は 30 分以上待たされた。あまりにも横暴だった。	今後の工事計画の検討に当たり、参考にさせていただきます。

(意見書 326)

No.	意見の概要	事業者の見解
362	風力発電建設に反対いたします。 「風力発電はクリーンなエネルギー源だ」と一般的には考えられていますが、私は間違っていると思う。まず、建設するために山を荒らしますよね。森を切り開き、山肌を掻いて泥水を流す訳ですから川も荒れます。そして荒らした尾根に風力発電所が出来るわけですが、荒らすのは建設される山だけでは済んでいません。エコノミスト誌1月30日の記事「The wind-power boom set off a scramble for balsa wood in Ecuador」によると、風力発電のブレードには木材のバルサ材が使われるが、主な輸出国は南米エクアドル（80%）。そのエクアドルで、中国企業に一日150ドルの低賃金（酒とマリファナで支払われる事もあるそうですが）雇われた労働者が、乱伐しているという記述があります。原因は昨今の駆け込み風力発電建設ブームにあります。各国が過去に再エネ事業に用意したサポートが期限を迎えるため、それが切れる前に建設してしまえということ。それで、日本から遠く離れたエクアドルの自然が荒らされているわけです。生物多様性の宝庫ジャングルが。なるほど、風力発電単体を観れば排気ガスを出す訳でもなく、クリーンに見えるかもしれませんが、 ですが、行われていることの全体像を見るに、なんとdirtyな発電機でしょうか。日本の山もエクアドルのジャングルも荒らすことは容認出来ません。よって反対です。	風力発電所建設に伴って改変する部分は尾根のごく一部分に限定されます。また、防災上の観点からの協議は、環境影響評価の手続きとは別途に実施する森林法に基づく手続きの中で、関係部署と協議を行ってまいります。森林法の開発許可がでない場合には風力発電所の建設はできません。 なお、放置森林では細い木が乱立したり倒木がおこることもあり、保水力が維持できなくなる可能性が考えられます。細心の注意を払って開発を行うことにより、防災上の観点から改善されることも考えられます。 バルサ材が風車のブレード内部の一部の材料として使用されていることは認識しております。

(意見書 327)

No.	意見の概要	事業者の見解
363	1. 私は現場を見に行きましたが、あまりにも山々頂上辺りの峰々の様相が一変していて驚きました。今、日本の各地で思いもよらない大雨による土砂災害、水害が起こっています。有田地方も過去にあった昭和28年紀州大水害の教訓も有ります。木々が倒されセメントで固められ、水のはけ口が失われ近隣の地域は勿論有田川の河口の町まで影響するのではないかと考えている。目先の調査では納得出来ない。	土砂災害など防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。 風力発電機設置場所付近では、環境影響評価の手続きとは別途に詳細な地質調査を実施した上で、事業計画の検討をいたします。
364	2. 環境影響評価方法書説明会で日本気象協会関係者4名同席して調査について説明しましたが、主催した大和エネルギー㈱は多分第三者としての説明をしたと思っているが、住民としては大和エネルギー㈱側感があった。日本気象協会の説明は結果ありきの説明に思えた。今まで調査の結果取消、もしくは変更になった事があるのか、有るとすれば何処ですか。	環境影響調査だけではなく、事業性など総合的に判断し事業ごとに実施について判断いたします。
365	3. 大型風力発電を行う際には、あらかじめ周辺地域に与える影響を調査し、住民や知事・市町村長から意見を聞きながら、配慮書・方法書・準備書・評価書の4段階の手続きを経て、報告書の作成をして公表する必要がある、という事ですが知事・市町村長の意見を是非公表して頂きたい。	知事意見、市町村長意見は環境影響評価図書への記載により公表致している他、和歌山県庁HPからでもご覧いただけます。
366	4. 有田川町の千葉山に設置されている風力発電で設置された当初は風車音しなかったが、朽化したのか風の向きによってはハッキリと聞こえますが、このような場合騒音、超低周波、振動の調査は継続していくのですか。	風車の稼働後に騒音等の苦情が発生した場合は、調査を実施させて頂き、その結果に応じて対策等を検討させて頂きます。
367	5. 新しい発電立地を探すより隣接する方が市町村長の承諾が速やかに了解を得易いし、地元への説明等が行われ易い、費用も安価で出来ると計画しているのでは。余りにも多くの風力発電、風景に圧迫感がある。以上から(仮)DREAM Wind 和歌山有田川・日高川の計画は中止すべき	関係自治体からの承諾の難易ではなく、事業地の風況を見て、安定して風が吹く場所であると判断し、検討を行っております。せっかく建設した風力発電所も風が吹かない場所にあれば能力が発揮できません。また、本事業地は、スーパー林道が整備されていることから、新たな改変が少なく新規に道路を敷設する場合に比べて環境負荷が少なくなると考えております。 資源の少ない日本においてエネルギー自給率の向上は喫緊の課題であると認識しております。

(意見書 328)

No.	意見の概要	事業者の見解
368	近畿百名山の1つで、干支の山としても人気の白馬山。和歌山県レッドデータブックにも原生林もしくはそれに近い自然林として白馬山のブナ林が掲載されています。また、県の天然記念物であるオオダイガハラサンショウウオや、絶滅危惧種のクマタカなど希少動植物の生息地でもあります。この貴重な自然環境は長い年月がかかって形成されたものであり、私たちの先祖が守ってきたように、後世に残していくべき宝です。貴重な自然環境が残る山を切り拓いてまで作る風力発電とは、果たして、クリーンなエネルギーと言えるのでしょうか。風力発電先進国のドイツは、野鳥への悪影響、景観破壊、騒音等の環境問題により、陸上風力の建設はほぼ止まっています。よって、建設に反対いたします。また、計画地の白馬山系・有田川水域・日高川水域は昭和28年の水害をはじめ、伊勢湾台風・第2室戸台風などで甚大な土砂災害・洪水災害をうけてきた歴史があります。台風の通り路でもあり、南海トラフ巨大地震が懸念されている状況で、風力発電建設による林地開発、林道の建設幅幅や巨大な風力発電機本体の大きさも、不安でしかありません。土砂災害が起これば、計画地だけでなく下流地域にも被害が及びます。台風20号で淡路島の風車が根元から倒壊、21号で日高町日の岬でも、風車が真ん中あたりで折れ、倒壊。白馬ウインドファームでも風車のブレードが折れる事故が発生しています。同じような事故は各地で発生しており、今年に入ってから長崎で中国製の風車が根本から倒れました。防災面からも風力発電の建設に断固反対します。大陸で台風が来ず、周りに人も住んでいない土地というわけではなく、日本は国土も狭く、台風が来るし、地震はあるし、山も民家に近く、生活空間です。きれいな山なみが削られ、風車ができてしまうことによる環境破壊や騒音による静かな暮らしの破壊、航空障害灯によるきれいな星空の破壊、災害時の被害拡大の懸念など、住民にとって失うものが多すぎます。心ある企業の皆様でしたら、自分達が進めようとしている計画が本当に日本人々の為になるのかを真剣に考えて下さい。自然破壊をして風力発電機を建設したとしてそのことを子ども達に誇れますか？本気で環境のことを考えているのであれば、もっと違う選択がある筈です。	環境影響評価法に基づき現地調査等を適切に実施してまいります。また、その結果を踏まえて、事業計画を検討してまいります。なお、法規制等による指定がある場合は、適宜関係機関と協議を進めてまいります。土砂災害など防災上の観点からの協議については、自治体関係部署と適宜協議を行ってまいります。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。 風力発電所建設に伴って改変する部分は尾根のごく一部分に限定されます。また、防災上の観点からの協議は、環境影響評価の手続きとは別途に実施する森林法に基づく手続きの中で、関係部署と協議を行ってまいります。森林法の開発許可がでない場合には風力発電所の建設はできません。 なお、風力発電所建設のための作業道等については、周辺森林整備にご活用いただくなど、防災上の観点から寄与できるものと考えております。

(意見書 329)

No.	意見の概要	事業者の見解
369	風力発電の必要な事は理解しています。ある日、家から見る遠くの山の風影がなにかおかしく感じました。山の稜線にたくさんの風車がみえているではありませんか。それから毎日少しずつ風車の量が増えていきました。私は山に登るのが好きで白馬山にも何度か行っています。又、年2～3回の登山道整備には参加しています。自然豊かな白馬山に風車建設計画があると知り、説明会にも二度参加し会社側の説明も聞きました。この周辺には他社の風車もたくさんあり、なぜ又建設するのか？国の政策もありますが、この狭い山系にはもういりません。他地区の建設現場をみると風車を運ぶために狭い道の壁面をけずり、見るも無惨な姿になっていました。私のすむ裏山には大きな風車が立っています。音は聞こえないですが、猪が家の近くに降りて来たりします。他の被害も説明会で聞きました。白馬山の尾根部にわずかに残る自然林は寒い地方のブナ林と暖かい地方のアカガシ林が混在する特に珍しい自然林です。森林の食物連鎖の頂点である”クマタカ”がいる森林は豊かな健全な森林なのです。建設のために林道が拡張されたり、風車の基盤部分の整地舗装、法面のコンクリート吹きつけが行なわれます。台風や集中豪雨で法面の崩壊があり、水質の汚濁、又山崩れ等の災害が心配です。以前、リニア建設で生活水脈が変わり、大変な事になったとニュース等で報道されていました。私達の生活水脈が止まる事も心配です。自然環境は長い年月かかって形成されたものです。自然林や谷川の少しの変化により、生態系のバランスがくずれ、今いる動植物が生息できなくなる心配があります。壊れた自然環境は元には戻りません。白馬山の整備は始めたばかりですか？この自然を未来に残して行きたく、意見書ではありませんか？白馬山系を愛する1人として思いを伝えさせて頂きました。乱字、乱文ですが最後までお読み頂きありがとうございました。どうか建設を中止して頂きたいです。私の家から見る稜線にこれ以上、風車を増やさないで頂きたい！よろしく御理解をお願いします。	風力発電機設置場所付近では詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないように事業計画を検討いたします。 風力発電による鳥獣の被害についての報告はされていないと認識しております。今後も情報の収集に努めてまいります。 土砂災害など防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 330)

No.	意見の概要	事業者の見解
370	私は有田川町に生まれて 81 年となります。その間、台風、昭和 28 年 7 月 18 日の大水害で多くの人がなくなりました。その水害は大雨により有田奥地で多くの山崩れにより大水害となった。今計画している巨大風力発電は建設後台風、大雨により山頂部の振動によりいつか大規模な山崩れおきる可能性は大きいと思う。下流においては被害が出た場合保障ではすまない人命への被害出る そのようなことを考えているのか又考えていないのなら地盤の弱いこの地方に無謀な計画はしないと思います。支線のない高い柱の上に大きな風車、発電機が有るとたとおれる、その時の対応はどう考えてもいるのか。又自然的に考えても貴重な動植物がある白馬山脈にこれ以上の風力発電建設には絶対反対します。最後になんで有田川周辺に建設計画をするのか理解しやすい説明をして下さい。クリーンエネルギーの必要は十分わかっています。日本中にはもっと最適な場所があるはずだ。	環境影響評価法に基づき現地調査等を適切に実施してまいります。また、その結果を踏まえて、事業計画を検討してまいります。なお、法規制等による指定がある場合は、適宜関係機関と協議を進めてまいります。また、風力発電所建設に係る開発は尾根上の一部に限られ、土砂災害など防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。風力発電機設置場所付近では、環境影響評価の手続きとは別途に詳細な地質調査を実施した上で、事業計画の検討をいたします。

(意見書 331)

No.	意見の概要	事業者の見解
371	今の時点で、住民に及ぼす健康被害についての不安が第一です。風力発電による騒音、低周波音の被害は県内由良町畑地区や海南市下津野の大窪地区などの住民を悩ませ、苦しめられた方のお話を直接お伺いしたことがあります。風力発電による犠牲者を出すようなことがあれば何のための風力発電でしょう。健康被害についての調査結果を明らかにしてほしいです。もし、風力発電によって及ぼした健康被害が出た場合、通院治療が長年余儀なくされた場合はどうなるのでしょうか。あくまでも人の命を大優先にしていく方向で、考えていただきたいです。特に、未来を生きる子ども達への影響はいかなるものか。明らかにしてほしいです。	低周波音を含む風車騒音は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。

(意見書 332)

No.	意見の概要	事業者の見解
372	再生可能エネルギーの導入の名のもとに、当該計画は自然環境の変化・悪化につながるものであり賛成出来ません。電力量の増強よりも消費を抑制するための節電対策・設備の検討をお願いします。	環境影響評価の手続において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみならずのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 333)

No.	意見の概要	事業者の見解
373	即刻、中止！	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみならず、みなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 334)

No.	意見の概要	事業者の見解
374	子供が風力を見ると泣きます、STOP して下さい。	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみならず、みなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 335)

No.	意見の概要	事業者の見解
375	有田川町に一体何のメリットがあるのでしょうか？教えてください。(準備書に書いて下さい) メリットがないのに危険がおかせません もしお金が発生しているなら金額や渡す先を準備書に書くべき。	環境影響評価図書は環境影響評価を報告・縦覧するための図書であり、地域の利益についての具体的な記載は求められていません。別途、地元の皆様への説明会等でお示しさせていただきます。

(意見書 336)

No.	意見の概要	事業者の見解
376	風力発電を作りたいのなら自分の住んでるエリアに建てて下さい。365 日、24 時間近くで住む人の気持ちはあなた達には一生わからないでしょう。このすばらしい自然や景色が人工物で景観が悪くなり、毎日見る景色が嫌な方向に変わる気持ちがあなた達にわかりますか？水も汚れます。あゆの仕事をしてる人達は、すごく怒っていました。二度と水や景色、自然を汚さないで！！	工事期間中は、尾根の近くや尾根上の一部を改変することにより一時的に裸地ができ、そこに雨が降ると濁水が発生する可能性があります。そのため、発生する濁水は沈砂池で土砂を沈殿させた後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。

(意見書 337)

No.	意見の概要	事業者の見解
377	理科の教師をしていました。狭い日本では不向きです！今すぐ辞めて下さい。もしくは有田川町民全員に聞いて下さい。勝手に我々の町を触るな！	本事業は風況、気象条件ならびに現地状況を調査した上で、風力発電事業に適していると判断し事業検討を進めております。せっかく建設した風力発電所も風が吹かない場所にあれば能力が発揮できません。また、資源の少ない日本においてエネルギー自給率の向上は喫緊の課題であると認識しております。

(意見書 338)

No.	意見の概要	事業者の見解
378	悲しく思っています。有田川町はこうのとりがはるる来てくれた街です。来なくなったらどうしてくれるの？一度、山をさわると二度と元には戻りません。やめて下さい！！	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 398)

No.	意見の概要	事業者の見解
379	子供が有田川町にいます。正直、心配でたまりません。色々な命を軽く考えてはいませんか？	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 340)

No.	意見の概要	事業者の見解
380	動物が死んだ証明などとれないサギと同じだ！ヒトが死んでも証明がむずかしい！まず 365 日何年もあんならが住んで安全を証明しろ！	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 341)

No.	意見の概要	事業者の見解
381	台風で倒れた風力発電のニュースを見た事があります。はたして御社の風力発電は大丈夫なのか。どうして大丈夫であると言い切れるのか。そもそも作る意味があるのであるでしょうか。深く考えて欲しいと思います。確実に倒れないでしょうか。説明をお願いいたします。そちらに移住する準備をしている者です。風力が作られるのであれば、移住は辞めようと思っています。それはとても残念です。	防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。森林法の開発許可がでない場合には風力発電所の建設はできません。基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 53 号）により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。

(意見書 342)

No.	意見の概要	事業者の見解
382	△○さん説明会で態度悪い！信頼できない！	説明会の冒頭で、多くの人からの様々な意見をお聞きするために、質問・発言は原則として一人1回にいただき、質問が一巡したあとで追加の意見をお聞きすることにご協力をお願いしておりましたが、それを無視する発言が出たためにやむを得ず制止をさせていただいたものです。説明者の態度が悪かったとの件については、今後、上記のような状況にあっても真摯かつ丁寧に参加者が聴き取り易い説明を心掛けるものといたします。

(意見書 343)

No.	意見の概要	事業者の見解
383	自分の家にたてろ！！絶対準備書方法書に全部の意見をのせろ！	意見書募集期間中に頂いたご意見はすべて準備書に掲載いたします。

(意見書 344)

No.	意見の概要	事業者の見解
384	嫌がっている人ばかりなのになぜ進めようとするのか？	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみならずまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 345)

No.	意見の概要	事業者の見解
385	子供が有田川町に住んでいます。色々調べると和歌山県では低周波で体調が悪くなった方たちが沢山いるではないですか！！（証明できてないけれど、なくなった方もいます。）必要ありません。すぐにやめるべきです！断固反対します。	低周波音を含む風車騒音は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。なお、現地調査および予測、評価は 20Hz 以下の超低周波音についても実施します。

(意見書 346)

No.	意見の概要	事業者の見解
386	最近、NEWS で海外製の風力発電のブレード落下事故を見ました。説明会で海外製だと気象協会の方が言っていた様な気がします。ドコ製のどんな機種を使うのか詳しく教えて下さい。もし決まっていらないのなら、現段階で決まっていらないなどありえない。決まっていらないのに計画をたてるなど決してやめて下さい。安全だとどうして言えるのか。	風力発電機の製造につきまして、国内のメーカーがすべて撤退してしまったため、海外製のものを使用予定です。現地調査及び風況調査結果等を踏まえ、機種選定を行いたいと考えております。

(意見書 347)

No.	意見の概要	事業者の見解
387	絶対に嫌です！私は絵を描く事が大好きです。白馬山を汚さないで！いらぬものはいりません。しかも、超低周波音について勉強してみたらすごく怖いものじゃないですか。びっくりしました。知っていますか？建てるべきではありません。ここに一度住んでみて下さい。この住民じゃないのに勝手に建てないで下さい。	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみならず、まのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 348)

No.	意見の概要	事業者の見解
388	いここにこの計画をききました。最悪な事するんですね。やめて下さい！命のキケンを感じます。ここは和歌山。地震が必ず起きると言われている場所ですよ！！倒れたらどうするつもりなのでしょう。地震プラス台風もきつい所です。不向きだと思います。	環境影響評価法に基づき現地調査等を適切に実施してまいります。また、その結果を踏まえて、事業計画を検討してまいります。なお、法規制等による指定がある場合は、適宜関係機関と協議を進めてまいります。土砂災害など防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠した適切な設計といたします。

(意見書 349)

No.	意見の概要	事業者の見解
389	自分の家に建てられたらどう思うのか考えてみて下さい。一生ここに住むあがらの気持ちがわかるはずがない！引っ越ししたくない！フラッシュが心配！	航空障害灯については航空法に基づき設置が義務付けられているものでありますが、今後、至近距離の地上からは見えなくするような対策も検討したいと考えております。

(意見書 350)

No.	意見の概要	事業者の見解
390	やめろ	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみならず、まのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 351)

No.	意見の概要	事業者の見解
391	今すぐやめて下さい	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 352)

No.	意見の概要	事業者の見解
392	説明会に行きました。〇〇さん？という方の態度がとても気になりました。信頼できかねます。信頼できない人や会社に良い仕事ができるとは思いません。	説明会の冒頭で、多くの人からの様々な意見をお聞きするために、質問・発言は原則として一人1回にしてください、質問が一巡したあとで追加の意見をお聞きすることにご協力をお願いしておりましたが、それを無視する発言が出たためにやむを得ず制止をさせていただきました。説明者の態度が気になったとの件については、今後、上記のような状況にあっても真摯かつ丁寧に参加者が聴き取り易い説明を心掛けるものといたします。

(意見書 353)

No.	意見の概要	事業者の見解
393	みかん農家をしています。みかんにも超低周波の影きょうがありそうな気がしてとても怖いです。もう少し、広い場所でするべきではないでしょうか。	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 354)

No.	意見の概要	事業者の見解
394	愛を感じません。これからの時代に向いていません。風力はエコ・・・の時代は終わりました。古い！ダサイ！観光客が減る、移住者が減る。現に移住を決めていた人がやめました。何てことをしてくれるのか！町を悪くしてどうしたいのか！移住者が確かに減ったがそれについてどう考えているか返事下さい。風力のせいで引っ越しはやめますとの事。家や土地が売れなくなった。	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 355)

No.	意見の概要	事業者の見解
395	どうして住所が必要なのでしょう。その説明を準備書に書いて下さい。個人情報に大事なこの時代……。Toomuch ではないでしょうか。信用できていない会社に住所や名前を知らせたくはありません。納得いく説明をお願いします。 適切に取り扱いって何ですか。大事なものを扱うのですから、もっときちんと説明するべきです。	意見書については、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(通称：発電所アセス省令) 第 13 条(一般の意見の聴取の方法)に沿った内容の書式としており、ご提出いただく方の住所ならびにお名前を記載いただいております。 また、事業計画を検討するにあたっては、どの地域の方がどのような意見をお持ちなのかを把握することは大変重要なことであり、参考にさせていただきます。 なお、準備書にいただいた意見を記載する際には、住所と個人名は記載致しません。

(意見書 356)

No.	意見の概要	事業者の見解
396	鳥がかawaiiそうです。	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみならずまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 357)

No.	意見の概要	事業者の見解
397	今回、有田川町に風力発電が建設されるかも……という事で自分なりに色々調べたり勉強してみました。調べたら調べる程、恐ろしいと感じました。和歌山県内で風力発電の被害ドキュメントがあるのは知っていますか? 「風力発電の羽根の下で」という作品で YouTube でも見る事ができます。一度、会社や気象協会の方々と見ていただけますでしょうか。和歌山では、このような被害を訴えている方が多くいます。それでも、建設するのでしょうか。同じ人間なので、この想いが伝わります様に。方法書の段階で、この文章を載せる際に、見た感想を書いて下さい。	「風力発電の羽根の下で」の中でもありました、景観・騒音などのご懸念事項については、今後の環境影響評価の手續きにおいて調査を実施するとともに、事業検討にあたっては最新の知見などを取り入れるなど、環境影響を低減するための環境保全措置を検討してまいります。 なお、本事業では風車の配置に当たっては、現地調査により周辺地域の音環境を適切に把握した上で、予測及び評価を行い、環境基準値及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 6 月)と整合が取れるような計画となるよう検討いたします。

(意見書 358)

No.	意見の概要	事業者の見解
398	私の実家があります。母を残して家を出ていますので心配です。一度建つと次々に来るんでは……。不安です。	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみならずまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 359)

No.	意見の概要	事業者の見解
399	もし災害が起きて倒れたらどうするのでしょうか。準備書に返事して下さい。	地盤崩壊や水害など防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。また、基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和39年法律第170号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第53号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠した適切な設計といたします。万が一の災害に備え、保険へ加入をいたします。万が一事業者起因で事故が発生した場合は、事業者責任の上、対応をさせていただきます。

(意見書 360)

No.	意見の概要	事業者の見解
400	私は有田川町出身の者です。この度、有田の友人にこの話を聞きびっくりしました。あの白馬の美しい風景に白い大きな人工物が建つ……。とても悲しく思っています。白馬は有田川町民にとって特別な山です。その特別な山に道を作り、山をくずす。ほんとうに必要なのでしょうか。ほんとうにそこまでして電力を作る必要があるのでしょうか。それより、なるべく電気を使わない生活を提案するのが大和エネルギーさんの目指す所ではないのでしょうか。	化石燃料発電の低減が脱炭素社会への課題であり、収まらない原子力発電に対する抵抗感など、我が国の電力事情は厳しい状況が続いているなか、政府の掲げる電力のベストミックス方針の一角を風力発電が担うべきとの考えのもと、地元の皆様のご理解が得られる事業計画としていく所存です。

(意見書 361)

No.	意見の概要	事業者の見解
401	説明会で誠意を感じませんでした。この会社にはまかせられません。	大変失礼いたしました。今後は、説明会での回答等について真摯かつ丁寧に参加者が聴き取り易い説明を心掛けるものといたします。

(意見書 362)

No.	意見の概要	事業者の見解
402	断固反対！！！！！！そっこく、中止！！被害者が出てからでは遅いです。	環境影響評価の手続において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみならず皆様のご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 363)

No.	意見の概要	事業者の見解
403	まだ、有田川町内でこの計画に賛成の方に会ったことがありません。準備書に書いてあった賛成の意見は本当の意見なのでしょうか。	方法書には配慮書縦覧時に寄せられた意見書をすべて記載しております。

(意見書 364)

No.	意見の概要	事業者の見解
404	釣りをするのを楽しみにしています。川や山が汚らなくなるのは、見てられません。毎日山を見るのも楽しみにしています。山に大きい風力が作られるのは困ります。今すぐにこの計画を STOP して下さい。	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみならず、まのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 365)

No.	意見の概要	事業者の見解
405	説明会の知らせが不十分だと思う。有田の人は知らない人ばかりだ。知らないうちに計画が進むことが怖い。あとリスクも知らせるべきだと思う。	新聞公告のほか、有田川町、日高川町の広報誌、有田川町の新聞には折り込みチラシを入れて説明会開催告知を行っております。また、事業対象地区の皆様には事業概要をお配り致しておりました。準備書説明会時には遺漏の無いよう情報提供に努めます。

(意見書 366)

No.	意見の概要	事業者の見解
406	YouTube で「風力発電の羽根の下で」というのを見て感想を教えてください。御者がどう感じているのか知りたいです。命にかかわります。和歌山には、ヒガイ者が沢山います。必ず、見た感想を書いて下さい。	「風力発電の羽根の下で」の中でもありました、景観・騒音などのご懸念事項については、今後の環境影響評価の手續きにおいて調査を実施するとともに、事業検討にあたっては最新の知見などを取り入れるなど、環境影響を低減するための環境保全措置を検討してまいります。 なお、本事業では風車の配置に当たっては、現地調査により周辺地域の音環境を適切に把握した上で、予測及び評価を行い、環境基準値及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 6 月）と整合が取れるような計画となるよう検討いたします。

(意見書 367)

No.	意見の概要	事業者の見解
407	また辞めることができる！辞めるべきだと思う。誰かが命を落とす前に辞めてほしい。もし動物でもヒトでも死んだ場合、どうするつもりか教えて欲しい。お金で落とし前をつけるのか。誰かが死んでわびるのか、命は返らない。こちらは戦う覚悟はできている。断固反対！！	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみならず、まのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 368)

No.	意見の概要	事業者の見解
408	リスクも全部伝えるべき！！このままだとサギと同じ！	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 369)

No.	意見の概要	事業者の見解
409	友人に聞きました。よく有田川町にみかんを買いに行きます。みかんは水分が多いですが、超低周波音は水分をゆらすそうですが、みかんは大丈夫なのでしょう。365日24時間みかんの中の水分がゆれるというのは少なからず影響があるのではないのでしょうか。有田川町はほぼみかん農家さんだと伺っています。まず、きちんと調べるのが良いと思います。美味しいみかんを食べられなくなるのは嫌です。農家さんにも確認すべきだと思います。	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 370)

No.	意見の概要	事業者の見解
410	自然を汚さんとしてほしい 子孫に残したいからやめてほしい	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 371)

No.	意見の概要	事業者の見解
411	巨大な風力発電は反対です。やめてください。よろしくお願いします。	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 372)

No.	意見の概要	事業者の見解
412	STOP！風力発電、ECOを間違えるな！ なぜ、狭い日本で風力なのか なぜ、有田なのか 命に別条がないとなぜ言えるのか教えて下さい。イン ガ関係が証明されていないからと言っているが沢山の ヒガイ者の声があるぞ	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 373)

No.	意見の概要	事業者の見解
413	山をくずしてまで作る必要はないです。山は元には戻りません。	地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。

(意見書 374)

No.	意見の概要	事業者の見解
414	やめて下さい。近所の方にこの話を聞いて知らなかったのも、とてもビックリしています。もっと！わかる様に回覧板などでお知らせするべきです。命にかかわります。(人間ではありません。)	新聞公告のほか、有田川町、日高川町の広報誌、有田川町の新聞には折り込みチラシを入れて説明会開催告知を行っております。また、事業対象地区の皆様には事業概要をお配り致しておりました。準備書説明会時には遺漏の無いよう情報提供に努めます。

(意見書 375)

No.	意見の概要	事業者の見解
415	なぜ住所がいるのでしょうか？	意見書については、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(通称：発電所アセス省令) 第13条(一般の意見の聴取の方法)に沿った内容の書式としており、ご提出いただく方の住所ならびにお名前を記載いただいております。 また、事業計画を検討するにあたっては、どの地域の方がどのような意見をお持ちなのかを把握することは大変重要なことであり、参考にさせていただきます。 なお、準備書にいただいた意見を記載する際には、住所と個人名は記載致しません。

(意見書 376)

No.	意見の概要	事業者の見解
416	住所をきく理由を教えてください	意見書については、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(通称：発電所アセス省令) 第13条(一般の意見の聴取の方法)に沿った内容の書式としており、ご提出いただく方の住所ならびにお名前を記載いただいております。 また、事業計画を検討するにあたっては、どの地域の方がどのような意見をお持ちなのかを把握することは大変重要なことであり、参考にさせていただきます。 なお、準備書にいただいた意見を記載する際には、住所と個人名は記載致しません。

(意見書 377)

No.	意見の概要	事業者の見解
417	断固反対！	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 378)

No.	意見の概要	事業者の見解
418	即刻 STOP するべし！！	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 379)

No.	意見の概要	事業者の見解
419	こわいです。日本にはむいていません。	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 380)

No.	意見の概要	事業者の見解
420	以前の風力発電で川が汚れたと聞きました。説明会で言ってた、川を汚さない方法はわかりましたが、不十分です。あゆの釣り人が減ると仕事をなくす人もいます。サンショウウオも消えてしまうかも知れません。美しい川を汚さないで！もし、汚れた場合、自然は元には戻りませんが、どうホショウしますか？今の考え方を教えて下さい。都会とはちがう！自然を残さなければ我々は仕事もなくす！	工事期間中は、尾根の近くや尾根上の一部を改変することにより一時的に裸地ができ、そこに雨が降ると濁水が発生する可能性があります。そのため、発生する濁水は沈砂池で土砂を沈殿させた後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。

(意見書 381)

No.	意見の概要	事業者の見解
421	やめろ	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 382)

No.	意見の概要	事業者の見解
422	恐ろしいと思っています。1 人でもそう思う人がいるのであればもっと説明会を開くべきです。歓迎していません。	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみならずまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 383)

No.	意見の概要	事業者の見解
423	万が一何かあった場合の事が何も説明されていないように思う。地震によるトウカイ、超低周波ヒガイ、自然の汚れ、動植物ヒガイ、人のヒガイ、かんきょうハカイ、それぞれ答えて下さい。そうならない様にします。ではだめです。それは答えになっていない、こちらは命をかけている。どうするか答えるべきである。	低周波音を含む風車騒音は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、対象事業実施区域周辺の騒音レベルを面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。なお、現地調査および予測、評価は 20Hz 以下の超低周波音についても実施します。 地盤崩壊や水害など防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。また、基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 53 号）により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠した適切な設計といたします。 万が一の災害に備え、保険へ加入をいたします。万が一事業者起因で事故が発生した場合は、事業者責任の上、対応をさせていただきます。

(意見書 384)

No.	意見の概要	事業者の見解
424	(仮称) DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見書 現在、貴社が意見募集している(仮称) DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書(以下、方法書という)に対して、環境影響評価法第8条に基づき、環境の保全の見地から下記のとおり意見を述べる。 (1) 鳥類保全の観点からの意見 貴社が作成した方法書に示されている対象事業実施区域(以下、計画地という)とその周辺は、環境省が絶滅危惧ⅠB類および国内希少野生動植物種に指定しているクマタカの複数ペアが繁殖し、それらの行動圏がすき間なく並んでいるような場所である。クマタカではすでに国内でもバードストライク(浦2015)、および繁殖等が阻害される生息地放棄(三宅2020)の発生が確認されている。そのため、貴社が計画通り風車を建設すると、計画地とその周辺においてクマタカのバードストライク、または生息地の放棄が生じる可能性がある。 これらを踏まえて希少鳥類等の保全の観点から考えると、貴社が計画する風車の建設がこれらの希少鳥類に与える影響は甚大であると予測され、当該地域は風車建設には不適切であり、計画地として除外されるべきである地域である。そのため、本事業は現地調査の実施および環境影響評価準備書の作成に進まずに、現段階をもって事業を中止すべきである。 以下に、調査方法についての意見を述べるが、前述の立場に立ったうえで方法書の記載内容に対して意見を述べるものであり、現地調査の実施及び準備書の作成に進むことを容認するものではない。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、バードストライクについて定量的な予測となるよう実施してまいります。
425	(2) 調査方法等に対する意見 ・計画地とその周辺にクマタカが繁殖しているが、クマタカは場所によっては3~4年に1度しか繁殖が成功しないことが知られている。そのため、現地調査においては、2営巣期内で繁殖成功が確認できなかった場合には、3から4営巣期にわたり調査をすべきである。	現地調査の期間及び方法については、方法書に記載のとおり適切に実施してまいります。
426	・クマタカに対する影響評価は、植生の改変面積や改変率だけで評価せず、必ず空間飛翔調査を実施し、また、営巣適地の環境の推定や飛翔および採餌環境のポテンシャルマップを作成して影響の予測を行うなどして、計画地がクマタカの生息地としてどのようなポテンシャルがあるかという観点で、生息地放棄の発生の可能性も含めて風車の建設による影響を予測、評価すべきである。	クマタカについては、生態系の上位性として選定する予定です。その中で必要な予測については適宜実施いたします。
427	・方法書6.2-26(297)および6.2-32(303)ページには、渡り鳥調査を春季(3~5月)及び秋季(9~11月)の2季に各月3日間程実施するとあるが、計画地周辺で希少猛禽類の渡りのピークになると考えられる3月中旬~4月中旬および9月中旬~10月下旬は毎日調査を実施し、渡りの状況を詳細に把握したうえで、風車建設による影響を評価すべきである。また、それ以外の時期においても、特にサシバやハチクマなど猛禽類の渡りの時期はその年や季節の気象条件によっても大きく変化するため、その変化に対応できるよう、1週間	現地調査の期間及び方法については、方法書の記載のとおり適切に実施してまいります。なお、調査日数等の変更が必要と判断された場合には、適宜対応を検討してまいります。

	以上の継続した調査が必要である、これら、希少猛禽類等の渡り鳥の飛翔状況の把握には、レーダーやレーザレンジファインダー等の鳥類の飛翔位置を正確に計測できる機器の使用を検討すべきである。	
428	・方法書 6.2-1 (272) ページで貴社は中紀第二ウインドファームとの間での累積的影響評価の実施を検討とあるが、計画地周辺にはそれ以外にも、(仮称) 紀中ウインドファーム、(仮称) 白馬ウインドファーム更新事業、(仮称) 紀中ウインドファーム事業の計画地や広川・日高川ウインドファームなどの既設の風車が近くに存在する。貴社は、それらの事業を計画または実施する事業者と協力、および情報の共有を図りながら、海外事例を参考にするなどして累積的環境影響評価を実施した上で影響の回避・低減策を講じなければ、輻輳する風車の存在やその設置工事により、生態系の破壊や鳥類のバードストライクおよび障壁影響を含む生息地放棄などの重大な影響が有田・日高エリア全体に生じる可能性がある。そのため貴社は、方法書に累積的環境影響評価に関する具体的な方針や評価手法を記載したうえで、それを確実に実施すべきである。もし、広川・日高川ウインドファームで鳥類の死骸探索や飛翔状況に関する事後調査を実施していない、もしくは他事業者と情報を共有できなければ、貴社が独自にそれらの事後調査を実施し、その結果も影響評価に組み込むべきである。 以上 【引用文献】 三宅 武. 2020. 風力発電開発で営巣期を放棄したクマタカ 野鳥 841 (2020 年 1 月号) : 26-27. (公財) 日本野鳥の会, 東京. 浦 達也. 2015. 風力発電が鳥類に与える影響の国内事例. Strix 31 : 3-3	他社事業については、累積的な影響に関して予測が可能となるよう協議を検討してまいります。ただし、他事業において土地所有者の承諾なく立ち入ることは難しいため、独自の事後調査については実施できないものと考えております。

(意見書 385)

No.	意見の概要	事業者の見解
429	予定地域は、尾根を挟んで両側にクマタカが複数繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。また、尾根筋には県内では貴重な自然林が残されており、多くの野鳥たちの生息地となっている。その中には、レッドリスト掲載種も含まれる。したがって、今回の計画についてはクマタカの繁殖に大きな影響があるだけでなく、多くの野鳥の生息に悪影響を与えるため、「計画の中止」が必要である。影響予測評価のための調査を行う場合、次の点を指摘しておきたい。	今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 また、いただきましたご意見を参考に、クマタカの営巣等が確認されましたら、行動圏の把握に努めて参ります。
430	・クマタカの繁殖状況について、県内の多くの地域でクマタカは隔年で繁殖する傾向が確認されているので、2繁殖期の調査を行うとなれば、3～4年の調査が必要である。	現地調査の期間及び方法については、方法書に記載のとおりであり適切に実施してまいります。
431	・クマタカへの影響評価を、改変率だけで行うべきではない。隣接した既存のウインドファームのモニタリング調査（事前・事業中・事後）のデータを手に入れ、ウインドファーム建設によりどれだけの影響があったのかを評価することが必要である。 事後データが得られないのであれば、独自に調査することを求めたい。	他社事業については、累積的な影響に関して予測が可能となるよう協議を検討してまいります。ただし、他事業において土地所有者の承諾なく立ち入ることは難しいため、独自の事後調査については実施できないものと考えております。
432	・タカ渡りの状況は気象条件によって大きく変化するので、数日間という短期間の調査ではなく、1週間以上の継続した調査を、タカの種別に合わせて、数回実施すべきである。なおその際、タカ渡りのコースや高さを記録するだけでなく、既存のウインドファームによってタカ渡りがどのように影響を受けているかを評価できる調査を行うべきである。	現地調査の期間及び方法については、方法書に記載のとおりであり適切に実施してまいります。なお、調査日数等の変更が必要と判断された場合には、適宜対応を検討してまいります。他社事業については、累積的な影響に関して予測が可能となるよう協議を検討してまいります。

(意見書 386)

No.	意見の概要	事業者の見解
433	風力発電はエコロジーだという CM やその他の宣伝物による洗脳で長い間風力発電は、これからの時代必要だと思ってきました。私事です、数年前に都市部からこの山間の地に移住してきました。毎日、目の前に山の頂が見える所です。実際シカやイノシシ、タヌキなど自然界の動物達と遭遇する機会もありました。都会生活では知り得なかったそれらと日々共存する生活の中で風力発電の本当の悪影響を知りました。遠目で風車を見ていた頃と近景で山脈にそびえ立つ風車を見る今では考えも変わりました。自然界を壊し、人間の健康と尊厳をおびやかす風力発電、一部の企業の金もうけの為にのみ偉大な自然を破壊する事は許せません。風力発電建設には反対します。	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみならず、まのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 387)

No.	意見の概要	事業者の見解
434	設置計画のある地元としての良い点はなにも無いと思われます、悪化すると思われるものは①空気、地面の振動による健康被害②森の伐採による環境の悪化③景観の悪化などで何点か予想されることがあります。 健康被害についてはもっと客観的に科学的に調査する必要があるのでは無いでしょうか？人の耳に聞こえないから健康には悪影響が無いというような非科学的なことではなく、あくまでも客観的に正しいと思われる調査を望みます。 個人的には、住んでいる地域の景観の変化で、美しい山脈の続く自然の多く残っているこの歴史ある所に巨大な人工物を見たくない。一度立ててしまうと、どんどん数が増え、失敗だったと後悔しても撤去されることは無いだろうと予測されます。1 本でも立ててしまうという失敗はできませんので今回の設置計画は反対です。	環境影響評価の手續において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみならず、またのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 388)

No.	意見の概要	事業者の見解
435	近年、全国的に豪雨災害が多発しており、紀伊半島山間部も土砂災害が毎年のように起きています。白馬山脈近辺も土砂崩れがあちこちで起きています。 また山頂は常に風が強く、台風の時など風力発電のような背の高い構造物は破壊される可能性大で、白馬山脈近辺では風力発電の羽根が壊れたり、柱が折れたりという被害が実際に起こっています。そして今後ますます台風が巨大化することが懸念されています。ちなみに紀伊半島は台風の通り道となっています。もし、風力発電が土砂崩れで流されたり、強風で壊れたりすれば大変危険なことであり、人命にもかかわることです。このようなことから本計画の建設予定地は風力発電の建設には適切ではないと考えます。 また風力発電建設のために道路を作ったり、建設場所を確保するために森林を破壊することとなりますが、森林破壊にも反対します。森林は水害防止、水質浄化、野生動物の生活場所、温暖化防止等、環境保全のために多くの役割を果たしており、何においても保護されなければなりません。 この近くには企業の森も多く存在し、植林が行われています。そのような活動に逆行するような本計画には反対です。 本来、自然エネルギーは温暖化防止のための施策であり、森林を壊して行うことは本末転倒と考えます。 そして美しい自然が残っている和歌山の山や川、海は後世に残さなければならない貴重な財産です。ここに開発の手が入ることは大変悲しいことであり、強く反対します。	環境影響評価制度では、風力発電所建設に伴う改変面積が必要最小限にとどめられているかを現調査結果と予測結果に基づいて評価いたします。地盤崩壊や水害など防災上の観点からの協議は環境影響評価制度とは別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。また、基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠した適切な設計といたします。 本事業では、現存する林道を活用し、新設道路を極力作らないことで森林伐採を最小限にするほか、ブナ林については現状を把握し、地元企業や関係機関と調整を図りつつ地元共生とした位置づけでブナ林の再生を計画しております。 風力発電機設置場所付近では、環境影響評価の手続きでの現地調査とは別途に詳細な地質調査を実施した上で、事業計画の検討をいたします。 なお、森林の保水力の低下、倒木とそれに伴う山崩れは、林業の衰退に伴う森林の手入れが行き届いていないことも一因です。本事業の実施と合わせて、森林整備についても検討いたします。 企業の森については方法書段階で対象事業実施区域から除外した計画としております。

(意見書 389)

No.	意見の概要	事業者の見解
436	私の地元には電源開発さんの風力発電所があります。平野のため至るところから風車が見えますが、風車が回っているのを見ると、化石燃料を使用しないクリーンなエネルギーが生み出されていると感心します。山の稜線に風車が建つと景観を損ねるとの記事を見たことがあります。私はむしろ風車のある風景が好きです。それよりもすでに日本全国に張り巡らされている鉄塔、送電線の方が気になります。鉄塔は良くて風車はダメだという気持ちがわかりません。だからといって鉄塔反対というわけではなく、様々な景色があつていいと思います。風力発電には反対意見もありますが私は風力発電には賛成です。	ご意見ありがとうございます。「2050 年カーボンニュートラル」の一助となるよう、丁寧な環境影響評価を実施するとともに、事業について適切に検討を行ってまいります。

(意見書 390)

No.	意見の概要	事業者の見解
437	どれほどの措置を取ろうと自然に手を加えるとそこに”無理”が生じます。→環境破壊&災害リスクビジネスで自然を壊すことは最小限にするべきです。特にこれからの時代は。また、地元の人たちとの心からの納得合意がなければ、たとえそれがすでに手に入れた土地であっても、こうした”エコ”を冠にした事業の場合、手をつけることは止めてほしいです。	環境影響評価の手続において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 391)

No.	意見の概要	事業者の見解
438	きょう下津町のお客様から聞きました。長峰山脈に 9 基立ってる有田川町の発電風車からの低周波が聞こえてくると言っていました。羽根の風切り音のようです。風力発電基地から 2 km 以上離れているにも関わらずです。たぶん平地では聞こえない距離でも谷間や山腹に反射して遠くまで響くのでしょう。人間を含め生態系への影響は計り知れません。大規模な風車を設置するとなると、工事や稼働期間を含め何十年と我慢を強いられるでしょう。また簗島からの有田川沿いは比類なき風光明媚な景色です。そこから両側の山嶺にペンペン草が生えたような景色になるなんて、情けなくて許せません。 わたしたちの町、ふるさとにこれ以上の雑草は要りません。 何とぞ私たちの山の神に大きな傷をつける事はやめてください。自然エネルギー発電システムの比率増加の必要性とのバランスはあるにしても、今回の新規風力発電計画には反対します。 よろしく願いいたします。	環境影響評価の手続において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 また、事業の実施にあたっては特に地元地区のみなさまのご理解を頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。

(意見書 392)

No.	意見の概要	事業者の見解
439	手入れされていない山が荒廃し山崩れを起こすのを見ております。台風により倒れた樹木がそのままになっている山。やせ細った樹木が並び、土砂崩れを起こしている山。確かに風車設置により土砂崩れの危険性が生じる可能性があるかもしれません。しかし、手入れをしていない山の方がもっと危険だと思います。風車が建つことで林道が整備され、しっかりと治山が行われることで山は生まれ変わると思います。どうか、本事業は林業との共生ができるような事業としてほしいです。	ご意見ありがとうございます。林地の開発にあたっては、自然林への配慮を行うとともに、工事用道路等の設計に際しては林業へのメリットを考慮し検討を行うものといたします。

(意見書 393)

No.	意見の概要	事業者の見解
440	本事業を進める上で、きちんと現地調査を行って頂きたいと思います。日本は地震・台風が多く、そうした災害にも対応できるような施設にしてほしいです。日本は資源が無いため多くのエネルギーを輸入しておりますが、近い将来化石燃料は間違いなく枯渇します、さらに化石燃料の使用により地球環境は大きく悪化しており、脱化石燃料に向け世界は変わっています。本事業は将来の日本を救う存在となってほしいです。私は本事業には大変期待しております。	ご意見ありがとうございます。「2050 年カーボンニュートラル」の一助となるよう、丁寧な環境影響評価を実施するとともに、事業について適切に検討を行ってまいります。

(意見書 394)

No.	意見の概要	事業者の見解
441	「専門家からの意見がすべて匿名になっているのはなぜでしょうか？」 方法書では、 「ブナの保全について、基本的に寒冷地の種であるため、これから温暖化になっていくとますます生育環境としては厳しくなると思う（中略）保全活動を行うとしても環境的に難しくなってくると思う」 ですとか、 「風車の改変面積程度では、環境が消滅することは考えにくいので、大きな影響はないだろう」 など、事業者にとって有利ではないかと思われる意見が、誰の意見かも分からないままに記載されています。申し訳ありませんが、これでははっきり言って、捏造であったとしても、事業者以外の人にはまったく分かりません。こうした意見（とされているもの）を参考に環境への影響を考慮するということであれば、大きな懸念を感じます。専門家がどなたなのか、公表することはできないのでしょうか？これでは、図書の信頼性が担保されません。	ヒアリングに応じていただいた方が特定されると、多くの意見がその方に寄せられ、混乱を生じさせる事態が想定されるため、所属などの属性から個人が特定されないことがないよう氏名等については掲載しておりません。
442	「低周波音について、どのくらいの文献を参照されているのでしょうか？」 2/18の説明会で、低周波音による健康被害について「いろいろな文献を見るんですけども、確定的なものがないんですね」などと笑いながらお答えになっていました。どの文献をご覧になった上でそう仰っているのか、具体的に挙げてください。	国が出している資料・報告書を参照しております。
443	「説明に時間がかかり過ぎる」というご説明について 2/18の説明会で、低周波音について説明した方に対し「この説明だけで1時間、2時間とかかるんです。で、はっきり言って、有益じゃないんですこの話って」というご発言がありました。事業者からして有益ではない話でも、住民にとって有益でないとは限らないのではないのでしょうか。低周波音による健康被害に関しては、たしかに医学的に定見と呼べるようなものはなく、環境省も「知見を確認できない」としています（※1）。ですが、「影響がない」と断定しているわけではありません。いちいち文献をあげることはしませんが、Google検索で「低周波音 健康被害 研究」や、「infrasound hearth effects」などと検索すれば、影響がある/ない双方の立場から、多くの研究・知見・意見があることは、すぐお分かりいただけるはずです。 説明会では「この話ってのは、今全国の説明会ですもんなんです」とのご発言がありました。さまざまな見解があるからこそ、どの計画地の住民の方も不安に思い、事業者の説明を求めているのではないのでしょうか。説明する中身を「これは有益であってこれは有益ではない」などと事業者側が取捨選択するのは、客観的な環境影響調査ができるのかは疑問です。 1時間、2時間とかかるのであれば、1時間、2時間とご説明されるのが、事業者の責務なのではないのでしょうか。 （※1）環境省_低周波音に関する Q&A http://www.env.go.jp/air/teishuha/qa/	まず、今回の説明会の主旨は、環境影響評価法に基づき、今後実施する環境影響評価の手法について、周辺住民の皆様説明する機会であることをご承知願いたい、ということです。 なお、環境影響評価方法書においては、事業計画も記載していますので、この事業計画へのご質問も、お受けすることは重要である、という認識はございます。ただ、現時点では、事業者は現地調査を行っておらず、文献とごく一部の先行調査によってしか周辺環境の状況をつかめておりません。その状態でこの地域には影響がありそうとか、地域に特化した情報をお知らせすることが難しい状況でもあります。 また、説明会の冒頭でもお知らせいたしましたように、質問は一人1件にいただき、限られた時間で多くの方の多様なご意見をお聞きしたいという、説明会の目的があります。その時間内で、低周波音に対する結論が出るわけではありません。1種類の内容で1時間、2時間かけて説明しても、他の疑問についてのご理解が深まらないのであれば、片手落ちであると判断しています。 住民の方の低周波音に関する不安をお持ちであるとお声について、準備書説明会の際には調査結果とそれに基づく予測・評価結果をしっかりと説明いたします。
444	「地区へのお金？について」 2/19の説明会で、風力発電が地元でできることへのメ	環境の見地からのご意見ではないため、お答えしかねます。なお、関係法令に準拠し適切に対応いたします。

	リットについて「地権者であつたり地区への、まあそういうご協力というかお金、についてもありますし」とのご発言がありました。 地区になにか協力金のようなものを支払われるということでしょうか？そうであれば、その金額はおいくらなのでしょう？ 本来支払う必要のないお金を支払われるということであれば、本当はなにか環境に重大な影響があるのに、お金で解決しようとしているのではないかと懸念します。	
445	「説明会における高圧的な態度について」 2/19 に金屋で開催された説明会において、電源開発㈱の方から「こんな説明会もですね、コロナのせいにして、やめることもできるんですよ」とのご発言がありました。 また昨年7月の配慮書(当時は紀中ウインドファーム)の説明会では、冒頭、参加者には録画・録音を禁止しながら、事業者側は録画すると説明があり、参加者からの猛反発を招きました。この時も電源開発㈱の方が参加されていました。 私は今までにも紀北～紀中で計画された風力発電所の説明会に参加してきました。上記の質問打ち切りや「1時間、2時間とかかる」といったご発言などもあわせて考えますと、今までのほかの事業者 비해、圧倒的に高圧的な態度で住民に接しておられるように見えます。 このような態度で調査を行い、本当に環境に配慮した調査になるのか心配です。 また環境への影響以前に、ここまで高圧的な事業者が事業を行うこと、それそのものに対して大きな懸念を感じます。 以上	説明会の冒頭で、多くの人からの様々な意見をお聞きするために、質問・発言は原則として一人1回にさせていただき、質問が一巡したあとで追加の意見をお聞きすることにご協力をお願いしておりましたが、それを無視する発言が出たためにやむを得ず制止をさせていただいたものです。参加者の方にも、説明会ではルールを守って参加していただくようお願いいたします。 なお、説明者が高圧的だったとの件については、今後、上記のような状況にあっても真摯かつ丁寧に参加者が聴き取り易い説明を心掛けるものといたします。

(意見書 395)

No.	意見の概要	事業者の見解
446	白馬山脈への風力発電事業計画には反対です。 理由 数万年の時を得て形成された山を削取り、自然を破壊するこの建設は、山の状況を知らず、今後山の崩壊と大きい災害を引き起こす危険性が大きい事。 建設後の維持管理に費用が掛かりすぎることである。 別紙資料を参考にしてもらい、この山からの計画を変更して、他の地域であることを提案します。 (別紙削除)	環境影響評価制度では、風力発電所建設に伴う改変面積が必要最小限にとどめられているかどうかを現地調査結果と予測結果に基づいて評価いたします。地盤崩壊や水害など防災に関する影響については、別途実施する森林法に基づく手続きの中で、和歌山県をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。 また、基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和39年法律第170号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第53号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠した適切な設計といたします。 風力発電機設置場所付近では、環境影響評価の手続きでの現地調査とは別途に詳細な地質調査を実施した上で、事業計画の検討をいたします。

(意見書 396)

No.	意見の概要	事業者の見解
447	私は有田川流域の中山間地で耕地の少ない狭い農地で農業を営んでいます。獣害に悩まされています。この度のウインドファーム計画は自然、環境破壊に繋がり、そこに住む動物達の生態系を脅し増々山里に降りて来て被害をもたらす結果になります。 もうすでに熊が出没しています。人害は時間の問題です。森林火災で何十、何万 ha が焼失した、又開発のため森林を伐採する。国土の何、何%が裸地となり CO2 の吸収が減少する等地球温暖化を加速させている。ウインドファームも似たりではなかろうか？再エネも開発も止むを得ない事があるかも知れないが、もっと他に良い方法がないものか。私自身倉庫の屋根で太陽光発電をして電気の一部を賄っている CO2 排出に協力をしているつもりだ。「情けは人の為にならず」の心算で日本国土建設を進めていただきたい。きっと他に名案がありますよろしくお願いします。依ってこの計画には反対します。	風力発電による鳥獣の被害についての報告はされていないと認識しております。今後も情報の収集に努めてまいります。 風力発電所建設に伴う地形改変は尾根上の一部に限られます。また、工事期間中には一時的に裸地ができますが、運転開始までに緑化する予定です。

(意見書 397)

No.	意見の概要	事業者の見解
448	自然を愛する登山者として意見を述べさせていただきます。 白馬山脈の代表する白馬山は有田川と日高川の分水嶺で「紀伊続風土記」に山名の由来が記され、また地元宇井の豪族が白馬に跨って集落を支配していたという伝説が残っています。 周辺には、コウゾを運んだカミソ街道や高野みちなど古道が残り、そして四季折々の景観を楽しめる山城です。 近年、台風の強風による倒木が登山道を寸断し安全に登山が楽しめる事が出来なくなりました。そのため私達有田山の会の会員で倒木の小枝等の除去して登山道の清掃し迂回路などの表示を毎年やっています。 風力発電設備の設置により自然災害と似た風景の変化が起こるのではないかと危惧します。 いつまでも地元山城の自然が維持され、地元の人々の心を癒してくれることと子供から高齢者まで安全に登山を楽しめる環境が維持されることを望みます。	環境影響評価の手続きにおいて、本事業の実施による白馬山への影響を極力回避・低減するよう検討するとともに、環境影響低減のために有効な環境保全措置を実行することで、地域の皆様のご理解を得られる計画となるよう検討してまいります。

(意見書 398)

No.	意見の概要	事業者の見解
449	年間を通じて訪れ自然に親しんでいる生石山からの景観が損なわれるのが心配です。 また、2011年の紀伊半島豪雨のような自然災害により、白馬山系および周辺の人々の生活環境が脅かされることも心配です。 また、当該地域は貴重な渡り蝶アサギマダラの飛来地でもあります。 近くに風車が建設された人々からの被害の報告も聞こえています。 一度建ててしまうと自然環境も大きく損なわれます。発電効率の著しく悪い風力発電には反対です。	アサギマダラにつきましては、今後、現地調査を実施し、現状の把握に努めて参ります。 生活環境、動植物、生態系について、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、可能な限り自然環境を維持できるような事業計画を検討いたします。

(意見書 399)

No.	意見の概要	事業者の見解
450	動物の現地調査地点 4 季 9 地区は何日間するのですか？意見の解答をきちんと出して欲しい コウモリ捕獲調査も 3 回のみなのは何ですか ヤマネ巣箱調査は何日されるのですか 鳥類は何日かではなく 1 年にわたって調査しないと飛ぶものなので分からないと思うので、月 1 回 3 日間は少ないと思います。 両生類魚類は 3 季の間ずっと調査するのでしょうか 日本気象協会の調査が正しい事はどうやって分かるのでしょうか。工事の場合監督員がいて日報があり検査があります。公表されないのでしょうか。低周波音で苦しむ人が出ているのになぜ低周波音の情報は公表されないのでしょうか。もう建てるのをやめて撤回して下さい。	動物の調査に関しては、基本的には 3 日間を予定しております。 コウモリ相の把握としているため、3 回としております。 ヤマネ巣箱利用調査は、期間設置するため、何日とお答えすることはできません。 鳥類調査は猛禽類調査のほか、渡り鳥調査、鳥類調査と実施いたします。 両生類及び爬虫類については、基本 3 日間としております。 なお、魚類・底生動物については、調査地点を設定しております。 調査の内容については、国及び県の審査を受け、妥当性についてご意見をいただくことになります。 低周波音についても、現地調査の結果等については、準備書で公表することになります。

(意見書 400)

No.	意見の概要	事業者の見解
451	環境アセスメント方法書図書縦覧について持ち出しも禁止印刷も出来ないのはなぜですか？何もやましい事がないならコピーされても大丈夫だと思うのですか？ コピー出来るようにして欲しい 説明会が地域 1 回というのはなぜですか？各区単位などでこまかく説明会をして欲しい。 というかもういいのでこの計画はやめて下さいお願いします。	環境影響評価図書に関する著作権法上の権利は図書の作成者に帰属します。予期しない方法で、コピーや再配布等の利用をされる恐れを考え、持ち出しはお断りしています。 今後、区の要望をふまえ、事業対象地区をメインに地区説明会の実施をさせていただきます。

(意見書 401)

No.	意見の概要	事業者の見解
452	廃棄物資、残土はどのような経路でどこに運ぶのか。道を大きくした時、くずれた場合はどうなるのでしょうか。 騒音、超低周波音の現地調査地点の騒音が5地点しかないのはなぜか、少なすぎるのではないですかもっと多くの地点で調べるべきではないか、調査期間が3日間しかないのはなぜですか。3日間で分かるのか。コロナがあるのなら Zoom などでも配信して欲しい。	廃棄物や残土については、準備書において記載をいたします。 調査地点の検討にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音測定マニュアル」に基づき、地域の騒音の状況が把握できる代表的な地点を選定いたしました。ただし、説明会で頂きました意見を参考に1地点の追加を検討いたします。 また、風車の設置により生じる不快感等は、ご指摘のような風車が設置される周辺地域の静穏性と風車騒音の関係性が要因とされております。今後の調査により、現地の状況を把握してまいります。 なお、zoom などでの配信につきましては、個人情報の保護の観点により、録画の制限が難しいと判断し、実施いたしません。

(意見書 402)

No.	意見の概要	事業者の見解
453	今まで風力を建てている所があれば、そこに低周波音をはからないのはなぜですか。 水源の大切な所に風力を建てるのはなぜですか コンクリートから有害なものが出ているのを知っておられると思いますので、もうここに風力発電を建てるのはやめて下さい	環境影響評価の手続において実施する現地調査等を踏まえて、事業計画を検討いたします。また、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を検討いたします。 コンクリート排水はアルカリ性の排水ですが、直接系外に流すことはない計画です。また、本事業においては、コンクリート固化材等は使用しませんので、有害物質については含有しないものと考えております。

日刊新聞に掲載した公告

・紀州新聞、日高新報（令和3年1月29日）

お知らせ
「環境影響評価法」に基づき、(仮称)DREAM Wind和歌山有田川・日高川風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称
大和エネルギー株式会社
代表取締役社長 濱 隆
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目一番四番四三号 あべのハルカス三十三階

二、対象事業の名称
事業者の名称
代表者の氏名
事務所の所在地
事業所の所在地
代表取締役社長 渡部 肇史
東京都中央区銀座六丁目十五番二号
(仮称)DREAM Wind和歌山有田川・日高川風力発電事業
風力発電所設置事業(陸上)
発電設備出力：最大約三万五千七十七キロワット

三、対象事業実施区域
和歌山県有田郡有田川町宇井吾区、川合区の一部及び日高郡日高川町愛川区、上初湯川区の一部にまたがる白馬山脈

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
和歌山県有田郡有田川町及び日高郡日高川町

五、縦覧の場所・時間
(和歌山県)和歌山県庁環境生活部環境政策局環境生活総務課
(有田川町)有田川町役場古備庁舎、金屋庁舎、清水行政局及び有田川町地域交流センター(ALEC)の各窓口
(日高川町)日高川町役場企画政策課、中津地域振興課、美山地域振興課及び寒川出張所の各窓口
※縦覧時間は、役所・施設開庁日時
(電子縦覧) <https://www.daiwa-energy.com/>
(縦覧期間) 令和三年二月二十九日(金)から令和三年三月二日(月)まで

六、意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をもち、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、お問い合わせ先へ郵送(三月十五日(月)当日消印有効)ください。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
一、日高川町山村開発センター
(和歌山県日高郡日高川町大字川原河三〇番地)
二月十八日(木)十八時三十分から
二月十九日(金)十八時三十分から
二、金屋文化保健センター 文化ホール
(和歌山県有田郡有田川町金屋七番地)
二月十九日(金)十八時三十分から

八、お問い合わせ先
大和エネルギー株式会社 電力事業部 風力事業開発グループ
(担当：山田・平山)
千五百五十六〇三三 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目一番四三番あべのハルカス三十三階
電話番号 〇六四七〇三三三〇八 ※受付時間：午前九時から午後五時まで(土・日・祝日を除く)

九、その他
今後、新型コロナウイルス感染症に関して国や地方自治体等から要請を受けた場合においては、必要に応じて縦覧や住民説明会の予定を変更することがあります。変更がありましたら、大和エネルギー株式会社のウェブサイトなどにてお知らせいたします。

・読売、産経、朝日、毎日新聞和歌山県版（令和3年1月29日）

お知らせ
「環境影響評価法」に基づき、(仮称)DREAM Wind和歌山有田川・日高川風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称
大和エネルギー株式会社
代表取締役社長 濱 隆
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目一番四番四三号 あべのハルカス三十三階

二、対象事業の名称
事業者の名称
代表者の氏名
事務所の所在地
事業所の所在地
代表取締役社長 渡部 肇史
東京都中央区銀座六丁目十五番二号
(仮称)DREAM Wind和歌山有田川・日高川風力発電事業
風力発電所設置事業(陸上)
発電設備出力：最大約三万五千七十七キロワット

三、対象事業実施区域
和歌山県有田郡有田川町宇井吾区、川合区の一部及び日高郡日高川町愛川区、上初湯川区の一部にまたがる白馬山脈

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
和歌山県有田郡有田川町及び日高郡日高川町

五、縦覧の場所・時間
(和歌山県)和歌山県庁環境生活部環境政策局環境生活総務課
(有田川町)有田川町役場古備庁舎、金屋庁舎、清水行政局及び有田川町地域交流センター(ALEC)の各窓口
(日高川町)日高川町役場企画政策課、中津地域振興課、美山地域振興課及び寒川出張所の各窓口
※縦覧時間は、役所・施設開庁日時
(電子縦覧) <https://www.daiwa-energy.com/>
(縦覧期間) 令和三年二月二十九日(金)から令和三年三月二日(月)まで

六、意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をもち、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、お問い合わせ先へ郵送(三月十五日(月)当日消印有効)ください。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
一、日高川町山村開発センター
(和歌山県日高郡日高川町大字川原河三〇番地)
二月十八日(木)十八時三十分から
二月十九日(金)十八時三十分から
二、金屋文化保健センター 文化ホール
(和歌山県有田郡有田川町金屋七番地)
二月十九日(金)十八時三十分から

八、お問い合わせ先
大和エネルギー株式会社 電力事業部 風力事業開発グループ
(担当：山田・平山)
千五百五十六〇三三 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目一番四三番あべのハルカス三十三階
電話番号 〇六四七〇三三三〇八 ※受付時間：午前九時から午後五時まで(土・日・祝日を除く)

九、その他
今後、新型コロナウイルス感染症に関して国や地方自治体等から要請を受けた場合においては、必要に応じて縦覧や住民説明会の予定を変更することがあります。変更がありましたら、大和エネルギー株式会社のウェブサイトなどにてお知らせいたします。

自治体広報誌への掲載
「広報ありだがわ」(Vol.181) 令和3年1月号 21 ページ

お知らせ

◆◆◆ 案内

「暮らしのガイドブック」を
作成します

有田川町と株式会社サイネックスとの官民共同により、「有田川町暮らしのガイドブック(令和3年度版)」を令和3年度(2021年度)中に発行します。

現在、皆さまにお配りしている「暮らしのガイドブック」は、平成27年(2015年)12月に発行したものです。今回は内容を最新のものに更新し、町内公共施設での各種手続きの案内や防災などの情報、医療機関や子育て支援に関する情報などを盛り込んだガイドブックとして、来年度中に町内全世帯に配布するほか、転入世帯にも配布予定です。

なお、この冊子は掲載される広告料で作成費用をまかなうので、公費の負担はありません。

企画調整課(吉備庁舎)

(仮称) DREAM Wind 和歌山有田川・日高川
環境影響評価方法書の縦覧
・住民説明会開催のお知らせ

環境影響評価法に基づき、(仮称) DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業の環境影響評価方法書縦覧ならびに住民説明会を開

催し、ご意見を受け付けます。

●事業者／大和エネルギー株式会社・電源開発株式会社

※計画段階環境配慮書時点で計画地が重複していた大和エネルギー(株)電源開発(株)との協議の上、今後は本計画を2社共同事業で進めます。

●計画地／有田川町(金屋地域・清水地域の一部)および日高川町(美山地域)にまたがる白馬山脈

●風力発電出力／最大3万5070kW(3200kW級風車を最大11基)

●縦覧場所／吉備庁舎・金屋庁舎・清水行政局・地域交流センター(ALEC)

※縦覧時間は役場・施設開庁(開所)日時に伴う

※電子縦覧は<https://www.daiwa-energy.com/>

●縦覧期間／1月29日(金)～3月1日(月)

●住民説明会／2月19日(金)18時30分～20時30分 金屋文化保健センター文化ホール

●意見書／環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書に氏名・住所・ご意見をご記入の上、意見書箱にご投函いただくか、問い合わせ先ま

で郵送してください(3月15日(月)の当日消印有効)。

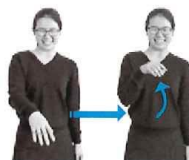
●その他／新型コロナウイルス感染状況により、縦覧・説明会の日程が変更になる場合、日刊紙などで改めましてお知らせします。

問 大和エネルギー株式会社 電力事業部 風力事業開発グループ
(〒545・6033 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1・1・43 あべのハルカス33階) ☎06・4703・3208(平日9時～17時)

第19回 手話にチャレンジ!
「熱い・冷たい」

このコーナーでは、日常生活で使う手話を紹介します。

下に向けた右手の指先をさっと上に上げる。
※「熱い・冷たい」の手話の動きは同じです。



※手話は、使う人やコミュニケーションをとる相手などによって異なるため、ここで紹介している手話と違う表現を使うことがあります。

自治体広報誌への掲載

「広報ひだかがわちょう」(Vol. 189) 令和3年1月号5ページ

県森林組合連合会と農林中央金庫大阪支店から
紀州材のカートを寄贈いただきました

令和2年11月27日(金)に、県森林組合連合会と農林中央金庫大阪支店から、川原河、笠松、寒川第一の3小学校に、町内産のスギで作った本運搬用カート20台を寄贈いただきました。(3校に6台ずつ、町に2台)

このたび、寄贈いただいた背景には、林業発展、過疎化が進む地域の活性化、学校教育支援など同じ考えを持つ農林中央金庫や県森林組合連合会、日高地方の木材産業関係者が連携したほか、以前から子どもと本をつなぐ活動に取り組むイハラ・ハートショップの協力があつたことで実現しました。

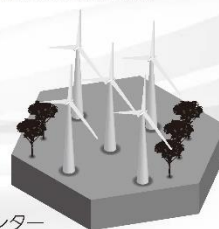
子どもたちはお礼を述べ、群読「はじめてことりがとんだとき」と歌「ありがとうの花」を披露しました。



(仮称) DREAM Wind和歌山有田川・日高川 環境影響評価方法書の縦覧と住民説明会のお知らせ

環境影響評価法に基づき、(仮称) DREAM Wind和歌山有田川・日高川風力発電事業の環境影響評価方法書の縦覧ならびに住民説明会を開催し、ご意見を受け付けます。

事業者	大和エネルギー株式会社・電源開発株式会社 ※計画段階環境配慮書時点で計画地が重複しておりました電源開発株式会社との協議の上、 今後は本計画を2社共同事業で進めて参ります。
計画地	日高川町(美山地域)および有田川町(金屋地域・清水地域の一部)にまたがる白馬山脈
風力発電所出力	最大3万5,070kW(3,200kW級風車を最大11基)
縦覧場所	企画政策課、中津地域振興課、美山地域振興課、寒川出張所 ※縦覧時間は各庁舎・施設の開館時によります。 ※電子縦覧： https://www.daiwa-energy.com/
縦覧期間	令和3年1月29日(金)～3月1日(月)
住民説明会	日時／令和3年2月18日(木) 18:30～20:30 場所／山村開発センター
意見書	環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に 備え付けの意見書に氏名・住所・ご意見をご記入の上、意見書箱にご投函いただくか、問合せ 先までご郵送ください。※郵送の場合、3月15日(月)の当日消印有効
その他	新型コロナウイルス感染状況により、縦覧・説明会の日程が変更の場合、日刊紙などで改めて お知らせします。



■お問合せ 大和エネルギー株式会社 電力事業部 風力事業開発グループ(担当:山田・平山)
〒545-6033 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43 あべのハルカス33F ☎06-4703-3208(平日9:00～17:00)

当社ホームページ掲載内容



大和エネルギー株式会社

お知らせ | 大和ハウスグループサイト

事業紹介

サービスを探す

会社情報

採用情報

お問い合わせ

[大和エネルギートップ](#)

[お知らせ一覧](#)

2020年度

お知らせ一覧

2020年度

2019年度

2018年度

2017年度

2016年度

2015年度

2014年度

過去のアーカイブ

(仮称)DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧並びに住民説明会の実施について [縦覧期間：2021年1月29日～2021年3月1日]

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業環境影響評価方法書」(以下、方法書)及びこれを要約した書類(以下、要約書)を令和3年1月27日(水)付で経済産業大臣へ届出いたしました。

方法書について、以下のとおり縦覧並びに住民説明会を実施いたします。

また、今後、新型コロナウイルス感染症に関して国や地方自治体等から要請を受けた場合においては、必要に応じて縦覧や住民説明会の予定を変更することがございます。変更がありましたら、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

※計画段階環境配慮書時点で計画地が重複しておりました電源開発株式会社との協議の結果、今後は本事業を2社共同で検討を進めて参ります。

<方法書の縦覧について>

縦覧場所：和歌山県庁 環境生活部環境政策局環境生活総務課

有田川町役場 吉備庁舎

有田川町役場 金屋庁舎

有田川町役場 清水行政局

有田川町地域交流センター (ALEC)

日高川町役場 企画政策課

日高川町役場 中津地域振興課

日高川町役場 美山地域振興課

日高川町役場 寒川出張所

縦覧期間：令和3年1月29日(金)から令和3年3月1日(月)まで

※縦覧時間はいずれも、役所・施設開庁日時に準じます。

縦覧場所にて、環境影響評価方法書、要約書、お知らせ用紙、ご意見記入用紙及び意見書箱を設置いたします。

ご意見記入用紙の記入：環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

<インターネットによる縦覧>

表紙及び目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（社会的状況）

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

資料編

要約書

<意見書の送付について>

「（仮称）DREAM Wind和歌山有田川・日高川風力発電事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、以下の当社宛先までご郵送ください。

○受付期間：令和3年1月29日（金）から令和3年3月15日（月）まで
（郵送の場合は、3月15日（月）当日消印有効です。）

○郵送の場合

宛先：〒545-6033 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号 あべのハルカス33F
大和エネルギー株式会社 電力事業部 風力事業開発グループ 山田、平山 宛

※ご意見記入用紙は[こちらよりダウンロードください](#)。

○記載事項

- ①氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ②方法書について、環境の保全の見地からの意見（意見の理由を含めて記載してください。）

<住民説明会の実施について>

・日高川町山村開発センター（和歌山県日高郡日高川町川原河230）
2月18日（木）18時30分から

・有田川町金屋文化保健センター（和歌山県有田郡有田川町金屋7）
2月19日（金）18時30分から

<お問合せ先>

〒545-6033 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号 あべのハルカス33F
大和エネルギー株式会社 電力事業部 風力事業開発グループ 山田、平山 宛
電話番号：06-4703-3208【受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝祭日を除く）】

※本方法書はダウンロードできますが、印刷できません。ご了承のほどお願い申し上げます。

和歌山県ホームページ掲載内容

English | 簡体字 | 繁体字 | 한국어 | Français

組織から探す

和歌山県 Wakayama Prefecture

文字サイズ 標準 拡大 色合い 標準 黒 青

Google 検索

和歌山城

和歌山県PRキャラクター「きいちゃん」

ホーム > 組織から探す > 環境生活総務課 > (仮称) DREAM Wind和歌山有田川・日高川風力発電事業

音声読み上げ



(仮称) DREAM Wind和歌山有田川・日高川風力発電事業

環境政策局

環境生活総務課

自然環境室

南紀熊野ジオパークセンター

循環型社会推進課

廃棄物指導室

環境管理課

県民局

県民生活課

県民活動団体室

消費生活センター

青少年・男女共同参画課

男女共同参画センター“りいぶる”

食品・生活衛生課

動物愛護センター

事業の概要

根拠法令	環境影響評価法
事業者または計画策定者	大和エネルギー株式会社 (主たる事務所:大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号あべのハルカス33階) ※当該事業は、方法書手続以降、大和エネルギー株式会社と電源開発株式会社の2社共同で検討が進められています。
事業の種類	法第2条第2項第1号ホ 発電所(風力)
事業の規模	最大35,070kW(単機出力3,200kW級×最大11基)
事業の実施区域	有田川町、日高川町
関係自治体	有田川町、日高川町

手続の状況

手続の状況 方法書手続中

配慮書		
配慮書提出日		令和2年7月6日
縦覧期間等	縦覧期間	令和2年7月7日から同年8月11日
	意見募集期	令和2年7月7日から同年8月11日

方法書		
方法書提出日		令和3年1月28日
縦覧期間等	縦覧期間	令和3年1月29日から同年3月1日
	意見募集期間	令和3年1月29日から同年3月15日
	縦覧場所	・県庁環境生活総務課 ・有田川町役場吉備庁舎、金屋庁舎、清水行政局、地域交流センター(ALEC) ・日高川町役場企画政策課、中津地域振興課、美山地域振興課、寒川出張所 ※縦覧時間はいずれも、役所・施設開庁日時 ・事業者ホームページ(外部リンク) https://www.daiwa-energy.com/
	説明会	
和歌山県環境影響評価審査会	審査会	
	審査会意見	
知事意見(経済産業大臣あて)		
経済産業大臣意見(事業者あて)		

このページの先頭へ

このページに関するお問い合わせは

和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境生活総務課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 【地図】

TEL:073-441-2674 FAX:073-433-3590

メール:e0320003@pref.wakayama.lg.jp

お 知 ら せ

「(仮称) DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間・日時

令和3年1月29日（金）～令和3年3月1日（月）

（縦覧日時はいずれも、役所・施設開庁日時に準じます。）

2. 閲覧用紙の記入

環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の受付

「(仮称) DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記送付先までご郵送願います。

○受付期間 令和3年1月29日（金）～令和3年3月15日（月）まで

（郵送の場合は、当日の消印有効です。）

○送付先（郵送の場合）

〒545-6033

大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-1-43 あべのハルカス 33 階

大和エネルギー株式会社 電力事業部風力事業開発グループ 山田・平山 宛

○記載事項

①氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見（意見の理由を含めて記載してください。）

※環境影響評価方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<https://www.daiwa-energy.com/>

以上

「(仮称)DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、意見書箱にご投函いただくか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください。

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入のうえ、意見書箱へのご投函をお願いいたします。

○意見書の郵送先 〒545-6033 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 1 番 43 号
あべのハルカス 33F
大和エネルギー株式会社 電力事業部
風力事業開発グループ平山・山田 宛

○意見書の提出期限 令和 3 年 3 月 15 日(月)[当日消印有効]

~~~~~

## 意 見 書

令和 3 年 月 日

| 項 目                                                              | ご 記 入 欄                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| お 名 前<br>〔法人その他の団体にあつては、<br>法人名・団体名、代表者の氏名〕                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ご 住 所<br>〔法人その他の団体にあつては、<br>主たる事務所の所在地〕                          | 〒                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 方法書についての環境の<br>保全の見地からのご意見<br><br>〔日本語により意見の理由を<br>含めて記載してください。〕 | <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> |

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いいたします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いをいたします。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4 サイズ)の用紙をお使いください。